

平成元年10月2日開会
平成元年10月13日閉会

和泉市議会第3回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第3回定例会会議録目次

平成元年10月2日(月曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1 "
○ 議事日程	3 "
○ 開会宣告(午前10時00分)	4 "
○ 市長開会挨拶	4 "
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(若浜記久男・木村静雄・出原平男)	5 "
○ 日程第2 会期の決定について(10月2日～10月14日 13日間)	5 "
○ 日程第3 一般質問について	
1番に 5番 並 河道 雄 君	5 "
2番に 25番 天 堀 博 君	25 "
3番に 7番 赤 阪 和 見 君	34 "
4番に 21番 勝 部 津喜枝 君	47 "
○ 散会宣告(午後4時06分)	64 "

平成元年10月3日(火曜日)第2日目

○ 出席議員・欠席議員	65 "
○ 議事説明員、その他	65 "
○ 議事日程	67 "
○ 開会宣告(午前10時00分)	68 "
○ 日程第1 (監査報告第20号) 例月出納検査結果報告(収入役 扱 平成元年3月分)	一 括 上 程 68 頁 72 頁
○ 日程第2 (監査報告第21号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員 扱 平成元年3月分)	
○ 日程第3 (監査報告第22号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員 扱 平成元年3月分)	
○ 日程第4 (監査報告第23号) 例月出納検査結果報告(収入役 扱 昭和63年 平成元年4月分)	
○ 日程第5 (監査報告第24号) 例月出納検査結果報告(収入役 扱 平成元年4月分)	
○ 日程第6 (監査報告第25号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員 扱 平成元年4月分)	
○ 日程第7 (監査報告第26号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員 扱 平成元年4月分)	
○ 日程第8 (監査報告第27号) 定期監査(平成元年度第1次分)結果報告	
○ 日程第9 (認定第1号) 昭和63年度和泉市水道事業会計決算認定について	

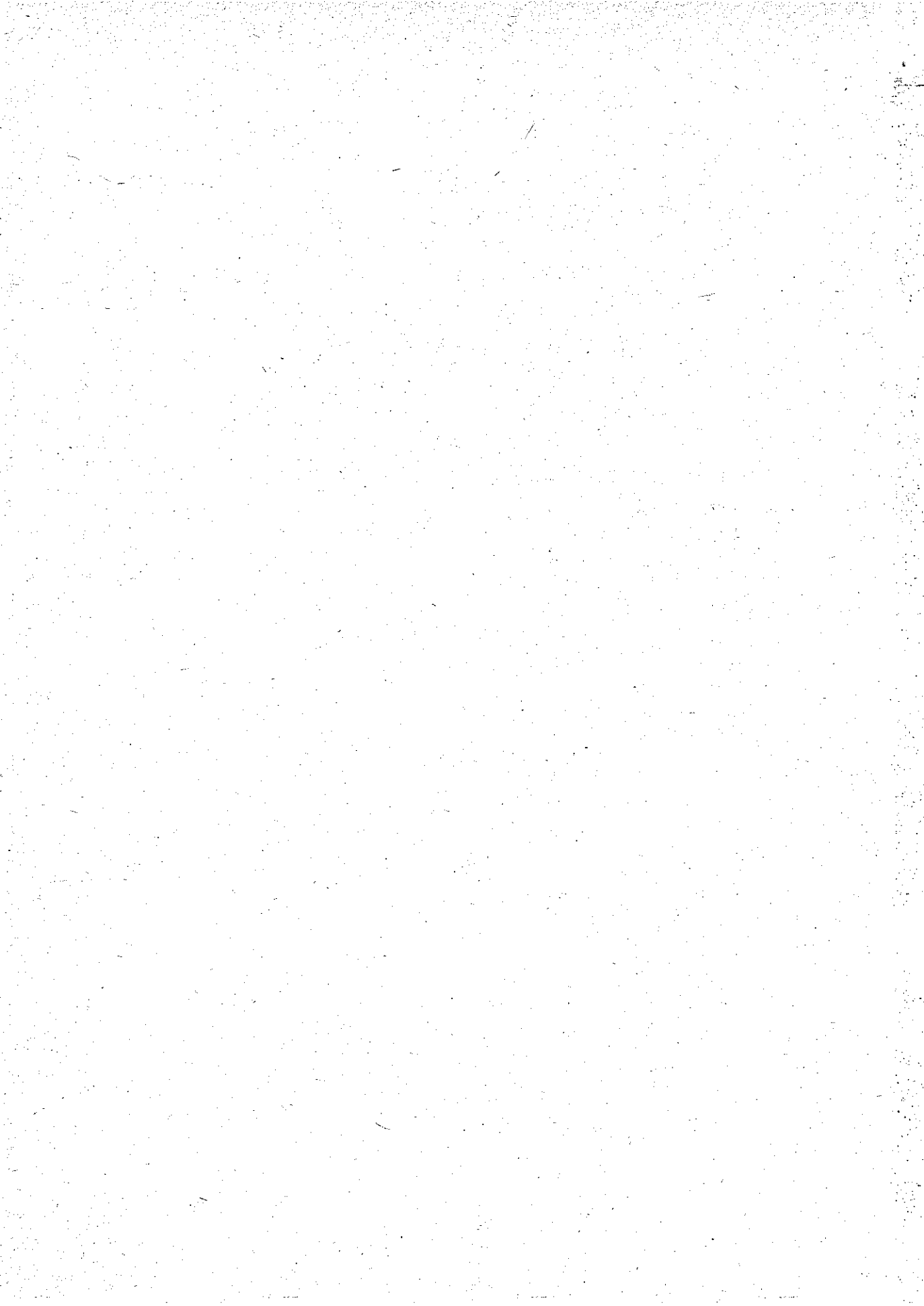
○ 日程第10	(認定第2号) 昭和63年度和泉市病院事業会計決算認定について	75 "
○ 日程第11	(議会議案第5号) 決算審査特別委員会設置について	78 "
○ 日程第12	(議案第36号) 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例制定について	79- 5括 80上 頁程
○ 日程第13	(議案第37号) 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第14	(議案第38号) 町の区域及び名称の変更について	82 "
○ 日程第15	(議案第39号) 工事請負契約締結について (和泉市公共下水道室堂幹線管布設工事その2)	84 "
○ 日程第16	(議案第40号) 市道路線の廃止について(伯太町19号線ほか1路線)	一 括 85上 程 87 頁
○ 日程第17	(議案第41号) 市道路線の認定について(室堂町側道1号線ほか12路線)	
○ 日程第18	(議案第42号) 市道路線の認定について(小野田九鬼線)	
○ 日程第19	(議案第43号) 市道路線の認定について(池上町13号線ほか2路線)	
○ 日程第20	(議案第44号) 平成元年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	94 "
○ 日程第21	(議案第45号) 平成元年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)	106 "
○ 日程第22	(議案第46号) 平成元年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	108 "
○ 日程第23	(議案第47号) 固定資産税評価審査委員会委員の選任について	112 "
○ 日程第24	(議会議案第8号) 和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会の名称変更について	113 "
○ 追加日程第1	議長辞職許可について	114 "
○ 追加日程第2	議長選挙について	115 "
○ 散会宣告(午後1時22分)		116 "

平成元年10月11日(水曜日)～平成元年10月12日(木曜日)まで自然休会

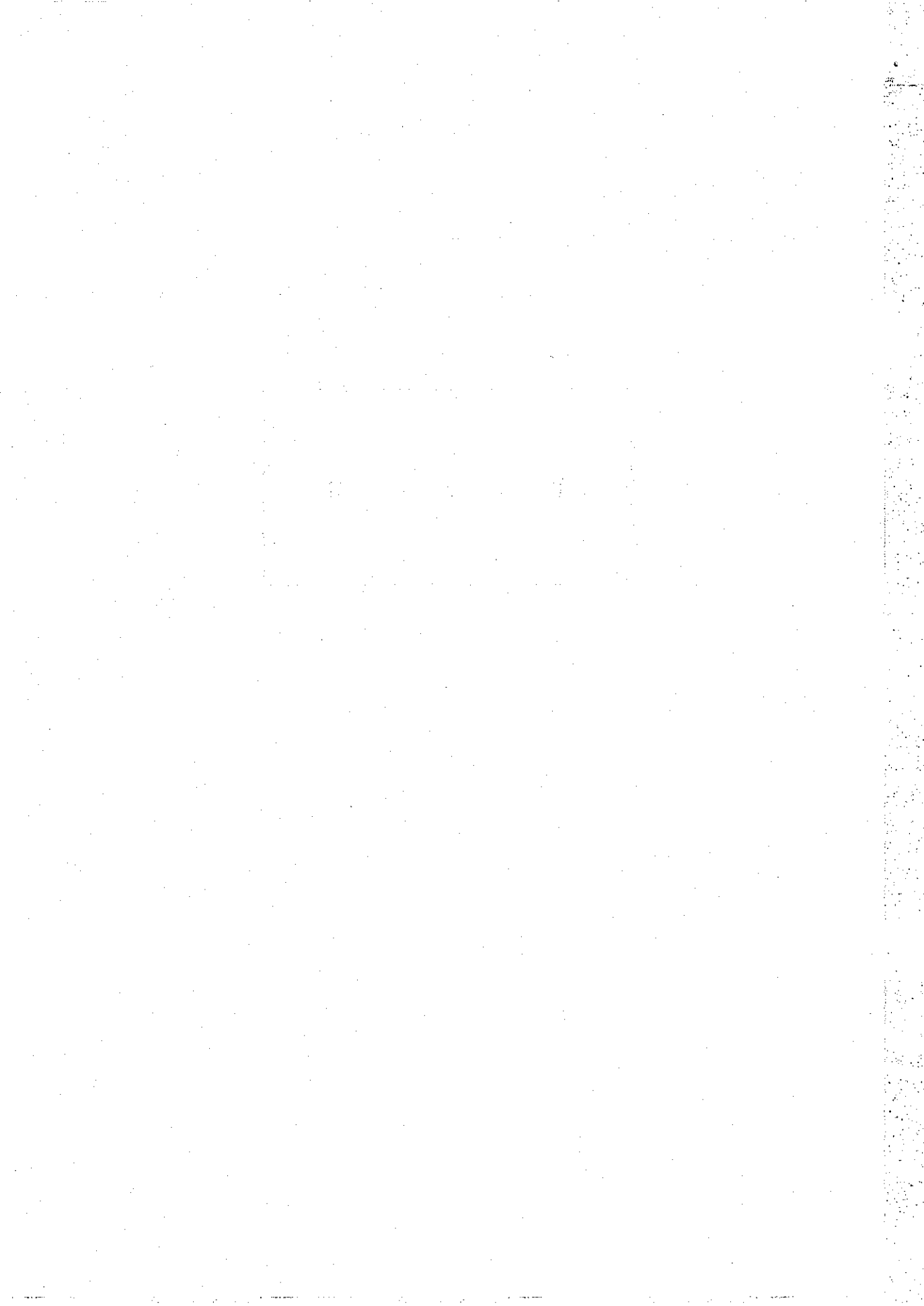
平成元年10月13日(金曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員	117 "
○ 議事説明員、その他	117 "
○ 議事日程	119 "
○ 開会宣告(午前10時00分)	119 "
○ 日程第1 議長選挙について	120 "
○ 追加日程第1 副議長辞職許可について	122 "
○ 追加日程第2 副議長選挙について	123 "

○ 追加日程第 3 常任委員会委員の辞任について] 126 一 括 上 程 127 頁
○ 追加日程第 4 特別委員会委員の辞任について	
○ 追加日程第 5 常任委員会委員の選任について] 128 一 括 上 程 129 頁
○ 追加日程第 6 特別委員会委員の選任について	
○ 追加日程第 7 決算審査委員会委員の選任について	
○ 追加日程第 8 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について] 131 一 括 上 程 132 頁
○ 追加日程第 9 泉北水道企業団議会議員の選挙について	
○ 追加日程第10 南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	
○ 追加日程第11 消費税の廃止を求める意見書	134 "
○ 追加日程第12 監査委員の選任について	135 "
○ 市長閉会あいさつ	137 "
○ 議長閉会あいさつ	138 "
○ 閉会宣告 (午後3時35分)	139 "



第 1 日



平成元年10月2日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	坂口敏彦君	17番	池辺秀夫君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君
16番	西口秀光君		

九



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	総務部	理事	大塚孝之	
助	役	坂口禮之助	総務部	次長	森利治	
収	入	役	中塚白	総務部	次長	奥村富彦
市長	公室	長	杉本弘文	財政課	長	阪豊光
市長	公室	理事	逢野一郎	同和対策部	長	堀宏行
市長	公室	理事	神藤恒治	同和対策部	理事	向井洋
市長	公室	理事	中西優	同和対策部	次長	明坂文嘉
市長	公室	理事	稲田順三	福祉事務所	長	中川鉄也
市長	公室	次長	鹿島賢昌	福祉事務所	次長	大宅清臣
秘書	課	長	井阪和充	福祉事務所	次長	農端小一
企画	課	長	今村堅太郎	市民生活部	長	麻生和義
総務	部	長	橘本昭夫	市民生活部	次長	岸田秀仁

市民生活部次長	坂田平之	病院事務局次長	谷上徹
市民生活部次長	池辺修次	消 防 長	角谷泰夫
産 業 部 長	松村吉堯	消 防 本 部 次 長	高宮武男
産 業 部 理 事	中西淳富	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬喜広
産 業 部 次 長	高三一行	用地担当理事 土地開発公社事務局長	明坂貞士
産 業 部 次 長	藤原清司	教 育 委 員 長	藤原忠男
産 業 部 次 長	松林保	教 育 長	西川喜久
建 設 部 長	浅井隆介	管 理 部 長	逢野博之
建 設 部 理 事	山崎琢磨	管 理 部 次 長	白樫通有
建 設 部 次 長	谷 俊雄	指 導 部 長	重野欣達
建 設 部 次 長	赤田儔信	指 導 部 次 長	木村吉男
建 設 部 次 長	山崎精二	社 会 教 育 部 長	生田 稔
都市整備部長	萩本啓介	社 会 教 育 部 理 事	竹田明郎
都市整備部理事	阪倉嘉一	社 会 教 育 部 次 長	中辻寿夫
都市整備部次長	三井義秋	社 会 教 育 部 次 長	北野喜平
改良事業部長	富田宏之	会 計 課 長	藤木意継
改良事業部理事	笠木恒忠	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中 稔	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水 道 部 長	岩井益一	監 査 委 員	庄司 清
水 道 部 次 長	岸本孝二	監 査 事 務 局 長	吉田陽三
水 道 部 次 長	仲田博文	農 業 委 員 会 会 長	森口義忠
病 院 長	竹林 淳	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田 種行
病院事務局長	藤原光夫		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次 長	河原茂隆
議事係長	佐土谷茂一
調査係長	井之上光一
係 員	田村隆宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成元年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月2日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

○

一般質問発言者及び発言の要旨 (平成元年10月第3回定例会)

発言順・議席番号・発言者・発言要旨

① 1番 並河道雄議員

1. 開発指導について

- イ 事前協議、本申請と住民のコンセンサスについて
- ロ 開発負担金と地域整備について

2. 財政運営について

- イ 経常収支比率について
- ロ 民間委託について
- ハ 職員の人事管理について

3. 青少年の健全育成について

- イ 家庭日の設定について
- ロ いじめ対策について

4. 緊急通報制度の実施状況について

② 2番 天堀博議員

1. 市立保育園の建替と改修計画及び設備の改善について

2. 光明台北小学校の学童保育実施について

③ 3番 赤阪和見議員

1. 環境行政について

- イ ゴミ減量化対策について
- ロ 散乱ゴミ対策について
- ハ 放置自転車最終処分について
- ニ 緑化推進について

2. 固定資産航空写真記録閲覧と使用について

3. 国民健康保険料率と計算について

④ 4番 勝部 津喜枝 議員

- 1. 舞町焼却場新炉建設に伴う諸問題について
- 2. 信太、鶴山台地域のまちづくりについて
- 3. 教育行政について

(午前10時00分開議)

- 議長(田中昭一君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは24名でございます。欠席並びに遅刻届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと存じます。現在、24名でございます。

- 議長(田中昭一君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成元年第3回定例会を開会いたします。

○

- 議長(田中昭一君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(田中昭一君) ここで、市長のあいさつを願います。

(市長登壇、あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) おはようございます。平成元年第3回定例会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席を相賜りまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

本定例会におきまして御提案を申し上げます議案は、平成元年度和泉市一般会計補正予算他11件、認定2件、監査報告8件でございます。議案の内容につきましては、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御可決、御承認を相賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく願いを申し上げます。

○
○ 議長（田中昭一君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、18番・若浜記久男君、19番・木村静雄君、20番・出原平男君、以上、3名の方を指名いたします。

○
○ 議長（田中昭一君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から10月14日までの13日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月14日までの13日間と決定いたします。

○
○ 議長（田中昭一君） 日程第3「一般質問について」を行います。

最初に、5番・並河道雄君。

（5番・並河道雄君登壇）

○ 5番（並河道雄君） 5番・並河道雄です。通告順に従いまして、質問の要旨を申し上げます。

1番目に、開発指導について。最初に事前協議、本申請と住民のコンセンサスについて。最近の地価の高騰は、目に余るものがあります。特に泉州地域においては、1年間に約5割の上昇といわれております。土地の確保の困難のためか、建て売り業者を中心にミニ開発、

マンション建設等、住民とのトラブルが後を絶ちません。1例を挙げれば、建て売り住宅で開発申請を出しながら空き地のまま放置、ある日突然ミニマンションに計画変更をする。このような事態に対し、今後、市はどのように対応されるのか、明確なお答えをいただきたい。

次に、開発負担金と地域整備について。昨年1年間の開発負担金の歳入額は幾らか。また、地元への地域整備に何らかの形で還元すべきと思うが、この点はどうか。ミニ開発による集会所建設の件で以前、一般質問をしたことがあるが、検討されたかどうか。

2番目に、財政運営について。最初に経常収支比率について。経常収支比率については、議会ごとに私も指摘をしてきました。財政は単年度に限らず、行政需要が存続する限り永遠に続くわけですから、一般的に健全財政とは何か、いろいろ論議されておりますけれども、理想的な財政運営から見ると、税収、地方交付税などの経常的一般財源で人件費、物件費、扶助費、公債費等の経常的経費を十分に賄い、なお、相当額の一般財源を投資的経費に回ることですが、本市の63年度の決算見込みによる経常収支比率を見ると、府平均が84.8%に対し、本市は99%と非常に高い指数となっております。この際、市長は英断をもって経常的経費の大幅な削減に努め、健全財政に努めなければ、住民の信託を失い、背信行為と言わざるを得ない。そこで、明年度の予算編成に当たって、新しい財政計画を真剣に討議してこの比率を引き下げるべであると思うが、市長の財政立て直しの決意を伺いたい。

次に、民間委託について。肥大した行政機構を簡素合理化し、最も効率のいい税金のむだ遣いの少ない仕事をしようとして行政改革が叫ばれ、その1つに民間委託の推進が挙げられております。行政需要の増大、単独事業の実施に当たって新規職員を採用し、これに充てればいいというだけでなく、そこには、民間で当然、消化しやれるものは、民間活力を利用する等の意識がなければならぬ。役所の仕事の中に民間で行っても十分にやれる仕事があるか。これからは、この種の仕事を民間に委託し、浮いた職員を必要な部門にしようというのが民間委託の趣旨でもあり、このことは、常に税金がむだなく有効に遣われることを願ってやまない納税者の期待にも沿うことになるわけですから、この際、民間委託について、その功罪について大いに論議すべきであると考えます。ただ、この改革が、内部職員等の旧態依然たる保守的な考えでできないとするならば、まことに残念なことであります。これはあくまでも住民の立場にたつて能率的、効率的な行政を期待している納税者の意識に従って考えるべきでありますので、民間委託に対する市長の基本的な姿勢を伺いたい。

次に、職員の人事管理について。職員を採用すると、定年まで給与費が義務費となり、人件費比重が高まって次年度以降の財政の弾力性を失う大きな問題が潜在しております。住民からの行政需要が高まってきて仕事が増え、行政機構が大きくなり、こうした住民サービス

の名のもとに新規職員の採用によって、多い人員とサービス向上が常に連動するものであろうか。多くの職員を抱え、サービスが向上するという保証はなにもない。要は、人員より質のいい行政をどうして行うかを先行しなければならない。最高執行権者としての市長の手腕と力量を期待しておりますけれども、この際、徹底的に歳出を総洗いして経費の節減、合理化に努め、自主財政再建計画を立て、住民の信託にこたえるべきであると考えますが、この点、いかがお考えか。

3点目に、青少年の健全育成について。最初に、家庭の日の設定については、過去、わが党の議員から提言をした経過がありますが、再度、提言をしたい。青少年の犯罪非行は年々増加し、全国的に大きな課題となっております。これらの犯罪非行は、必ず家庭の環境問題に原因があると言われております。家庭の環境は、子供の人間形成に大きく影響をもたらします。そこで、毎月1回、家庭の日を定め、親子の触れ合いの日とし、PTA、学校が一定の行事をするもよし、また、学校側も家庭の日の意義をよく児童児童に伝え、協力してもらいたい。非行化は、親子の対話不足から来ると言われております。特に父親は、仕事の忙しさから子供の成長や教育に関心が薄いと言われております。ぜひ実現していただきたいが、理事者のお考えをお聞きしたい。

次に、いじめの対策について。最近、小中学生の間で広がりを見せているいじめは、成長期において健全育成されるべき児童生徒の人権にかかわることで、これはまことに憂慮に耐えないことであります。過去、議会でも取り上げた記憶がありますが、本市の実態はどうか。各学校長との意見、情報交換がどの程度行われているのか。PTAの会合、保護者の参観日等に家庭のしつけ教育が徹底しているかどうか、お伺いしたい。

4点目に、緊急通報制度の実施状況について。わが党は、21世紀に向けトータルプランを発表いたしました。福祉といえば、ともすれば年金、医療、生活保護と考えがちですが、住宅や教育まで具体策を講じた画期的なものであります。例えば母子家庭の方でも、自力で奨学金制度により大学までもいけるといったものです。今後も福祉の充実には私も力を入れていく決意ですが、以前から提言もし、また、理事者の御協力により本年より導入されました緊急通報制度のシステム及び実施状況を説明願いたい。

自席での再質問の権利を留保して趣旨説明にかえます。

- 議長（田中昭一君） 理事者答弁。
- 都市整備部参事（上出 卓君） 開発指導につきまして、都市整備課上出より御答弁申し上げます。

まず、分譲住宅地でのミニマンション建設に伴う住民のコンセンサスについてですが御指

摘の開発地は、鶴山台団地の北東側、市道信太2号線沿いの尾井町において、吉田工務店ほか3社が、昭和62年に開発申請をした住宅分譲地の件かと存じますので、経過等について御説明申し上げます。

マンション建設計画が判明いたしましたのは、造成工事が完了後、会社が販売のちらしを出したものを近隣の住民の方からいただいたのがきっかけでございます。これによりますと、戸建て住宅地の一角2,000㎡がマンション建設となっていたものでありまして、当初の申請では、すべて宅地分譲であったものが一部分変更されておりました。さっそく、ちらしの内容について開発者へ問い合わせを行い、戸建て住宅とマンションの混在は問題があると思うことから当初計画に戻すよう申し入れるとともに、大阪府開発指導課、建築振興課へ指導を仰ぎ、都市計画法、宅建業法等から業者指導ができないものかどうかについて御検討をいただきましたが、法的には難しいということでもございました。

そこで、市といたしましては、独自に開発者に対しまして、以下の観点で指導をいたしております。1点目に、当初計画に戻して戸建て住宅を再検討すること。2点目に、マンションを建設するとしても階層を下げるなど、できるだけ周辺にマッチしたものとすること。3点目に、当初の開発申請時に地元協議を行った住民代表者の方々に計画変更についての事情説明を行うこと。4点目に、開発地内の権利者及び周辺住民への説明会を十分に行うこと。

以上について特に指導をしております。

現時点では、マンション建設に伴う給水、配水その他の技術的な協議についてはすべて終了しておりますが、ただいま申し上げました地元調整が整っていないために申請書類を保留しているところでありまして、今後も引き続き地元合意が得られるよう指導してまいりたいと考えております。ちなみに、周辺住民への説明会も開催されているやに聞いております。

なお、本件のような事例は非常にまれなものでございまして、この事例についてよく研究し、今後の開発行政に生かしてまいりたいと存じますのでよろしくお願いを申し上げます。

次に、ミニ開発地における集会所の設置指導についてでございますが、この件は、かねてより先生から御指摘もいただき、いろいろ検討いたしております課題でございます。本市の宅地開発指導要綱では、50戸以上の開発については、集会所の設置をお願いしておりますが、それ以下の規模、いわゆるミニ開発につきましては、開発者に対する負担金の割合も考えまして、設置をさせていないのが実態でございます。設置戸数の50戸の見直しにつきましては、阪南各市の基準等についても調査検討しておりますが、各市とも50戸～100戸以上の開発について集会所の設置をさせているのが現状でございます。

なお、和泉市の基準値の50戸についても妥当なものであらうと考えております。

また、集会所の設置義務を逃れるために故意に50戸以下に分割した申請をすとか、同一業者による連続開発で合計が50戸以上になるようなものにつきましては、市としても強力に指導をしております。20戸〜30戸程度の小規模開発におきましては、あらかじめ集会所の設置のために用地を確保しておくことは、近年の地価高騰の折から非常に難しくなっているのが現状でございますので、御了承を賜りますようお願いを申し上げます。

ただ、先生が御指摘のとおり、地域の集会所が不足しているという点につきましては、開発指導窓口といたしましても十分に認識いたしておりますので、市町村で構成しております開発指導行政協議会等におきまして意見交換を行うなど、今後とも検討してまいりたいと考えますので、よろしくをお願いいたします。

なお、昭和63年度開発協力金の歳入につきましては、77件、3億4152万円でございます。

以上でございます。

- 議長（田中昭一君） 次の答弁。
- 財政課長（阪 豊光君） 第1点の2番目の開発者協力金の使途と地域整備並びに第2の財政運営の1点目の経常収支の御質問に財政課阪からお答え申し上げます。
- 5番（並河道雄君） 2番目はちよっと後にして、開発協力金の使途について先に答弁してください。
- 財政課長（阪 豊光君） それでは、開発者協力金の使途と地域整備についてお答え申し上げます。

開発者協力金は、全額公共施設整備基金に積み立て、条例の趣旨に従い広く市内一円の公共施設整備に充てるべく、運用を行っているところであります。實際上、地域開発が行われますと、早晚、その地域開発に伴う道路、水路、教育、保育等々の関連公共公益施設整備などが予算要求として上がってまいります。その運用につきましては、予算編成を通じ、それらに関連する事業を優先的に整備すべきであると考え、予算査定を通じて採択しているところでございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

- 5番（並河道雄君） 開発指導について、再質問をいたします。

いま、答弁をいただいたとおり、ミニマンションについては、ごくまれなケースであると思えますし、ある意味では、法の盲点をついたものと思えます。今後は、こういうことのないように未然に防止するためにまず第1点、事前協議あるいは本申請の段階でいわゆる用途変更がなされないよう、強力な行政指導をしていただきたいことを望んでおきます。

それから、現在も精力的に住民と交渉を続けております。これは法的に違法でないという

ことは、われわれもよく承知しておりますけれども、まだ妥協案が出ない段階で、精力的に何回も話し合いが続いております。例えば階層を少なくするとか、戸建て住宅の元の申請に戻すとか、いろいろやっております。違法でないけれども、住民の合意が得られるまで、申請書類を役所で保留をしておいていただきたいが、この点のお約束をさせていただきたいと思うんですが、この辺の見解はいかがでしょうか。

- 都市整備部参事（上出 卓君） ただいま申し上げましたように、保留をしておるわけですが、実はこの件は、本年3月に申請をお受けし、本日まで約7カ月間ほど止まっているのが実態でございます。先ほども申し上げましたように、技術的な話し合いはほとんど完了しておりますので、いつでも書類としては通せるべきものですが、御指摘のように住民の方が調整のために御苦労されていることは十分承知しておりますので、当面は、この状況を見守っていきたい。あくまでも、住民の皆さんとの調整がついた上でこの書類を大阪府に經由していきたいと、今のところ、そういうふう考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。
- 5番（並河道雄君） それから、集会所の件ですが、設置基準が50戸ということは、これぐらいでほぼ妥当な要綱だと思うんです。ただ、これも業者側が分割申請をして法の盲点をついてくるケースがあるわけです。この場合は、例えば横に空き地があるとか、机上の書類審査だけでなく現地を見ていただいたらわかるケースが多々あります。法の盲点をつかれないように、行政としては事前に察知していただき、事前協議の段階で強力に行政指導をしていただき、何らかの誓約が取れないものかどうか。あるいは後でそういうものが出てきた場合、応能負担で集会所の建設ができないものか。トータルで50戸になれば、1つの町会結成もありますので非常に住民が困りますので、その辺はいかがでしょうか。
- 都市整備部参事（上出 卓君） おっしゃいますことは当然でございます。ただ、まことに失礼ですが、私もこの仕事を10年ほどやっております。担当者もそれと同じぐらいか、あるいはそれ以上に経験がございますので、和泉市内のこういう開発地の状況はほとんど把握しております。大体、わかっておるつもりでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、申請書の出し方につきましては、先方さんの事情なり、用地買収の事情もあり、区切って来られるケースが多うございます。その中で、設計事務所さんとの話し合いの中では、場合によっては、担当窓口で口論になって大声で怒鳴り合うようなことも含め、はなはだ荒っぽい話ですが、業者指導も強力にやっておるのが現実でございます。他の地域では、そういうことで取っていただいている地域もございます。全部が全部そういうことにはなりにくいんですが、業者とのやり取りの中で苦慮しているのが現実でございますので、今後とも御

指摘の点につきましては、十分検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

- 5番(並河道雄君) 開発に関する住民とのトラブルは非常に多いと思っております。学校問題にしても、これは以前、一般質問もした逆のケースですが、例えば以前住んでいたときは、小学校は泉大津の学校へ行っていたが、Aという土地は和泉市の地番ですから中学校は富秋へ行かなくてはあかん。その場合の市の見解は、わずか20戸程度の開発であれば、当然、行政協定か何かで泉大津の中学校へ行けるように話をできるが、その周辺が開発されるケースがあるから、そこまでとなると難しい。こういう場合は、逆に住民の要望を聞かずにそういう形でやっていく。集会所の場合は、逆に業者擁護の感じがしなくもありません。法の盲点をつかれてうまく行政指導ができないケースが多いと思っております。今後とも事前協議の段階でチェック機関を厳しくし、業者から誓約書とまではいかなくとも、行政指導をきちんとやっていただきたい。この点だけを申し述べておきたいと思っております。

それから、開発協力金の件ですが、はなはだ抽象的な答弁です。歳入の目的をはっきりするために公共施設整備基金に積み立てるといふ、これはどこから入ったかをはっきりさせるために当然かと思っておりますが、地元から公共公益施設設置の要望が出てきた場合、その負担金は、その地域の公共的な施設に最優先して使われるべきものやと思っております。そのために一般質問をしたのですから、もう少しわかりやすくお答えをしていただきたい。

- 総務部理事(大塚孝之君) 開発負担金につきましての再度の御質問に対しましてお答えさせていただきますと思っております。

開発負担金の性格自身が、一般寄付金という形で歳入させていただいております。つまり、財政上は、臨時的な一般財源という扱いになっておるわけでございます。開発指導要綱に基づく負担金徴収の基準につきましては、いわゆる戸数の増加に伴う人口増のため、小中学校などの公共施設整備などに対して一部負担を願っているところでございます。したがって、納入されます負担金は、本来、一般財源として使用してもいいのですが、開発指導要綱の趣旨からも、先ほど課長が説明いたしましたとおり、広く市内一円の公共施設整備に充当しておるのが実態でございます。

しかしながら、当然、一定の地域が開発されますと、その周辺の地域整備、公共事業について各部から予算要求として上がってまいるのでございます。私どもはそれらを優先的に採択させていただき、予算計上をさせていただいているのが実態でございます。したがって、原則的には、公共事業として採択できるものあるいは市の施策として対応できるものにつきましては、予算編成時に地域開発と関連いたしまして優先的に配慮、予算計上をさせていた

だくという考え方で運営をさせていただいているのが実態でございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○ 5番（並河道雄君） 開発負担金は、1戸当たり60万円か何かですね。これとは別に教育委員会で学校関係か何かで業者から負担金を取っている場合がありますが、この扱いはどうなっていますか。どこで歳入として上げてますか。

○ 管理部長（逢野博之君） 教育委員会の方からお答え申し上げます。

ただいまの御質問は、開発指導要綱に定める公益施設の設置基準の保育所、幼稚園、小中学校に関連いたしまして、100戸未満につきましては、指導要綱の中で1戸当たり30万円ということで基準を設けております。100戸以上の開発につきましては、指導要綱の中では、別途市長と協議の上決定する、いわゆる基本的な30万円以外に教育施設であれば教育委員会と別途協議の上、決定して負担をしていただくことになっております。教育委員会の方では、公平な扱いをする上からも一定の別途協議の内規を定めております。例えば100戸以上300戸未満までは、別途協議の基準を1戸当たり3万円、300戸以上500戸までは6万円というように一定の基準を定めて取り扱いをしております。

そういう基準を決めまして取り扱いをしている基本的な考え方としては、先ほど財政から運営状況を説明いたしました、開発指導要綱に定める別途協議ということで30万円プラスアルファという形で基金そのものに全部入れております。したがって、別途協議の財源的な使途の考え方につきましては、たまたま最近、学校間格差の解消ということで大規模改造事業を実施しておりますが、そういうところの一般財源として基金から繰り出していただき、集中的に使っていくという考え方で教育委員会の方は対処いたしております。

○ 5番（並河道雄君） それは当該年度に入れたものは、すべてその年度内に使ってしまうのですか。あるいは基金に置きといて崩していくわけですか。

○ 管理部長（逢野博之君） 開発地域内の公益施設の状況によって、別途協議の判断をしていくことになれば、それなりに地域によって不公平が生じますので、一定の基準を定めまして、全市的に同じような取り扱いをしていく。そのかわりにその使途についても、学校間格差をなくするための1つの例としての大規模改造事業を行うため、一般財源として基金からの繰り出しをお願いし、鋭意施設整備に取り組んでまいりたいということでございます。その年度に入ったものは、その年度内に全部使っていくという極端なものではございません。そういう予算措置との兼ね合いにおきまして、できるだけ基金から繰り出して運営をしていくということでございます。

○ 5番（並河道雄君） 確かに行政の不公平さが生じる事例もあると思います。関係部局か

ら予算のヒアリングの際にも上がってくる場合、できるだけ地元住民の要望を聞いていただきたいと思います。開発の方はおカネを取るだけで文句だけ言われて、という言い分もあると思います。もう少ししてやってくれたら文句も出ないのに、という場合もあると思います。そういう面も含め、一般財源へ放り込んだらどこへ行ったかわからへん、飛んでしまうたということでは困ると思います。教育委員会の方でも開発負担金のほかに取ったならば、できるだけその地域の学校施設の充実にある面では使ってほしいという意味も含めまして意見を言いましたので、その辺は今後とも各部局で検討課題としていただきたいと思います。

本市も都市化の進行で核家族化が進み、住宅需要は年々増大している傾向にあります。土地あるいは建築価格の高騰などで住宅の確保は非常に困難になってきております。そこでは、民間の開発事業におんぶされているケースもありますので、そういうミニ開発や工業地域にマンション建設などが行われるなど、いろんな問題が生じてきております。また、地域の生活環境の水準も非常に低下をしてきております。

今、地区計画というものがあるやに聞いております。それをちょっと読ませてもらいたいんですが、良好な住宅地の環境を守るため、例えば緑豊かな落ち着いた住宅地に次第にミニ開発が行われたり、あるいは敷地の細分化が始まってきている。このまま放置すれば、良好な環境が失われていく恐れがある。そこで地区計画を定めることによって敷地の細分化を防ぐこともできるし、緑豊かな環境を守ることもできる、となっております。今後も地区計画制度の創設など、環境保持のために各部局で検討をお願いしたいと思います。

今回のマンション建設の件にしても、もう少し平たくいえば、150戸の建て売り住宅の申請が出ておってずっと前から建てられてきたが、5区画残しておく。その5区画がある日突然、マンションに変更される。確かに法的に違法でないが、既に住んでいる人は、2階の窓から山も見え、天気の良い日は海も見えると喜んでいたが、マンションの建設で家の前に塀ができるという、これは容認できるかどうか。先ほどの答弁のように、ごくまれなケースあるいは初めてかもしれませんが、こういうことが違法でないということで一部業者に許されるならば、いろんな住民とのトラブルが絶えないと思います。こういう地区計画あるいは強力な行政指導によってそういうことのないようにお願いしたい。地元との合意ができるまでは申請書類を保留しておくという答弁もいただきましたので、この件については、一応納得をしておきたいと思います。

- 議長（田中昭一君） 次の答弁。
- 財政課長（阪 豊光君） 財政運営の第1点目の経常収支比率についての御質問につきまして、財政課よりお答え申し上げます。

本市財政運営は、実質収支の黒字基調を堅持しているものの経常収支比率は99%と高い指数であり、財政構造の硬直化を示し、財政運営上弾力性に乏しいというのは御指摘のとおりであります。財政構造硬直化の要因といたしましては、第1に、経常的収入であります市税収入は、大阪府下最低に近い1人当たりの税収という自主財源に乏しい脆弱な体質でございます。第2点目は、財源難の中で国、府の補助、臨時的財源の確保に努め、大都市圏近郊の福祉、教育文化の高水準の行政需要にこたえるべく、施設整備に取り組んできた結果、一方で施設の運営経費等も含め経常的経費が増大するところでもあります。このような状況下であります。皆様の御理解と御協力によりまして昭和50年代の多額の赤字も解消し、今日、財政構造に問題が残っているものの、堅実な財政運営を図ってきたところでもあります。

御指摘のとおり、経常収支比率の改善は、本市にとって緊喫の課題であり、一方、関西国際空港とともに都市基盤の整備は重要な課題でございます。今日までの公共公益施設の整備充実、行政需要も必然的に増加するところでもあります。民間委託、事務の電算化、法人設立運営等事務の合理化、効率化の行政運営に努めてきたところであり、今後とも経費節減に効率的運営に徹してまいりたいと考えております。合わせて一方、現在抱えているプロジェクトを早期に完成させ地域整備と経済活性化を促し、ひいては自主財源確保の基盤づくりに邁進しているところであり、今後とも皆様方の御支援、御協力をお願いしつつ、財政健全化に収支両面にわたり取り組んでいく決意でありますことを十分御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 企画課長（今村堅太郎君） （ロ）の民間委託について、企画課今村よりお答えいたします。

先生御指摘のとおり、市民の皆さんからいただきました税金をむだなく有効に執行することは、行政にとっては、特に重要な事柄であると認識しているところであります。本市におきましては、先生御指摘の業務の民間委託の問題などにつきまして、効率的な行財政運営が図れるように昭和61年2月、和泉市行財政改革大綱が策定されたところであります。その中の事務事業の見直しのところでは、限られた財源を有効に運用するためには、行政サービスと負担の公平確保に留意しつつ、最小の経費で住民サービスの向上を図る方途を検討すべきであるとされております。

この方針に基づきまして、現在までの行財政改革の取り組みといたしましては、まず、公用車の集中管理と買い替えの抑制、失業対策事業の打ち切り、小中学校の機械警備の推進、電話の電子交換機の導入による人員削減、公共施設管理公社への委託等々については、既に

実施しております。さらに、本年9月からは職員の給与振り込み制度を開始し、行財政改革を進めて事務の効率化に努めているところでございます。

また現在、民間委託の重要課題と位置付けまして調査検討中のものもございまして。それらについても、今後十分調査検討を行いまして関係方面と協議を重ね、効率的で行政サービスの向上が図れる方途を見出してまいりたいと考えているところでありますので、よろしく御理解を賜りますようお願いをいたします。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君） （ハ）の職員の人事管理について、人事課の鹿島からお答えいたします。

今日の財政状況のもとでは、常に行財政の減量化、効率化を念頭に置きながら、最小の経費で最大の効果を上げるという地方自治のコストの原則に基づきまして、行政運営に当たらねばならないと考えるところであります。御指摘のとおり、とりわけ義務的経費であります人件費の総額につきましては、それを抑制し、コストを減少しつつ住民サービスの向上に努めなければならないと考えているところであります。

このような視点から人事管理面におきましては、増え続ける行政需要に対応しながらも職員数を抑制し、また、一方、給与水準も適正化していかなければならないと考えているところであります。本市では、職員数につきましては、新規採用は必要最小限にとどめ、また、定数を超えることなく定員管理に努め、ここ5カ年では20名程度の増加にとどまっており、府下都市や全国の類似団体あるいは定員モデルに比べましても、決して多いものではありません。また、本市は重要施策でありますコスモ、ラーバンその他プロジェクトも抱え、仕事量も激増の傾向にありますものの、このようなときこそ、職員1人1人の能力開発、資質の向上、意識開発にも力を注ぐべきであるとの認識に立って、研修のより一層の充実を図るべく努力をいたしているところでございます。

一方、給与の適正化につきましては、過去、数度にわたっての昇給の延伸、渡り制度の是正、退職手当等々の適正化を行い、その指標となりますいわゆるラスパイレス指数も、昭和51年の155.0に比べ現在、113.6と11.4ポイント下落し、府下31市中の中位に位置する現状であります。しかしながら、本市も今なお高給与自治体として自治省から指定を受けていることも事実でございまして、引き続きその適正化を図ってまいらなければならないと考えているところであります。健全な財政運営を維持していくために、硬直化要因であります人件費の抑制を図りながら、住民福祉の向上に努めてまいり所存でございまして、よろしくをお願いをいたします。

- 5番（並河道雄君） 最初に、経常収支比率について再質問をしたいと思います。

これは62の数字で一般質問をしようと思ったんですが、63の資料があるということでしたので、急遽、63の数字で質問をさせていただきたい。それによると経常収支比率が99%、内訳は人件費が48.1、物件費9.7、補助費11.1、扶助費7.9、公債費19.1、維持補修費で0.5、繰出金が2.6ということで99%ということです。投資的経費は残る1%のみ。相変わらず厳しい弾力性のない財政状況には間違いのないと思います。常々、議会で言うてきたのは何のためか。経常収支比率を下げるため、年次計画を立てているのかということなんです。経常収支比率は一度99になると、急激に下がるということはずかしい。むしろ少しずつでも上がっていくのが当たり前だと思うんです。ところが、99%と相変わらず厳しい状況ですね。これを仮に年次計画で5%ずつ下げたとしたら、一般財源が169億円ですから、年間約8億円浮くということになります。その8億円を仮に新規の財源として普通の建設事業に使うとしたら、国の補助金などを含め大体どれぐらいになるのか、財政は専門ですのですぐわかると思いますので、お願いしたい。

- 財政課長（阪 豊光君） 仮定の問題で5%下がって8億円を一般財源として補助採択を受けますと、都市計画の道路整備等の国庫補助率が暫定で3分の2ということですが、それに当てはめると総事業費が24億円、2分の1とすれば、その倍の16億円の事業ということになるかと思いますが。

- 5番（並河道雄君） 現実に出してもろうたんなんですが、5%として8億円の3倍のおカネが建設の方に来るわけですか。そうなるなら、真剣に考えるべきだと思うんです。民間であれば倒産企業に等しいように思います。役所というのは同業の競争もなく、何となく今までの来たようにも思うんです。今後、計画的に考えていただきたいと思いますが。当然、われわれ議会は住民側ですのでね。住民さんは、役所の人間が多いのか少ないのか、どれぐらい人件費が要ってるのか、全くの監査能力もないわけですので、議員が言う以外にない。そういう意味も含めどうしようとするのか、一度明確な答弁を願いたい。議会ごとに言うてきましたので。そのまま放っとくのは趣旨に反しますので、本市は今後、どのような財政運営をしていくのか、関係者の答弁を願いたいと思います。

- 総務部理事（大塚孝之君） 経常収支比率の改善策について御指摘をいただいておりますが、本市の財政を見ますと3つの指標がございます。その1つは、御指摘の経常収支比率。もう1つは公債費比率。そして、実質収支比率でございます。後者の2つにつきましては、かなり改善をされてございます。公債費比率はかなり安定的によくなっていった状態でございます。実質収支比率については、黒字基調をたどっておりますが、問題は、財政の弾力

性を示します経常収支比率が、大阪府下の中でも率直に言いまして高い位置にございます。何とか改善をしなければならないというのがわれわれの念願の課題でございます。

その方策といたしましては、私は2つあるかと思えます。つまり、いろいろ御意見をいただいております次の御質問にも関連いたしますが、歳出の抑制をする。いろんな民間委託の促進、人件費の抑制、公債費比率の中でも非常に高い比率の公債費をできるだけ少なくしていくなどによって、歳出全体を抑制をしていくというのが1つの方策でございます。それらにつきましても、先ほど、人事課の方から答弁をいたしておりましたように、従来から努力を重ねておるところでございます。

もう1つは、積極的な改善方策でございます。いわゆる本市の町づくりを通じて税源の涵養を図っていくのが、その1つの方策ではなからうかと考えております。つまり、経常収支の分母をできるだけ大きくしていく方策でございます。例えば今、進められておりますトリヴェール和泉の完成あるいはトリヴェールの西地区が昨年、都市計画審議会で工業地域に転換をされておりますが、そういった中での優良企業の立地、また、現在進めておりますコスモポリスの早期完成、そして、トリヴェール和泉そのものにもできるだけ所得の高い人たちが入って来ていただける環境のいい町づくりによって税源の涵養を図っていけるのではないかと。つまり、分母をできるだけ大きくすることによって、経常収支比率が改善をされていくというふうに考えております。現在、積極的な面で町づくりを通じる改善策が、いろんなプロジェクトを通じて実施をされているところでございます。そういったものの完成を見ながら、本市の経常収支比率もかなり好転をしていくのではなからうかと考えておるところでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

- 5番(並河道雄君) 赤字を解消したことはわかりますが、大事なことは、黒字やから財政が健全かといえば、一概にそうでもない。これは御承知かと思えます。なぜかという、経常収支比率を見ますと、残る財源をどれだけ投資的経費に使えるかということが大事だと思います。われわれの家庭でもエンゲル係数というのがあります。絶対に必要な食費がどれだけ要るかという指標でして、あとどれだけ残るかです。その残ったおカネで住宅が買え、レジャーにも行けるわけです。役所の場合、絶対に必要な経費といえば人件費でして、それを除いて幾ら残り、その分が投資的な部門に使えるかということを基準に考えるべきだと思います。確かに市長の手腕で黒字基調になったけれども、経常収支比率がなかなか改善されない点を私ども議会として心配しておりますので、今後、関係部局で検討委員会とか名前や形はどうでもいいですから、計画的にこれを下げる方策について検討してもらいたいと思えます。

また、自主財源比率とか経常一般財源比率とか、地方債の依存比率とかありますが、参考までに聞きたいが、類似団体と比較して本市はどのような数字になっているかについてお聞かせ願いたい。今、数字で説明ができるならばお願いしたい。無理なら、後で資料として出していただきたいと思います。

- 財政課長（阪 豊光君） 63年度につきましては、各市とも決算の分析を含めて取り組んでいるところでございます。今、本市の税というとらえ方でいきますと、昭和63年度の見込みといたしましては、40%を少し切るような状況でございます。しかしながら大阪府下的には、法人税を含めまして総予算に占める割合としては、60%近い状況になっております。そのように自主財源が乏しい中での経常収支比率の高いという点について、先ほど、理事が説明をいたしましたように、計画的に改善に取り組んでいきたいと思っております。
- 5番（並河道雄君） 数字的に63年度はまだ出ないと思いますが、わかりましたら一度、他の類似団体、人口が大体同じぐらいのところなどとの比較を資料で出していただきたと思います。

民間委託についてですが、これはいろいろ問題があるかと思っております。私もこの件については、はっきり言うていろいろ考えました。過去、給食調理員さんのことで発言したことがあります。これを民間委託にすると5億円ぐらい現実に浮くんだという発言をしました。職員組合から公開質問状が来たりしましたが、その件ははっきりお答えをしたわけです。私は政党所属の議員ですが、26名の議員さんがおられますが、それぞれ主義主張は違うかと思いますが、どのようにすれば市民のためになるか、あるいは和泉市のためになるかという気持ちは、皆同じやと思っております。行革も含めて民間委託というのは非常に難しいとは思っております。本来から言うと、意見としては、私らは財源的にはこうなると言いますが、執行するのは市長です。先ほどの話では、歳出の関係で義務的経費のカットという問題も出ておりますが、民間委託について、市長はどのように考えているのか、その1点だけ答弁を願いたい。

経常収支比率の問題になれば、こういう問題も大事やと思っております。中央丘陵が開発され、税収が上がり自然増収が上がればと言いますが、一挙にはいきません。しかし、この問題は職員の身分保障にも関係しますので非常に難しいですが、避けて通れないと思っております。いろいろ本で読みましたが、東京都の美濃部さんから鈴木さんに代わったとき、この問題を職員組合と何回も話し合いをしてああいう財政状況に持ち込んだとか、他の衛星都市の体験談も読みましたが、市長の政治姿勢が変わっているケースが多いように思っております。市長も八方美人ではいかんと思っております。あちらにもこちらにも、議会にも職員組合にもええ顔をしなければならぬということでは、どこかでひずみが出てくると思っております。逆に市民の信頼感を失

うかもしれません。市長は、市民の信託を受けているわれわれ議員と同じ立場で行政運営をやっていただきたいと思います。職員組合にも気を遣うとか、いろいろあるとは思いますが、民間委託についてどのようにお考えになっているか、答弁をいただきたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 並河議員さんから財政運営についての（イ）の経常収支比率の改善、その1つの方策としての民間委託あるいは職員の人事管理は、いずれも関連連しておりますので、それぞれの部長から3点についてお答えいたしておりますが、重ねてのお尋ねでございますので、マクロに総括いたしまして、お尋ねの趣旨にも沿いながらお答えさせていただきますと存ずる次第でございます。

御案内のとおり、財政運営は入るを削って出るを制するということが基本でございます。入るを削るのは、先ほど来の答弁でお示しのとおり、これといった企業もない本市でございますので、市民1人当たりの担税を数字に置き換えますと、府下最低の収入しかございません。最下位に近い収入でございます。その中で経常収支比率は当然、入るが少ないのですから出るを制していきませんと、追いつかないことが赤字の要因であったのは事実でございます。

私も就任直後から今日に至るまで、絶えず財政運営に留意をいたしながら本日まで至ったわけでございますが、重箱の隅をほじくっては財政再建はできない。その中で積極財政と銘打ち、前向きにいろんな施策を打っていく中で赤字を解消するなど、強気で進めさせていただいたのは事実でございます。歴代の議会の御協力、市民の御支援をちようだいする中ようやく赤字再建もできまして、現在、黒字基調を保っております。しかし、御指摘のとおり経常収支比率が悪く、相変わらず硬直化しておるわけでございます。出るを制さなければならぬので、あらゆる面で配慮をしてみりました。また、余剰財源が1%しかないにもかかわらず、今まで教育、福祉などあらゆる面で施策を打ちだしていただき、御理解をいただいていたのは事実でございます。

しかし、体質の改善は一挙にはいきません。入るは一挙に増やすわけにはいきませんので、出るをあらゆる面で抑制をしてみいたのが現実でございます。それとともに国、府に対する積極的な行政的な働きかけの中、補助金の拡大強化、獲得、それから臨時的財源の導入を図り、市民に対する施策も他市に遅れることのないようにやらせていただいていたのは事実でございます。歴代の議会並びに市民皆さんの御協力のたまものだと感謝をしておるわけでございます。

いろいろとプロジェクトを打つ中、率直な話ですが、府中の下の1坪の土地の固定資産の評価率に比べまして、今の中央丘陵の中の1坪は何百分の1という評価しかありませんが、

その中で開発もし、町づくりを進めていく中では、固定資産の評価あるいは他市から来てお住まいになる方の所得等、いろんな面で入の方が増えてまいる。また、コスモへの施設の導入あるいは西部地区の非生産型の研究所などの施設の導入も図る中、財源の培養を図っていく努力は、将来をにらんでをさせていただいてまいっているわけでございます。

出るを制する中では、民間委託も避けて通れない課題でございます。八方美人ではいけないという御指摘、ごもっともでございます。関係方面とも精力的に検討を重ねている段階でございます。今後、調和を図りながら進めさせていただきたい。人件費にしても、改善に継ぐ改善を重ねて今日に至っておりますが、今後ともなお改善策を講じてまいりたいと存じております。ただ、私は自治体労働者としていつも内外に言っていることは、同じ自治体に奉職する公務員労働者は、近隣の均衡を失することのないよう、いわゆる真ん中あたりで給料水準も決めておるのが通例でございます。よそよりも高くなく、かといってえらい低くなりませんと勤労意欲にかかわる面もでございますので、そうした点を配慮しながら、絶えず人件費の抑制を図ってまいっているのは事実でございます。ラスパイレスもだんだん下がってまいっておりますが、今後とも努力を重ねてまいりたいと存じます。あらゆる点で始末をすべきところは始末をしていきたいと存じております。さらに、民間でやれるものにつきましては関係機関との協議の中、やれるべきものはやっていくという、財政運営につきましては、積極再建という気持ちは今も変わってございません。将来を展望しながら、意欲的に行政運営を通じて市民の信託に精いっぱいこたえてまいりたいと存じております。

総括的な答弁でまことに恐縮でございますが、財政運営についての考え方の一端を申し上げます。よろしく御理解をいただきたいと思っております。

- 5番（並河道雄君） いろいろ答弁をいただいたんですが、要は、市長の英断で決まると思うんです。隣の堺市に我堂さんという有名な市長がおられました。ものの本によれば、その方はかなりワンマン的な行政運営をしたそうです。予算獲得の際も、地元の国会議員を使わなくても、あの人が行けば予算が取れた。直接は知りませんが、そういうタイプの人だったと書いてます。また、この間お亡くなりになった田中市長も、どこから非難されても腹を決め、まず、日本一高い給与の改善から手を付けていかれた。市長の姿勢での行政のムードも流れも変わると思っていますので、意見として述べました。

また、愛知県西尾市では、経常収支比率が94.3%だったのを74.1にまで下げた体験談、苦心談も載っておりますので、参考のために紹介したいと思います。相当荒療治をしたと、その市長自身が言ってます。

財政硬直化の打開策は、どれひとつをとっても市民や職員の努力なしではなし得ないもの

ばかりである。例えば時間外手当の抑制策では、時間外勤務は原則として認めないこととし、休日出勤等は代休制を活用、定例的なものは時差出勤制の導入その他部単位で臨時応援方式を実施するなどで年間2,500万円節減することができた。職員には、今日苦しんで明日喜び合おうと理解を求めてきた。ただ、市民に対して最もつらかったのは、私が初出馬の際公約したし尿汲み取り無料化撤廃をお願いしたときである。当時で年間約1億円節減になったが、政治道義上からその実施には慎重を期し、世論調査など意向調査も十分行った。その結果時代は大きく転換した。

今までの見直しが必要だ。財政硬直化の是正なくして市民福祉の向上も西尾市の明日もない。こうした私の訴えを大方の市民が受け入れてくれ、財政硬直化の打開策を実行することができた。3期目の市長選挙に臨み、多くの団体の推薦を得て無投票当選の栄に浴し、引き続き今日、市政を担当させていただいている。

これは1つの体験談ですが、このほかにもいろんな市長さんの体験談を読みましたが、最終的には、ねばり強い市長の姿勢によって変わると思います。

この点は以上で終わっておきます。

- 議長（田中昭一君） 次の答弁。
- 社会教育課長（西岡政徳君） 3点目の青少年の健全育成の中の家庭の日の設定につきまして、社会教育課西岡からお答え申し上げます。

家庭の日の設定につきましては、以前、御提言をいただいていることは承知いたしております。先生が御指摘のとおり、青少年の犯罪非行は、年々、増加しておりまして、その内容も多様化していると聞いております。和泉署の防犯課長の話でも、府内では62年度の刑法犯少年の件数が2万2,470件に対し、63年度では2万3,051件に増え、その内容も窃盗、横領など、また、青少年の深夜徘徊が非常に多くなっているということでございます。

これらの原因は、社会の変貌、特にその中でも家庭環境の問題、親子のきずな、コミュニケーションの欠落による結果ではないかと思われまます。そのような意味で親子の触れ合い、コミュニケーションを図る取り組みが必要であると存じ、以前に御提言をいただきました家庭の日についても一定の検討をしてみました。その中で毎年、決まった日は特定しておりませんが、親子が一緒に遊び、コミュニケーションを深め、もって青少年の健全育成を図ることを目的に、今度できました青少年の家でファミリーキャンプ親子の集いを開催することになりました。本年度は、この10月29日（日）に開催することになっております。今回が初めての取り組みであり、市民はもちろんPTA、学校にも呼びかけ、次年度以降さらに充実を図り、家庭の団欒、親子の触れ合いを深め、青少年の健全育成に結び付けていきた

いと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 指導部次長（木村吉男君） いじめ対策につきまして、指導課の木村よりお答えいたします。

まず、1点目の本市のいじめの実態でございますが、昭和63年度中におきましては、小学校7件、中学校3件、計10件の報告を受けております。いじめの内容を見ますと、仲間外れ、集団による無視、冷やかし、からかい、たかりなどとなっております。また、いじめの発見の手がかりになりましたのは、保護者からの訴えが半数となっており、次に、いじめられた児童生徒からの訴えとなっております。担任以外の教師や他の児童生徒からの情報もありますが、特に被害者側からの訴えによって発見されたケースが多いという点に今後の課題があります。

次に、2点目の各学校長との意見、情報交換の件ですが、年度初めに各学校長に対し教育委員会より実態の報告をするとともに、指導の観点について、指示事項として示しているところであります。特に情報交換の場としては、生徒児童担当者の会議において行うことが多く、指導のあり方についての研修の場ともなっております。教育委員会では毎月1回、各学校より定時報告を受けて実態把握に努めながら、学校との連絡を密にすることにより協力体制を強化、それぞれの機能が充実するように取り組んでいるところであります。

最後に、3点目のPTAの会合、保護者の参観日等に家庭のしつけ教育が徹底されているか、という件でございますが、学校での取り組みを見ますと、学校通信による啓発や地区懇談会を開いて学校と保護者の話し合いの場を深めたり、教育講演会を開催して児童生徒の健全育成を考える機会として取り組んでおります。

以上、いじめ問題につきましては、まず、全教職員がみずからの問題としてとらえることであり、また、児童生徒に対して正義感に訴え、自分自身を正しくしていく働き、すなわち自浄作用を発揮できるよう指導することを引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○ 5番（並河道雄君） 家庭の日の件につきましては、以前、わが党の穴瀬議員が提言をしました。今の御答弁では、青少年の家で行事をするということですが、私らが唱えている家庭の日の趣旨とはちょっと違います。偶然、一般質問が出たので、ちょうど10月のこういう行事と重なったので答弁に使ったのではないかという感じもしなくはありません。以前、和歌山県有田市の具体的な資料などをもとに提言しましたが、その行事は何名ぐらい参加できるんですか。

- 指導部次長（木村吉男君） 回答いたします。

60名ということでございます。

- 5番（並河道雄君） 60名しか参加できないというところでも、わが党の趣旨とは少し違うと感じます。全市的にこういう問題を抱えている人が多いので、非行対策の1つとして、家庭の日を設けてはどうかというものです。親子の対話、特に父親との対話が不足しているわけですので、家庭の日には、子供と母親も含めて父親との話し合いの場を設け、一緒に遊ぼうじゃないかということで提言したわけです。たまたま、青少年の家で60名を対象に行事が行われるのは結構なんですが、われわれの趣旨とは少し違いますので、その辺のところを今後、検討していただけるかどうか、御答弁をいただきたいと思います。
- 社会教育部長（生田 稔君） 社会教育部長生田から御答弁を申し上げます。

ただいま先生から「たまたま」というお言葉をいただきましたが、決してそういう意味の「たまたま」ではございませんので、御了解を願いたいと思います。

家庭の日の設定ということでございますが、私どもは、昨今の問題の多い原因は、やはり家庭の環境にあると考えております。したがって、一定の親子の触れ合いあるいは家庭の団欒に結び付く一助ということで、先ほど、課長から御答弁を申し上げたファミリーキャンプ親子の集いということで実施するわけでございます。今後、そういった事業との一体化を図る中、啓発も含め先生御提言の家庭の日についても十分検討してまいりたいと存じますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 5番（並河道雄君） これは日だけを決めても、有名無実になってはいけないので、いろいろ検討課題はあると思いますが、われわれの趣旨をよく理解していただき、今後、実施に向けてもう一度論議、検討していただきたいと思います。

それと、いじめの問題でございますが、10件ということですが、報告のないものや先生に言ってない分、地元の町会長に相談するとか、現実に私だけでもこれに近い件数を扱っております。実際の数字はこれより多いかと思えます。その人たちのほとんどが登校拒否、学校へ行ってない児童生徒が多い。私も以前、教育委員会の指導部に相談に行き、資料もいただきました。また、地元でも校長先生にもいろんな解決方法を相談、考えた結果、家庭にも問題が多いということで、家庭の日も含めて提言した次第です。

今後の課題としては、受験戦争に負けて落ちこぼれたとかいうケースもあり、成績が悪い子供たちが多い。一方、いじめられる方は逆の場合もあります。いじめる側は、「ええ格好をするな」とか「勉強ばかりして」というケースがあります。そういう子供たちの救済方法は、教育委員会でカリキュラム的なものを組んでいただく。例えば私は数学も社会もでき

ないが、こういうものはできる。一例ですが、ワープロでも何でもいいんですが、カリキュラム的なものを組んで教える。そして、一部負担でも資格を取得できるところまで教え、その子供たちに何らかの1つの生きがいを与えるのも一案ではないか。昨年の選挙のときもそのような語る会の中で提言しましたので、その点からもぜひカリキュラム的なものを組んで教育していただき、学校へ行ってよかったな、と感じられるものを与えてやってほしいと思います。

もう1点は、義務教育ですので、学校へ行かなくても卒業証書をくれるということがあります。これは別の問題ですが、その子供たちにも成績は悪いが、こういうものを学んだという励みにもなると思います。今後の課題として取り組んでいただきたいと思います。

以上でこの件は終わっておきます。

○ 議長（田中昭一君） 次の答弁。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 4点目の緊急通報制度の実施状況について、福祉課の金谷からお答え申し上げます。

この緊急通報装置貸与制度は、従来から行っております日常生活用具給付等事業の1つとして実施しておりますのでございます。目的といたしますところは、独り暮らし老人あるいは独り暮らしの重度の心身障害者の急病あるいは災害などの緊急事態の発生時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に寄与することにございます。

さて、そのシステムの概要でございますが、本制度の対象者であります在宅の独り暮らし老人あるいは重度心身障害者等に緊急事態が発生いたしまして、電話のあるところまでも行けない場合、胸に掛けたペンダントのようなボタンを押しますと、電話機につないだ受信機がこれをキャッチしまして自動的にダイヤルし、緊急事態が発生したことを受信センターに通報いたします。

それを受けた受信センターでは、その緊急事態の状況を確認するため、その発信者である緊急事態が発生したお宅に折り返し電話をいたします。本人の応答があれば、本人から事情を聞き取りますが、本人の応答がない場合は、本人のお宅にある発信兼受信機に内蔵したスピーカーと集音マイクを通じまして、そのお宅の状況を音で確かめるわけでございます。

そして、その状況を把握いたしましたならば、異常事態が発生したことがわかりますので、もし、その恐れがある場合には、市内に設置しております緊急待機所から緊急対処要員が出動すると同時に、あらかじめ御本人がお願いしております近所の方あるいは親戚、民生委員等の協力員の方々にも連絡、協力出動をしていただきます。また、必要に応じまして消防署、警察署、医療機関等の協力機関にも通報いたしまして、救助を要請するというものでござい

ます。

次に、その実施状況でございますが、本年6月に実施の細目を決定、議会の厚生病院協議会にも御報告申し上げ、また、民生委員協議会にも趣旨、システム内容等を説明するとともに、翌7月には、市の広報誌にも掲載いたしまして、その周知徹底を図りながら、申請の受け付けを開始いたしました。その後、申請のあったものにつきまして、貸与条件に合致するかどうかなど所要の調査及び審査を経まして、8月から各家庭への設置を開始いたしました。

このような経過を経まして、貸与いたしました緊急通報装置の設置台数は、本年8月末現在、24台でございます。

なお、申請があったにもかかわらず、貸与要件に該当しないとして申請を却下したものは、これまで1件もございません。

以上、簡単でございますが、緊急通報装置の実施状況についての御答弁を終わります。

- 5番(並河道雄君) そういうものが導入されたため、逆に民生委員さんの仕事が増えておりますので、市の方から十分民生委員さんの御理解をいただくようにお話をさせていただきたい。この1点をお願いしておきます。

それから、わが党で高齢化社会に関する意識調査をし、それが冊子になっております。福祉の方にも参考のためにお渡ししておりますが、その中で「あなたは老後、お子さんとの同居をどのようにお考えですか」という質問があります。その中で「一緒に住みたい」という人は18%ぐらいで案外少ない。これは不思議な現象です。本当は、日本人は親子と一緒に住むのがよき慣習ですが、そういう結果が出ております。特に女性が一緒に住みたくないという結果が出ております。約60%の人が一緒に住みたくはないが、近くに住みたいということです。これは基本的には、みてほしいと一緒に住みたくないということだと思えます。

これは何を意味するか。高齢化社会の進行で核家族が増えていく中、そういう問題がたくさん出てくると思えます。幸い、希望のあった人に全部貸与できたということですが、今後、口込みなどで伝わって増えていくと思えます。そういう面から来年度予算編成もありますので、本年度は対応できると思えますが、そういう形で充実していただきたいをお願いをいたしまして、時間の関係もありますので、私の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○

- 議長(田中昭一君) 次に、25番・天堀 博君。

(25番・天堀 博君登壇)

- 25番(天堀 博君) 25番・天堀です。通告要旨の説明をさせていただきます。

まず1つ目は、和泉市立保育園の建て替えと改修計画及び設備の改善についてであります。公立保育園の園舎につきましては、その建築年度によりまして木造であり、鉄筋などさまざまであります。特に南部地域の園舎につきましては、ほとんど和泉市に合併する以前の木造の園舎であります。また、国府第一保育園のように比較的新しいところでも、一部プレハブ建築の園舎を使用している園もあります。私は、木造の園舎が即老朽でどうにもならないとか、あるいは悪いものだとは思っておりません。反対に当時のしっかりした骨組みと材料で建物そのものは、まだまだ使用できる園もたくさんあります。そして、木のぬくもりというか、心の温かささえ感じさせるものがあるわけでありまして。さらに、フロアや窓枠、その他に修理や改善が施されてきているわけでありまして。しかし、全体的なイメージあるいは汲み取り式トイレ、また、一部においては職員室や給食室の狭隘など構造的な問題もさまざま残っております。今日、取り上げる各園に限りませず、すべての園について画一的でなく、それぞれのケースに合った形で建て替え、改修などの対策が必要であろうと思っております。南部地域の各園につきましても、単に2園を1園にして総合園にするということだけで解決するものではございません。かといって、すぐに建て替えが可能かといえば、それもなかなかいかないというのが現状であろうと思っております。

そこで、すべての園をよく見極め、建て替えを含め国の補助対象にもなる大規模改修計画なども、各園に見合った総合年次計画を立てて取り組むべきときではないかと考えます。毎年、出されております総合計画の実施計画におきましては、それぞれの部分的な改修計画は出されておりますが、今、もう一歩踏み込んだ総合的な年次計画を立てていく必要があるのではないかと考えるわけでありまして、その点のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

次に、幾つかの園の個別の問題についてお尋ねをいたします。

1つは、国府第一保育園のプレハブの園舎であります。これをそのまま続けていくのかどうか。御承知のように周辺の開発が進んでおるのが現状でございますが、人口増と相まってどうするのか。先ほどの質問とも関連をいたしますが、お聞かせいただきたいと思っております。

2つ目は、現在、汲み取り式のトイレを使用している園であります。私の調べでは、山間部の南池田第二、横山第一及び第二、南横山であります。ほかにもあれば報告してほしいのと、私も各園を訪問して調べましたが、これらのトイレは、大便または女児の小用のトイレにつきましては、便器だけは小さい子供用のものを使用しているわけですが、12～15センチ程度の穴の開いた旧式の便器が依然として使用されております。園の保母さんや父母の方にお聞きをいたしますと、特に3歳児で初めて入園してきた子供の中には、こわがって用を足せない子供もいるそうでありまして。そして、時には、ペタンとお尻を付けて座り込

む子供もいるそうです。恐らくこれは家庭で洋式のトイレなどを使用しているためだろうと思います。こわがる子供が用を足せないというのは、生理的な気持ちからそうなるのでどうしようもないと思います。

そこで、これらのトイレについてすぐに水洗に切り替えることは難しいとは思いますが、せめて無臭トイレに使用しているレバーを押すなり、ペダルを踏めばコップ一杯ぐらいの水で流す方式の便器に切り替えられないものか。そうすれば、悪臭も幾らか少なくなると思いますし、子供がこわがるようなことも改善されるのではないかと思います。時には、スリッパや下履きを落とす子供もあるそうですが、この辺の改善策についてもお聞かせ願いたいと思います。さらに、南横山保育園では、女兒用のトイレが2つしかないのも、一時期には子供が並ぶときもあるということではありますが、これらの改善も含めてお答えを願いたいと思います。

次は、プールについてであります。市内の公立保育園の中でいまだにプールというか、水遊びをする施設がない園があるわけです。南池田第二保育園は高台にある関係とか、敷地面積が非常に狭いということでプールがありません。だから、ビニールの太陽プールを使っているそうでもあります。また、南横山保育園でも小学校のプールを借りに行くとか、真横のきれいな父鬼川で水遊びをするということでもあります。それぞれ現場では、工夫をこらしてやってくれているわけですが、これもさまざまな条件ですぐにプールを設置することにはなかなか難しく思います。ぜひ今後の検討課題としていただきたいと思いますが、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

なお、横山第一、第二保育園は、日当たりの関係もあって水温が低く、子供たちが唇を紫色にしてプールを使用するということが多々あるようでもあります。もし心臓の弱い子供などに不測の事態が起きはしないかと保母さんも大変心配されておりますが、これらの改善はできないものかということをお聞かせ願いたいと思います。

他の園の設備の改善についてもいろいろありますが、別の機会にいたしまして、以上についてお聞かせ願いたいと思います。

2点目は、光明台北小学校の学童保育の実施についてであります。昨年12月の第4回定例会で一般質問をしておりますので、要点のみにしたいと思います。まずは、あの時点以降の状況であります。昭和63年4月から光明台北と南の両方の小学校の1年生から3年生までの希望者を対象に、南小学校において留守家庭児童会を設置して措置されてきたわけですが、本年4月の申し込み数が大変多かったわけでもあります。国府小学校もそうだったんですが、そのため申し込んだ父母の方や学校、教育委員会とも苦勞したわけでもあります。その

辺の実態と現状をお聞かせ願いたいと思います。

教育委員会では、この学童保育の開設の条件の1つに空き教室を言われておりますが、児童推計から見まして、以前は昭和67年度、平成4年ごろがピークだと言われておりましたが、現在の推計では、どういうふうになっているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

次は、前回、その必要性を認めるかどうかについての質問もいたしました。明確なお答えがなかったわけであり。しかし、北小学校の児童も含めて南小学校で措置をしているということから当然、これはその必要性を認めてやってきていただいているわけであり。しかし、本年の現状から見まして、北小学校での開設の必要性についてどう考えておられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

最後に、ずばり言いますが、種々の実態あるいは各方面からの要望、また、市内で要望の出ている学校の中で開設されていないのはこの光明台北小学校だけということから見しても、来年度から開設をすべきだと考えるわけであり。空き教室に問題があるならば、プレハブを建てるなどして対応もすべきだと考えますが、その辺の開設の時期等についてもお聞かせを願いたいと思います。

以上が通告の要旨の説明であります。答弁によりまして自席からの再質問をさせていただきます。

- 議長（田中昭一君） 理事者答弁。
- 児童課長（農端小一君） 第1点目の市立保育園の関係につきまして、児童課長農端よりお答えいたします。

保育園の建て替え計画につきましては、御案内のように泉州山手線の用地買収の関係で北松尾保育園の移転、建て替え計画をいたしております。現在、住宅・都市整備公団と各般にわたりまして協議中でございます。協議が整い次第、建て替えを行ってまいりたいと考えております。

次に、南池田第二、南松尾、横山第一、横山第二、南横山の各保育園につきましては、市発足前の旧村時代に建てられた木造で古く、毎年、必要に応じ一定の営繕を行っておりますが、これらにつきましては、用地確保、国庫補助等に問題があり、建て替えは非常に困難な状況でありますので、御理解賜りたく存じます。

次に、改修計画でございますが、先ほどの建て替え困難な園につきましては、大規模改修を検討してまいりたいと思っております。大規模改修には一応、国庫補助制度がございますが、なかなか国庫補助の見通しも難しいと伺っております。しかし、必要性については理解でき

ますので、今後、国庫補助の導入も含め取り組んでまいり所存でございます。

次に、プレハブ園舎の解消につきましては、国府第一保育園につきましては、国庫補助の導入は非常に厳しい面もございますが、今後、さらに強力に働きかけ、プレハブ園舎の解消に向けて努力したいと考えております。

トイレの改善につきましては、水洗化への改善は非常に困難ではございますが、簡易式トイレ等の方法もございますので、改善に向け努力してまいります。また、南横山につきましては、増設が可能かどうか研究、検討してまいりたく存じます。

プールの水温の調節につきましては、方法はいろいろあるかと思っておりますので、今後、十分検討してまいりたいと存じます。南池田第二保育園のプール設置につきましては、定員の問題もありまして大変難しいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 社会教育課長（西岡政徳君） 2番目の光明台北小学校の学童保育の実施について、社会教育課西岡からお答えいたします。

まず、光明台南仲よしクラブでございますが、昭和63年4月に開設、現在、南北2校分を措置しているところでございます。さて、本年度の実態と現状ということでございますが、平成元年度の光明台南仲よしクラブの申し込み数は、1年生29名、2年生11名、3年生16名の計56名でございます。仲よしクラブの定員は40名でございますので、16名がオーバーとなります。しかし、この16名に辞退してもらうことは、現在の光明台地区の仲よしクラブの実態から非常に酷であり、たとい1、2名でも多く受け入れることはできないかと種々検討いたしました結果、平成元年度に限りまして定員を48名とすることにいたしました。しかし、それでも8名がオーバーすることになりますので、保護者の方々と何回も話し合いをさせていただき、最終的には保護者間で調整していただきますが、その調整ができるまでの間、現在、行っております暫定方法で対処することにいたしました。

すなわち、1年生、2年生の40名全員が入会し、残り8名の枠については、3年生16名が2グループに分かれ、それぞれ隔日に来て48名の定員枠を守るという方法でございます。そして、この10月2日現在、1年生26名、2年生10名、3年生8名が入所し、残り3年生8名が2グループ4名に分かれて対処しております。保護者の要望が強い現状の中、できる限り入所していただくため大変苦勞いたしました。これが現在の実態でございます。

続きまして、児童推計でございますが、現在、子どもがいただいている資料によりますと、クラス数では、平成元年度は22クラス、2年度、3年度は23クラス、4年度、5年度が

24クラス、6年度以降は23クラスという推計が出ておりますが、これらの数値につきましても、12月に御質問いただいた時点と大きくは変わっていないと思います。

以上が児童推計でございます。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 社会教育部長（生田 稔君） それでは、社会教育部長生田から、光明台北小学校の必要性と実施の時期につきまして御答弁申し上げます。

まず、実施時期でございますが、現在、光明台南小学校におきまして、光明台北小学校の児童も合わせて留守家庭児童会の開設を行っておりますが、ただいま課長から答弁申し上げましたとおり、1学級40名を上回り、一部3年生につきましては、隔日おきの変則的な運営を行っておる実態でございます。こうした実態から、光明台北小学校での留守家庭児童会設置の必要性は十分理解しているところでございます。

しかし、現在の児童数の増減推計を見ますと、来年度、すなわち平成2年度の開設実施は、正直申し上げまして非常に困難でございます。したがって、少なくとも平成3年度の推計を見極める中、平成3年度を目途に検討してまいりたいと存じます。また、その対応につきましても十分考えていきたい、かように存じますので、何とぞよろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） それでは、再質問は午後をお願いいたしまして、ここで、お昼のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時50分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（田中昭一君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。
午前に続きまして一般質問を行います。天堀議員さんの再質問を願います。
- 25番（天堀 博君） 保育園関係で答弁をいただきましたが、汲み取り式のトイレとかプールの水温などの改善につきましては、前向きで取り組んでいただけるとのことですので、再質問は省きます。

国府第一保育園のプレハブの建て替えにつきましては、国庫補助が非常に難しいということですが、いわゆる耐用年数の関係があるのかどうか。

それから、御承知のようにサザンパークがそろそろ入居を開始する時期に来ているわけですが、この入居が始まりますと、ここで発生いたします入園希望者の対応は、周囲にも園はございますが、主として国府第一保育園へ来るわけでありまして。その点でいきますと、これ

らへの対応をもう少し具体的にお聞かせ願いたいと思うわけであります。先ほどの並河議員さんの質問ではありませんが、いわゆる開発に対する負担金につきましては、ここからもかなりいただいているわけですね。国庫補助が付くとか付かんとかという問題もありますけれども、同時にこれは市行政の責任としても、取るだけ取っておきながらそれへの対応が後手後手に回るということについては、先ほどからも十分責められておりますので省きますが、そういうことも十分考えていただいておりますのでお答えをいただきたい。これが第1点。

それから、建て替えとか改修計画でありますけれども、北松尾は、泉州山手線との関係がありますので、これは基本的な計画とはちょっと別になると思っておりますので省きます。私が質問いたしました趣旨は、建設年度とか地域的な特性、特徴がさまざまでありますので、画一的に順番に建て替えていくのではなく、それぞれのケースをよく見極めていく。平成元年度の総合計画の実施計画では、園の管理運営上、建設年度が経過するに連れて個々に支障が生じ、これらを改善補修することにより園児の安全、健康の確保を図る、ということで保育園舎の補修がそれぞれ毎年、実施されると出ておりますし、あるいは個別には、暖房設備の改修、建具の取り替え等についても各園の名前を挙げて出されております。

こういうものは、これはこれとして進めていただくのと合わせて、特に南部地域の木造の園舎について、南池田の第二は29年9月、横山第一が27年4月、横山第二は31年というように、南部地域の木造園舎のほとんどが20年代後半から30年代というよりは、言葉は悪いが、あるときには市の合併に向けて駆け込みみたいな形で建てられた園舎もあります。だから、かなり古いことは古いですが、骨格がしっかりしておりますので、すぐに建て替えることがいいのかどうかは別の考え方になります。それでも大規模改修計画で年次的にやっていくことにしないと、市街地部分の園舎との比較とか、特に問題が大きくなっているのは、見栄えがよくない、見た感じがいかにも古めかしいという感じがします。やっと窓枠がアルミサッシに変えられ、照明もたくさんついて明るくなってきました。しかし、窓枠にしても、下の窓枠は変えられましたが、天窓の窓枠は昔のままで兵舎みたいな感じがするんです。

私はそれでいいとは言いませんが、最近の若いお母さん方は、どうしても見栄えということについて非常に気にしはる。そこへ全体的に園児が減少傾向にありますので、私立幼稚園の送迎による園児の争奪戦が激しい。私の住む福瀬の横山第一保育園のそばまで、朝には何台もの車が迎えに来るといった状況でございます。バスで送迎するとか制服の問題あるいはプールがあるとか、何もそれだけではありませんが、そっちへつついちゃうということになります。それに対して現場では、新しくしていただいたフェンスに飾りを付けるとか、それぞれの園で工夫をされておるように思いますが、園舎そのものが見るからに古めかしい

感じは、ちょっとそれだけでは解決しません。そういう化粧直しや、先ほど言いましたトイレの改修なども含めた総合的な計画を年次的に立てるべきときではないか。総合計画の実施計画は、それはそれでやっていただくとしても、その時期ではないかと思うわけです。

保育の中身自体は、特に南部地域は自然との触れ合いも多く、子供が伸び伸びと保育されております。園児数も30数名から40名ということで管理監督がしやすい条件にありますので、いい保育ができるのではないかと。私立でたくさん園児を集め、ぎゅうぎゅう詰めでやっているところと比べると、南部でやられている保育のよさにはかなわないと思います。ただ、園舎そのものの古めかしい感じは拭き取れませんので、その辺の計画を立てるべきときだと思いますので、お考えをもう一度お聞かせ願いたい。

それから、学童保育の件ですが、実態と児童推計を報告していただきましたが、北小学校の開設の必要性は十分理解しているが、しかし、来年度からの開設は難しいということであるわけです。今までと違ったお答えの前進面は、児童推計のピークが平成4年あるいは5年度となっていますけれども、必要性を十分理解したうえで推計を見極める中、3年度を目途に検討、対応していきたいという答弁がありました。私は、基本的には来年度からの開設を要望しているわけですが、この御答弁の中で、平成3年度を目途に検討し対応したい、ということは、取り方や中身で大分変わりますので、いわゆる3年度に開設するというように解釈していいのかなどうか、こういうところ辺を再度、お聞かせ願いたいと思います。

○ 児童課長（農端 小一君） 保育園関係につきまして、農端よりお答えいたします。

まず、第一点目の国府第一保育園のプレハブ園舎でございますけれども、御存じのように、プレハブ園舎を使用しておりますのは、国府第一だけでございます。私もも常々、解消したいと思っておりますが、先ほども申し上げましたように、国庫補助の導入が難しいわけでございますけれども、さらに働きかけ、できるだけ早い時期に解消してまいりたいと考えております。また、サザンパークの入居者の受け入れにつきまして、国府第一保育園に希望者が殺到するのではないかと予想もしておりますが、これらに対応するには、国府第一だけではちょっと無理だと思いますので、周辺の保育園にもお願いしたいと考えておる次第でございます。

それから、大規模改修につきましては、総合計画では、今まで計画はしていなかったわけですが、今後は見直し、営繕だけではなく大規模改修を年次計画の中でできるだけ早い機会にリフレッシュした園にしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○ 社会教育部長（生田 稔君） 再質問でございますが、何を目途に検討するのか、というお尋ねかと存じます。これにつきましては、留守家庭児童会の開設を目途にするということ

でございますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

- 25番(天堀 博君) 保育園の方ですが、全体的な総合年次計画の中で見直しながら考えていきたいということですね。また、国府につきましては、なかなか今の時期では難しい。本当は今の時期できっちりしなければいけないんですが、発生してくる園児数が確実につかめるわけではないと思いますが、相当待機者が出てくるんじゃないか。これは言わなくても、国府第一で主として対応しなければならぬ状況に迫られるわけです。これは要望にとどめますが、早期にこの辺のプレハブの建て替えも含め、定員の増員なども図って対応していただきたい。そうでないと、本当に困った状態が起きてくると思います。周辺の園に協力をお願いするにしても、そういうことを特にお願いしておきます。

それから、学童保育でございますけれども、開設することを目途に検討、対応していきたい、ということでございますが、教育長さん、これは申しわけないんですが、そこまで御答弁をいただいているのでバカ念かもしれませんが、前回の63年の最終の本会議の一般質問の答弁の中で、ただいま御質問のありました御意見を無にせず、今後、非常に建設的な御意見をいただいているものとして今後、真剣に考えてまいりたい、という御答弁をいただいております。こちらの勝手な解釈かもしれませんが、必要性はわかるし、決して放っとくわけではないんだ、というふうにお答えをいただいたものと受けとめてきたわけです。それで今の部長さんの答弁では、開設を目途に検討、対応していきたい、ということですが、現実的には、児童推計の中で空き教室云々の難しい問題があるのではないかと思いますので、その辺で必要性ともからめ、最後に教育長さんのお考えを御答弁を願って終わりたいと思います。

- 教育長(西川喜久君) それでは、私からお答えをいたしたいと思います。

光明台北小学校の学童保育につきましては、過去何回か、私も地元の保護者の方々から陳情をいただいております。また、市議会に対して請願も出され、常任委員会でも御審議をいただき、一定の御採択がされております。先ほど、部課長より現状と考え方につきましてお答えいたしました。光明台北小学校の児童推計を見ますと、現状の生徒数では対応が難しい状況でございます。このような状態から近く増築をしなければならないと考えております。しかしながら、先ほど、実態等について説明いたしました。現状の学童保育の実態を見るとき、このままでは保育にも支障がございますので、何とかよき方法がないものかと考えております。部長からもお答えいただきましたが、私といたしましては、学校教育について支障がないか、学校現場と十分協議いたしまして、できれば平成2年度はできないとしても、平成3年度より開設できるかどうか、努力してまいりたいと思いますので、この点、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○ 25番(天堀 博君) そういうことでお答えをいただいたんですが、こちらの要望としても早期に開設をお願いしたい。平成3年度を目途にということですが、私は決して妥協しているわけではないんですが、現在の実態がそういうことであれば努力していただく。合わせて、もし来年度に本年度のような申し込みが出た場合、どのように対処していただけるのか、その辺だけ。

○ 社会教育課長(西岡政徳君) 次年度ということですが、現時点では、次年度の申し込み者が何名ぐらい出るかという意識調査はしておりませんので不明でございますので、対応策は考えておりません。ただ、もし次年度に定員漏れの実態が生じた場合、一定の対応策は考えなければならないと思います。しかし、教室の広さなどの制約もありますので、申し込み人数などを見てできるだけ努力していきたいと思っております。

○ 25番(天堀 博君) 北小学校で開設されたいという潜在的な方々もおられますので、その点も含め、来年度に100名を超すということになると、改めて考えなければいけません。本年度並みという状況の場合、四角四面の考え方でなく、本年に対応していただいたような弾力性を持った変則的な措置も含めて対応していただくように希望として申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。



○ 議長(田中昭一君) 次に、7番・赤阪和見君。

(7番・赤阪和見君登壇)

○ 7番(赤阪和見君) 7番・赤阪でございます。通告に従い質問要旨の説明をいたします。

今、世界は、地球全体の環境破壊が日増しに深刻の度を加えております。フロンガスによるオゾン層の破壊、森林の砂漠化、熱帯雨林の無差別な伐採、酸性雨による緑の破壊等々、私たちの力ではどうしようもないように思える問題が山積いたしております。それを憂うのは、私1人ではないと思います。千葉県のごみが東北へ、そして、東京湾がごみで埋まってしまう、また、フェニックス計画で大切なきれいな海が汚染され、埋め立てられております。本市の焼却残灰も三重県まで運ばれ、豊かな緑を無残に削り、埋め立て処分をされております。豊かな生活、便利な生活が、私たちの知らず知らずの間に環境破壊の一端になり、自分たちの首を自分たちで締めている感がしてなりません。

しかし、1人の人間の力、活動が積み重なり、目には見えなくても一歩でもごみの減量化を進めることが環境保全に役立つとの確信と自信を持ち、豊かな心で議論よりもまず実践をしなければならない時代であると私は考えます。資源ごみ回収の減量と生ごみの大気化による減量をするためには、市民の絶大な協力が不可欠であります。市行政が手をこまねいて

いては、一歩も否半歩も進むことは絶対にありません。まだ、現状を維持するどころか、後退することは火を見るよりも明らかであります。

全国的に各市町村では、1kgのごみを処理するのに25～45円かかっているといわれています。計算上は、ごみの減量分だけその公共負担が削減されることとなりますが、実際には、減量しても作業員を削減しにくく、設備を減らすまでには到底まいりません。経済効果は、非常に算出しにくいものであります。それだけごみの増量を食い止め、人員増や設備増を行わなくてもいいと考えるとその経済効果は非常に大きく、特に取得困難な埋め立て処分地の延命効果が考えられます。経済効果だけでは評価できない貢献をすることになっていくわけであります。

泉北3市で細々と実施されている資源ごみ回収の実績やごみの蘇生調査から見て、住民が協力する気になれば、可燃ごみの約40%以上、不燃ごみの60%以上が資源化される可能性があるという論法も成っております。全体として、ごみの量は容易に半減できるのであります。確かに資源ごみ回収に自治体が関与すると大変な労働力と収集が複雑になり、回収に関連する住民対策に追い回される危険性もあると考えられますが、私は、それらの問題を克服してでも行政は資源ごみ回収に力を入れるべきであり、長い目で見ると、そのような犠牲をはるかに上回る経済効果や環境保全効果をもたらすと思っております。理事者におかれましてはどのようにごみ減量化に取り組んでおられるのか、また、取り組もうとされているのか、お聞かせ願いたいと思っております。

次に、散乱ごみ対策についてであります。本年より空き缶、空き瓶が市内の各種団体によって回収されるようになり、1個2円で買い上げするという英断をされたことは非常に高く評価しております。子供、大人を問わず、ボランティアの育成、モノを大切に、町を美しく、との他を思いやる心を育む一助になっていると確信しております。しかし、残念なことに、市道、府道、緑地公園、公団開発周辺の管理の中で、高く伸びた雑草を年2回ぐらいの割合で刈り取っておりますが、刈った後、周辺が草っ原であれば刈った草がその上へまわれ、草っ原へ捨てられていた空き缶、空き瓶、ごみは、放置されたままであります。市民には、町を美しくと訴えるながらそれらの実態を見ると、お座なりで義務的で心が通じず、何ら市民に訴えるものがありません。道路管理、公園管理、公団開発周辺管理の方々の精神を疑うものであります。その点、いかがお考えでありましようか。

また次に、私たちの目に見えない散乱ごみ、その散乱ごみになりやすい廃食油の適性処理はどのようにしているのか。特に学校、保育所の給食に使われたものはどのように処理されているのか、御答弁を願いたいと思っております。

次に、放置自転車最終処分であります。前の質問でも基本的には話をしておりますので、その後、いかが検討していただいたか、御報告を願いたいと思います。

次に、緑化推進についてであります。最近のニュースで米航空宇宙局（NASA）が2年がかりの実験の結果、室内の環境汚染には、空気清浄器より花屋で買えるありふれた植物の方が有効であることを確認したと発表しました。私たちが生活をしていく中では、自然が必要欠くべからざるものであることは論を待ちません。また、過日の新聞で「信太の森のサギソウ悲し」というタイトルで、和泉市内の開発に乱獲の追い打ちがかけられ、トキソウ、サギソウの群生地が根こそぎ抜き取られていると報じておりました。大切な緑や自然が、開発や心ない野草愛好家と名乗るグループや業者によって破壊されていくのは残念でなりません。特に中央丘陵開発が進む現在の航空写真を見ますと、無残に緑が削り取られ赤土が丸見えになっている開発地が、今後、どのように緑豊かな名前どおりの3つの森、トリヴェール和泉になるか心配でなりません。市道中央線の緑化も地区外、地区内で形態が違い、何か開発地に取り残された旧市街地の緑化になるのではないかと気をもむ者であります。市の緑化計画をこの際、お示しを願いたいと思います。

大きな2番目は、以前にもバックデータの整備等で提案したところでありますが、今日は端的に質問をいたしたいと思います。

固定資産税課にある航空写真記録は10年保管で、以後は廃棄処分にするよう聞き及び、びっくりしたところであります。作成目的、税の公平と労力の削減が主であり、保存価値、目的を考えると、市として保存は無意味であると言われておりますが、二度と写せない大切な資料をなぜ1つの課で決定できるのでしょうか。一体、市の財産をどのように形成しようと努力し、日夜心を砕いているのか疑う者であります。有形、無形を問わず、金銭的にも迷わず、一切の行政のものは市民であり、先達の人々の功をたたえ、現在を感謝し、未来に希望とロマンを残すものでなくてはなりません。もう少し心ある行政であってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

大きな3点目、本来ならば、名前どおり国が全責任を持ち運営をするのが国民健康保険であります。現在の制度を地方自治体に押しつけている実態の中、担当職員の皆様方の苦勞は、医療費高騰、料率の問題、制度間の格差など、大変なことと感じている1人です。そのような中、最近の土地の高騰による固定資産税の上昇は驚くべきものがあります。それが保険料にはね返り、主体によっては、資産は居宅のみにかかわらず大変高額な保険料を請求され、生活に大きな影響を与えている家庭もあります。固定資産は年々上がり、10年間と比べますと6割以上の上昇をしているように聞いております。市税の申告の実態を1つの

ベースに、わが市では資産も料率の計算に入れていると理解しておりますが、せめて利益を生まない居宅部分は除外すべきであると思いますが、そのお考えのほどを御答弁いただきたいと思ひます。

最後に、御指摘痛み入ります。今後、このようなことのないよう注意いたします、との答弁では納得できません。基本中の基本であるこのような些細なことを一般質問で取り上げているのは、さきに説明したように、最初のボタンを掛け間違ふと最後まで狂いが生じる、ということでもありますので、心して答弁を願ひたいとお願ひをいたします。答弁のいかんによっては、自席からの再質問を留保して終わります。

- 議長（田中昭一君） 理事者答弁。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） ただいま御質問されましたごみの減量化対策とごみ散乱対策の2点につきまして、岸田よりお答えさせていただきます。

ごみの減量化につきましては、単に本市だけの問題ではなく全国的にも積極的に取り組みが行われております。特に都市化が進むにつれ、日常生活の中から出てくるごみの多様化、また、その量も増大しております。現在の風潮としては、いわゆる使い捨て文化とも呼ばれ、プラスチック容器など使用済みのものは、ごみとして処理されていく製品が増加してまいっております。ファッションブルなこのような容器を求める消費者側にも問題があろうと存じます。国の方針としても、これらの処理が円滑にできるよう、また、このような使い捨て容器の規制等によるごみの減量化について、厚生省等に対し全国的なレベルで要望も続けているところでございます。また、市民の方々への啓発につきましては、むだなごみをつくらぬ工夫等について、広報誌等により御協力を呼びかけておりますが、効果的なPRとはなっていないのが実情でございますので、啓発の手法についても検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、4月からスタートさせました空き缶、空き瓶の毎月の回収活動は、住民団体の積極的な御協力をいただき、これまで順調な搬入状況であり、今後、ごみの減量化につながるごみの分別について効果が期待されるところでございます。一部の子供会などでは、空き缶の回収のほか古紙回収などに取り組んでいる団体もあり、回収業者の買い上げ価格が下落するなど不安定な要素がありますが、活動資金の収入源の1つでもあり、積極的な取り組みをお願いをしまひ、減量化に御協力をいただけるよう呼びかけてまいりたいと存じます。

次に、散乱ごみ対策でございますが、公園等公共施設内でのこれらの対策について全庁的なレベルで意思統一を図り、美化運動を進めてまいりたいと存じます。また、大阪府や住宅・都市整備公園などの各公共機関にも、散乱ごみの処理について協力を求めてまいりたいと

考えております。

なお、住宅内の散乱ごみ対策については、住民の手による門前清掃や子供会、町会、婦人会など地域団体の清掃活動、ボランティアによる美化意識の向上助成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をさせていただきようお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 産業部次長（藤原清司君） 放置自転車の最終処分につきまして、交通公害課藤原よりお答えさせていただきます。

まず、放置自転車の実態につきましては、特に多いＪＲ３駅を中心に道路等の公的施設に放置しております自転車を撤去し、市で２カ月間保管しております。この間に消費者が引き取りに来た自転車につきましては、その後、一切道路その他公共施設に放置しない旨の誓約書を徴収し、返還しているところであります。また、引き取り手のない自転車につきましては、廃棄物として廃品回収業者に処分しております。

かねてより指摘、御提案いただいております自転車の再利用でございますが、その後、再利用するための整備、販売面での方法論について検討してまいりましたが、リサイクル車の整備、販売を行う公的機関の選任、組み立て安全面での整備士の養成または確保、組み立て展示、保管する場所の確保、古物商の資格取得、市内自転車小売協同組合との調整、防犯登録等の取り扱いなど、問題点を整理する必要がございます。これによりまして、リサイクル車の販売につきましては問題が多くございますが、御指摘の自転車のリサイクルにつきましては、当面の対策といたしましては、処分する自転車のうち十分利用できる自転車につきましては、公的施設で希望のあるところに公用車として利用願うよう、今後、検討してまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 公園課長（樋波頭治君） 緑化推進につきまして、公園課樋波よりお答えさせていただきます。

市総合計画で緑豊かな活力溢れる都市基盤を築く町づくりとして、恵まれた自然環境と緑のオープンスペースを生かしたゆとりと潤いの魅力ある町づくりを目指し、公園緑地の総合的、計画的な整備に努めるとともに、自然緑地や河川、溜池などと有機的に結合した泉と森の町づくりを進めると示しており、また、緑のマスタープランとしては、都市緑化として大阪府が提示した和泉市の市街地率別目標緑地率は、市街地においては下回っておりますが、府の目標の４０％に対し、本市全域では、緑地率が４４％と少し上回っている状態でございます。これは南部の和泉山脈の山林等によって補われているものであり、市街地において不

足する緑地量は、単に公園の補充によって確保され得る量ではなく、街路の緑化、緑道の建設、川辺の緑化、個人庭園の緑化等、積極的な住民参加を含んだ地域ぐるみの緑化推進等が必要と考えられます。これらの点を踏まえ、公園等においては計画公園の推進、また、中央丘陵内の槇尾川緑道等を積極的に進める一方、丘陵内住宅地等では、自然環境の保全と回復に関する協定書を本年10月初旬に締結する見込みであります。

なお、緑化推進につきましては、財団法人和泉市公園緑化協会の緑化啓発事業により市内公園へ植栽を計画しております。その次には、学校、公共施設等にも植栽を行うよう考えております。また、毎年、府よりの緑化樹配布を利用いたしまして、各町内会、市内学校等へも年間5,000本前後の緑化植栽を行っております。今後も協会を通じまして、緑化啓発を行いたいと存じますのでよろしく願いいたします。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 学校給食等の残飯と廃油処理方法ですが、やはり泉北環境で焼却処理をしております。
- 7番（赤阪和見君） 答弁をいただきましたが、非常に不満であります。ただ、今までしゃべっている内容の中で、何ら市の姿勢というものが出ておらない。全国的に緑化をどうしていくのか、府がどうのこうの、全国的に行われている減量が云々とか、そういうことの域を出ないわけです。最近の円高傾向の中、印刷方法の進歩の中で脱色がしにくいということまで古紙が値下がりしております。また、それをはかすだけの労力がない。空き缶を2円で買い上げるにしても、現実に子供会ということではなく、ボランティアの人たちが1日かかるんなら2,000円出しておこう、私は5,000円出そうということで、それを集める方が金額的には大きくなるんですよ。しかし、町を美しくしていこうという団結心を育てるための一助として、大人が子供会の組織を守るための1つの活動としてやっていただいているんです。金銭的なバランスから言うと、とても経済効果は生んでないわけです。

古紙にしても、紙管がキロ2円、回収業者が持って行ってくれない。新聞で5円、段ボールが6円から8円、その他ちょっといい紙でもすべて10円以下です。しかし、その紙が収集されて泉北環境へ入ると、1kg当たり24円から40数円つくわけです。こういう実態を見るとき、先ほども趣旨説明で言いましたけれども、市民の協力を願うのが非常に大変だといえますけれども、その大変な中を乗り切ったときには、今後、莫大な経済効果を生むわけです。

コンポスターに対して例えば8,000円のを2,000円でも補助したらどうか。僕の知っている市の職員さんの奥さんに1つ渡しました。非常に重宝して使っています。空いた

土地もあるということで使えるんですが、不思議なことにわずか4.5～5.0㎡ぐらいのやつが、年間3トンの生ごみを手を加えずに焼却しております。しかし、それに対しても何ら手を打とうとされていない。

もう1つは、散乱ごみ対策についても先ほど言いましたように、道路課、公園課あるいは中央丘陵関係では、刈った草を放かすところがないときは持って行きますが、その向う側が草っ原だと全部そこへまわっています。光明台のところでは、シルバー人材センターの人が草を刈って放かしてあるから、放かしてもいいということで放かしに行っています。市行政がそういうことをしているんですよ。中央丘陵の周辺を回って御覧なさい、草だらけ、ごみだらけですよ。草を刈った後に放かされていた空き缶や空き瓶がいっぱいありますが、拾っておりません。その垣をした中を市民のボランティアに拾えというんですか。市行政がそういうことを放つといて市民に協力せよというのは一体どういうことかということでお聞きをしているんです。しっかり現実に即した答弁をしていただきたい。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 1点目のコンポスターにつきましての補助金等の御意見をいただいておりますが、これについても、われわれは長所も短所もある点を十分に踏まえ、今後十分に検討し、方法を講じられるものであれば講じていきたい。

2点目の美化運動云々についても、全市的、全庁的な問題ですのでスタッフを構成してまいらないと、環境衛生課だけでは対処できない面もございます。全庁挙げての検討課題ということで御理解いただきたいと思います。

- 公園課長（樋波頭治君） 御指摘の散乱ごみ対策のうちの公園緑地につきまして、御答弁をさせていただきます。

現在、公園課で管理しております公園等は131カ所でございます。そのうち地元町会及び自治会へ72公園の清掃及び除草等を委託しております。残る59カ所につきましては、シルバー人材センターの就労により財団法人和泉市公園緑化協会へ公園等の管理を委託しております。

先生が御指摘の恐らく伏見谷緑地等につきましては、7月29日に草刈りを行ったところでありまして、本来、刈った草につきましては、焼却場で処理するのが基本でございます。また、緑地平坦部の草処理については、焼却場で処理をしておりますが、本緑地ののり面が急で危険なため、のり肩に安全柵が設置されております。遊び場等に利用できない柵外、のり肩の一部についての草処理は現場置きにしておりますので、よろしく御理解を願います。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷より道路関係につきましてお答えいたします。

まず、第1点の中央丘陵関係区域内の道路の日常管理につきましては、草刈り等の処分を

含め公園に依頼しておるわけでございます。その他の市道の一般的な道路についての取り組み状況でございますが、歩道のあるL型の側溝のあるところについては、8月、12月の年2回、清掃車を走らせて清掃しておるのが実態でございます。その他の側溝あるいは道路関係の清掃につきましては、日常業務を通じ、あるいは市民からの通報をいただいた時点で処理をしているのが実態でございます。

なお、草刈り後の処理でございますが、確かにおっしゃるとおり、空き地に捨てさせていただいたようなこともございますが、一部残土処分あるいは草の刈り置き場を確保しておるわけですが、今後ともそういったところで処理をするよう十分注意していきたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

- 7番(赤阪和見君) 生ごみの減量化、堆肥化について検討しているというが、どのように検討していただけるのか。実験をしていただけるのか。

散乱ごみの問題ですが、こういう研究データが出ております。天ぷらを揚げた後の油を一杯捨てると、風呂桶330杯分の水をまぶさないと魚が住めない。また、マヨネーズ小さじ一杯では、風呂桶7杯分の水が要るということです。市内を美しくしようとするならば、そういうデータも市民に訴えながら、皿1枚洗うにしても、極端に言えばティッシュペーパーか何かでとってほしいというぐらい、市民の協力を促すことによって、協力を得ることによって前進するのです。残念ながら、それが行われていない。

また、道路の草刈りをした後は非常にさわやかですが、そこに捨てられている空き缶、空き瓶、プラスチックなどを草を刈った人が取らないというのはどういうことですか。府道にしてもそうだったと聞いておりますし、また、実際に見ております。草を刈れば、それで終わりなのかどうか。道路清掃とは一体何なのか。この基本をはっきりしていただかなければ、私たちボランティアをするにしても和泉市に付いていけませんわ。その点、いかがお考えか。

- 建設部次長(谷 俊雄君) 道路課谷よりお答えいたします。

道路清掃あるいは草刈りにつきましては、道路交通安全上の問題、さらに、美観上の問題の大きく分けてその2点から行っているのが現状でございます。先ほど来、御指摘をいただいている美観上からいたしますと、刈った草は、すべて焼却場あるいは処分地で処分するのが本来でございます。確かに市の焼却場で処分をしているものもございますし、道路課の方で一部残土処分地を確保している土地もございまして、そこで処理をしております。

- 7番(赤阪和見君) 路肩の空き缶、空き瓶をどうしているのか、ということです。
- 建設部次長(谷 俊雄君) 道路上の空き缶、空き瓶等の問題につきましては、その都度、清掃車で搬出するようにしております。上代伏屋線のところに道路課の方で処分地を確保し

ておりますところへ捨てております。

- 都市整備部次長（三井義秋君） 先ほど、道路課長から答弁がありましたように、中央丘陵関連につきましては、市道沿い並びに中央丘陵敷地内の草刈りについては、年2回実施しております。ただ、そのときに先生御指摘の散乱するごみにつきましては、目に余る粗大ごみは危険性があるのでその都度処理しておりますが、空き缶等の個々のケースにつきましてはそのままの状態であるので、今後、公団と十分に協議してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 7番（赤阪和見君） 公団と相談しなければできないことですか。逆に言えば、現実問題、空き缶や空き瓶を袋に入れて置いてくれれば、私は持って帰って2円で買ってもらいますわ。市長、これは基本的な問題なんです。公共施設がそのような管理の仕方では、なんぼ市民にごみを拾いなさい、と言ったって拾いますか。今、ごみが集まってきている実態は、ほとんどが自動販売機や家庭から出ているもので、1割に満たないものが道路で拾われたものです。このような状態で本当にボランティアが育ちますか。もっと基本的な問題としてとらえるべきです。何もこんなちっぽけなことでもやかく言いたくないのですが、まず、これが最初のボタンだということを常々質問させていただいているわけです。そういう点でコンポスターによる検討方法をお聞かせ願いたい。

次に、放置自転車問題でございしますが、全国的に悩んでいるところが多いと思います。しかし、状態は違いますが、各地域思い思いに制度化してやっております。東京の豊島区では、スリランカやフィリピンその他へ送っているそうです。私どもも国際的な交流の中、送る費用は要っても、和泉市1市だけでなく近隣各市にも呼びかけ、何もここへ置こうとするのではなく、和泉市には幸い、公社が保有している空き地を利用するか、だれしももったいないと思うのは他市も同じですので、その点も検討していただきたい。

緑化推進について一応、聞いたわけですが、中央丘陵の中の緑化推進については先ほども言いましたように、結局自然を破壊して人工的な緑になっていくわけです。熱帯雨林の伐採がひどくなって砂漠化が進んでおります。ところが、日本という国は3年放つといたら雑草でいっぱい、8年放つといたら雑木が出、50年放つといたら雑木林になり、80年放つといたら森になると言われるぐらい肥沃な大地に恵まれているわけです。しかし、中央丘陵、コスモ、ラーバンリゾート、さらに、その上にできると予定されているゴルフ場などは、すべて緑を削ってしまうわけです。森を動かすということで新聞にも載ったので素晴らしいものができると思ったらあのときだけ。後はずぼっと根っこから引き抜いて整地をし、今度は人工的に木を植えなければならない。

中央丘陵は平成4年、町開きをするわけですが、旧中央線と今後、できていく区域内の中央線が、本当に整合性のあるような一本の筋の通った緑化をしようとするのか。その点で若干聞きたいのと、自然がすべて削られるのですから緑化率がゼロになってしまうというのが1つの工法です。公園等では少しは残るだろうと思いますが、その点でもお答え願いたい。9月27日の新聞に載ってましたが、「信太の森のサギソウ悲し」、「大阪・和泉市開発に乱獲の追い打ち」ということです。野生のトキソウ、サギソウが根こそぎやられている。わずかにトキソウ、サギソウだけでこれだけ載るんです。100万坪がズボンと裸になるのですが、後のフォローをどこまでできるのか、答弁を願いたい。

それと、緑化推進については、やはり市民が本当に身近にあるという意義付けをしていたきたい。以前から言っているように、誕生の森とか各種記念の森など、あるいは結婚、成人式とか、この前もやっておりましたが、金婚式を迎えられた御夫婦が記念に木を植えるとか、これは私たちの森なんだ、私たちがつくっていくんだという愛着のある名目をつくって親しまれるようにすべきじゃないか。ここまで緑の破壊が進んでくるとね。なんぼ木を植えても愛着がない。昔、ここはアケビも取れたのに、今は可哀想に樫の木が5～6本あるだけや、ということでは、何の夢も希望もないと思いますが、その点、いかがお考えですか。

- 議長（田中昭一君） ここで、答弁をされる理事者の方々にお願いをいたします。

質問の内容を十分に把握して明確な答弁をお願いいたします。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） まず、第1点目のごみの減量化についてどのように検討しておるか、という御意見をいただきました。私も過去に1回、調査したことがあるんですが、今回、たまたま、食堂の上に環境衛生課がおることから、食堂主とも協議をいたしまして、もう一度減量化に御協力を呼びかけ、実態を調査したいと考えております。
- 公園課長（樋渡顕治君） 緑化率につきましては、17.6%でございます。
- 都市整備部次長（三井義秋君） 中央線の問題でございますが、中央丘陵の地区内につきましては、約33mの道路でございます。従来、両側側道には植栽、中央部分についても植栽をしていく予定でございます。ただ、地区外につきましては現状の中でどれだけ植栽できるか、今後、検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。
- 7番（赤阪和見君） いろんな形の中で、なるほど検討してくれているな、ということではなければならないと思います。市長、検討しますとか答弁をいただいたり、また、われわれも要求もするんです。しかし、ここの溝を直してくれ、道路を直してくれ、ということに対しては、直しますとか、ちょっとあかん、とか返事はある。しかし、この議会の中で検討しますとか、そのように答弁されたやつに対しては、こちらからもう一度聞かなければ、どこ

まで進んでいるのか返事がないんですよ。われわれ議会の質問というのは、いろんなことを網羅しながら話をしますので、すべてそのようにいかないのは当然であります。しかし、やはり1つ1つの問題を詰め、それを検討した結果をせめて議会に、あるいは個人にでも結構ですからしっかりと返事をしていただいてコンセンサスを図り、また、議会の意見も取入れるという方向性を持たなければ、一度質問をし、答弁をいただくだけでは何らコンセンサスが図られていかないと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 議員さんの御指摘、ごもつともでございます。可能な限り、議員さんとのコンセンサスを図るように、本会議でお答えできるもの、あるいは検討を要するものなど、内容によってはさまざまございます。そうした点につきましても、率直な話、行政の執行の中では、やれることには限界がございます。その意味合いは御理解のとおりでございます。議員さんに対し、検討いたします、とお答えしたことについては、できないものもございますが、可能な限り対応するよう指示をいたしております。まだまだ行き届かない点はできるだけ改善をしていきたい。お返事の中身によっては御不満もあろうかと存じますが、ものによっては私の方に上げてくるように、という指示はいたしております。その検討結果の報告はさまざまあろうかと思いますが、今後とも改善をしていきたいと存じております。

○ 7番（赤阪和見君） 以前、地場産業の振興の問題で紙おむつを布のおむつに変えよ、と提案したことがあります。和泉市で何歳児までは紙おむつがどれぐらい使われているかの調査の仕方は大変難しいとは思いますが、ごみの減量化にも関連いたしますが、地場産業の振興という点でも考えたらどうか。また、アルバムじゃなく、よそから来られた若いお母さん方に出産記念に布おむつをあげてはどうか、と提案したこともございました。和泉市はおむつをくれた、それも和泉市でつくっている布おむつだ、ということで子供の健康状態がわかるんだとも言いました。今、こうやからこれかししょうがない。ほかのこをしたらしんどいという思いを持たれたら、ごみの減量化や緑化にしても一歩も進まないと思います。

ある本に、市町村主導ではあるが、自分たち自身の問題でもあるので、全面的に協力しようというニーズができなければ成功しない。強制や取り締まりでは、資源ごみの回収はおぼつかない。その方式を実施しようとするれば、当初は、多くの苦情が役所に殺到するが、その一つ一つに丁寧に答え、事情を説明して協力を要請しなければならない。市町村主導でその回収が軌道に乗っているケースは、清掃担当者だけでなく市町村の全職員がスタート時の大変に苦勞をし、口を揃えてお願いをしている。関係者がその姿勢を持ち続ければ、3～6カ月たつとやつと住民に理解され定着するようになる。こういうふうに乗ってます。今日、ご

みの減量化は至上命令だと思います。これは将来、逆に大きなおカネを生むわけですから、その点を十分考えていただきたいと要望だけしておきます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 資産税課長（加久本良一君） 固定資産航空写真閲覧と使用について、資産税課の加久本からお答え申し上げます。

資産税課にごさいます航空写真につきましては、固定資産税の課税作業に際しましての参考資料といたすため、昭和56年度に作成して以来、固定資産の評価替えの都度、作成しております。何分、作成に当たりましては、5000分の1の航空からの現場写真を1000分の1に縮小あるいは拡大いたしておりますために、形状の歪みや縮尺等にかなり正確性に欠けた仕上げでございます。このようなことから、あくまでも内部資料を目的といたしまして利用し、先に申し上げましたように、形状並びに面積等が全く正確とはいえないため、閲覧により隣人との境界紛争などのトラブルを避ける意味から、原則として一般的には閲覧を行わないこととしてございます。

また、その航空写真は、課税上の参考資料ということでございますので、課税台帳の保存年限は一応、10年ということでございますので、それに準じまして10年間の保存の後、課税目的を終了させ廃棄するという考えを目下のところ持っております。今後は、先生の御指摘、御意見を十分に踏まえ、都市計画等の作成資料として保存、活用の方向で関係部局と協議を行ってまいりたいと存じますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 7番（赤阪和見君） これは貴重な参考資料です。御存知のように写真は写るのはそのままです。55年に和泉市を上から見たらこれだけ緑が多かったとわかればいいわけです。55年の和泉市を今から写そうと思っても写せませんからね。そこで、図書館等でちゃんと保管、市民の閲覧にも供するようにしたらどうか。これは何も面積を計ったりするわけではありません。和泉市の貴重な資料として残すべきであると思います。幸い、まだ10年たっておりませんので、原板もあるということです。しっかりと市民の利用に供することができるように結び付けていていただきたい。何も市内だけでそれを利用するのではなく、広く市民の目に届くような、触れるような方向性で使っていただきたいと思いますが、その点はいかがですか。

○ 総務部次長（森 利治君） お答えいたします。

先ほど、課長が答弁いたしましたように、ただいま保管しております航空写真につきましては、あくまでも課税上の参考資料ということで作成したものでございます。今般、そのような御指摘、御意見をいただきましたので、改めまして10年経過いたします古い航空写真

をどういう形で保存し、市民の皆さんを含めまして活用していくか、改めて検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りたく存じます。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 保険年金課長（長岡敏晃君） 3点目の国民健康保険につきまして、保険年金課長の方からお答え申し上げます。

国民健康保険料の賦課総額は、当該年度の医療費の見込み総額から国庫負担金等の見込み額を控除した額であります。本市の場合、所得割、資産割、均等割、平等割のいわゆる4方式により賦課しているところであります。

なお、資産割額につきましては、固定資産税の100分の120を賦課しているところでありますが、61年の改定時におきまして、保険料率応能部分所得割100分の35、資産割100分の15であったのを、所得割100分の38、資産割100分の12と資産割の占める割合を小さくしたところであります。ベストではないにしても、ベターではなかったかと考えているところであります。

議員さんが御指摘の固定資産の居住部分を賦課額から控除するという事は、保険料は、被保険者の医療費に基づきまして算定される関係上、他の方々にまた応分の負担を願わなければならないということになり、負担の公平という面で問題も生じてまいるところであります。しかし、以前から資産割額の料率については、議員各位の強い御要望もございますので、今後の検討課題として受けとめさせていただきます。

以上です。

- 7番（赤阪和見君） 先ほども言いましたが、和泉市でどうして資産割が計算されるようになったかということは、堺市とかは、市税の申告額というか賦課額が平均されているので国民健康保険から資産割が除外されている。和泉市の市税の申告状況、申告額は、国税でも言われるように「トー・ゴー・サン」とか「クロヨン」とかで課税に不公平を生じているということで、資産割が入ったように聞いております。しかし、最近の和泉市は、和泉市から出ていく人もおりますが、1戸の家を求めて人口が増えているという実態の中、他の地域からどんどん流入しております。住宅を求めてその人たちが和泉市へ来た場合、堺市に住んでいて和泉へ来たなら国保料が最高額になってびっくりしたというケースもあります。その人らは、和泉市の市税の申告実態とかは何も知らない。その点では、利を生まない居住資産が非常に大きなウエートを占めてきております。しかも、固定資産の評価額が10年前に比べ6割も上がっている。

ここで、非常に矛盾を感じるの、大きな農家の家は30年、50年たってもしかりし

た建物ですが、固定資産税がせいぜい5万円未満。一方、建て売りの方は、固定資産税課の人がよく言われますが、大体15万～16万円かかっています。これが果たして平等なのかどうか、非常に難しい問題があります、評価が変わっていくわけですからね。30年、50年たった古い農家は、評価額は新築の家と比べて低いが、実際の値打ちということになると、矛盾や不公平を生じていると思うんです。その点では、たくさん資産を持っている人は別といたしまして、せめて居住資産ぐらひは抜いて計算してもらいたい。その分がほかの人の負担になって平等性を欠くということは、確かに検討する余地はあると思いますが、何とか平等に近い、土地や物価が高騰していく中、なるほどと理解できるような形にさせていただきたいと思います。検討していただけると理解してよろしいでしょうか。

- 保険年金課長（長岡敏晃君） 居住用部分の問題につきましては、資産割額全体の中での位置付けを検討していきたいと思います。
- 7番（赤阪和見君） 資産税割全体の中でいくと、また、問題が難しいと思います。なるほど、あんたところは計算しやすいですわ。資産がたくさんある人がたくさんかかるのはしょうがない。しかし、居住用という、市民生活を守るという1つの方向性を持っていただきたいことを要望しておきます。

以上で終わります。

- 議長（田中昭一君） ここで、暫時休憩をいたします。
（午後2時22分休憩）

（午後2時50分再開）

- 議長（田中昭一君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。
次に、21番・勝部津喜枝君。
（21番・勝部津喜枝君登壇）
- 21番（勝部津喜枝君） 21番・勝部津喜枝でございます。質問の趣旨説明を行います。
まず、提出いたしました質問の1番と2番につきましては、昨年の第3回定例会においてお尋ねをし、御答弁をいただきまして今日まで1年を経過いたしております。それを踏まえて、今日の時点でお尋ねをいたします。
まず、舞町焼却場の新炉建設についてであります。工事着工については、地元住民の十分な納得と協力のもと、一方的に強行しないよう要望してまいりました。市長さんからもその点については、御同意をいただいたものと理解いたしております。その点から現在、既に工事が着工されておりますが、どのような形で住民との間に話し合いがついたのか。また、現

時点で住民との間には何も問題は残されていないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、舞町焼却場問題に関連しての第2番目は、現在、取り扱っておりますごみの量、62年度、63年度の発生量と日量をお尋ねをいたしたいと思います。

質問の第2であります。昨年の第3回定例会の質問に対し、稲田理事から本市が現在、関西国際空港を中心とした大規模プロジェクトが持つインパクトを本市の町づくりに活用し、取り組んでいること。そのために立ち後れている問題点については、和泉市全体の地域に立って言えることであると答弁をいただいております。さらに、都市基盤の根幹をなす道路整備が最重点の課題として取り組んでいるとも言われております。当時、その上に立って信太、鶴山台地域の諸問題については、調査研究を重ねてまいりたいという御答弁をいただいております。

そこで、まず第1に、わずか経過1年ではございますが、その後、調査研究はどこまで進められておるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

第2点目には、具体的な問題でございますが、鶴山台団地の太の坊池の埋め立て問題でございます。いろいろと要望や交渉などもあったと聞いておりますが、現在、埋め立てはどこまで進んでいるのか。また、その後の計画については、埋め立て後の問題に公団としての作業は進められているのかどうか。本市としての調査はどのようになっているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

第3点、これも具体的に進められていることでございますが、現在、松原泉大津線沿いにパチンコ店の工事が始まっております。午前中にも問題になりました住宅とは違い、風俗営業の建物でございますので、開発申請の手続等はどのように進められているものか。その点、簡単に結構でございますので、御説明をいただきたいと思っております。

趣旨説明の第3点、教育行政でございます。具体的には、私の地元の信太中学校の問題を取り上げさせていただきたいと思っておりますが、関連して本市全体の教育行政にわたる点もあろうかと思ひまして、教育行政と大きく掲げさせていただきました。

第1点、現在、信太中学校は、いただきました本年5月1日付資料によりますと、児童数1,467名となっております。そこで、教室、設備、運動場などは、設置基準から見てどうなっているのか。さらに、今後の児童数の見通し等について述べていただきたいと思っております。

第2点、信太中学校の養護学級の受け入れ体制はどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

第3点、去る9月19日の台風22号に伴う大雨がありました。学校当局の対応は、もちろん管理者としての校長の判断に委ねられていると思っておりますが、当日の和泉市内各学校の対

応は把握されているのか、問題点はなかったかどうかお尋ねしたいと思います。

自席からの再質問の権利を留保して趣旨説明といたします。

- 議長（田中昭一君） 理事者答弁。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 泉北環境整備施設組合第2事業所の代替炉建設工事について、岸田よりお答えさせていただきます。

この工事は、老朽化している1号炉を廃止するため、5号炉の建設を行うものでございまして、平成3年3月の完成をめどに現在、工事が進められております。着工までの経過といたしましては、昭和62年9月から地元自治会等の説明会を開催してまいりました。特に昨年末より地元舞町住民を中心に公害対策連絡協議会が設置され、これらの方々の着工同意をいただくため、鋭意話し合いを重ねてまいりました。

この結果、泉北環境整備施設組合が公害防止のための諸施策として防音壁の設置、大気など現況の環境調査を実施することにより住民の御理解が得られ、本年3月14日にこれらの内容を確約したことにより口答による着工同意をいただきました。この合意を得られた段階で本格的に工事ができる運びとなったわけであります。

これにより地元との間には、着工合意についてだけの解決が図られたわけで、今後の問題としては、地元自治会との間における公害防止協定の締結等の諸問題が残っており、これらの全面解決に向け協議中であるということの報告を受けております。

次に、ごみの処理状況でございますが、昭和63年度の処理実績では、泉北環境整備施設組合で処理された量が10万354.88トン、このうち本市から出されたごみは、約45%に当たる4万5460.27トン、1人1日当たりの排出量は784gとなっております。平成元年度の比較では、昨年度4月から8月の3市の搬入量が4万5742トン、今年同期の搬入量が4万6820トン、約2.4%の増となっております、これはおおむね人口増に見合う量でございます。

以上、簡単でございますが、環境衛生課の御答弁を終わらせていただきます。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 市長公室理事（稲田順三君） それでは、第2点目の信太、鶴山台地区の町づくりにつきましては、前回、先生御指摘のとおりのことをお答えいたしております。その上に立つて全体の町づくりとなりますと、当初から言っておりますように、道路網、下水道の整備など都市基盤の整備が特に重要であるということになります。加えて午前中からも指摘されておりますように、市税収入の増も図っていく。和泉市全体の町づくりということになりますと、特に道路網の整備は、特に重要であると認識いたしております。市全体の道路網が非常に荒

いという御指摘もいただいております。その上に立ってきめ細かな道路網整備を図っていき
たいということで、道路網の整備計画について着手しております。特に信太、鶴山台地区に
つきましては、松原泉大津線が既に一部開通し、今後、早い時期に全面開通になるうとして
おります。そうすると、非常に開発ポテンシャルが高まってまいります。何とか都市基盤整
備に重点をおきまして早急に対応していきたいと考えております。ただ、1年の経過の中、
計画段階でございまして、実質的に実施計画に移すという段階に至っておりませんけれども、
その点、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 都市整備課長（田中武郎君） 信太、鶴山台地区の町づくりについて、具体的な質問内容
でございます太の坊池の問題について、都市整備課長田中がお答えいたします。まず、経過
と今後のスケジュールを合わせて御報告させていただきます。

鶴山台開発計画に当たりましては、昭和41年12月28日、都市計画決定及び都市計画
事業決定がなされ、開発面積77.9ha、計画戸数4,100戸、計画人口1万6,000人の
町として、新住宅市街地開発事業法により昭和43年から事業着手を行い、昭和51年3月
末をもって新住法による最後の第4回目の工事完了公告を受け、宅地造成工事、つまり新住
法事業としては終わったところであります。また、宅地処分、住宅建設については、宅地造
成工事が完了したときから段階的に進められ、現在に至っております。

太の坊池の埋め立てにつきましては、昨年3月、住宅・都市整備公団より池を埋め立てて
住宅建設をしたい旨の相談が和泉市にありました。今回の太の坊池の埋め立て後の土地利用
計画であります。鶴山台が新住法により開発を行うに当たり、新住法の規定によりこの池
は当初より住宅建設用地として計画され、処分認可を受けたものであります。しかしながら、
池の埋め立てが現在までできなかった理由については、既に水利権は用地買収時に買い上げ
られ消滅しているものの、当時、開発地区外には、この池の水を利用する耕作地があったた
め、地元水利組合と住宅・都市整備公団との間で締結した埋め立て同意書には、残存農地の
耕作に影響がないと判断したときは埋め立てできる、となっており、その後、開発地区外の
市街化の進展に伴い残存農地が減少したため、住宅・都市整備公団と水利組合が協議を進め
た結果、埋め立てについては、代替井戸を掘ることにより農業用水の確保ができる見通しに
至ったので埋め立て計画が進展し、市の方に相談があったものであります。

市といたしましては住宅・都市整備公団に対し、埋め立てに当たっては水利組合はもとよ
り、埋立地付近住民に十分説明を行い、理解を求めた上で埋め立てを行うよう申し入れたわ

けであります。住宅・都市整備公団においては昨年以來、地元鶴山台連合自治会を通じ、各地区の自治会に説明会を何回となく行った結果、平成元年6月26日付をもって太の坊池埋め立て工事に関し、地元鶴山台連合自治会と住宅・都市整備公団による覚書が締結されました。合わせて、地元自治会と公団との間で埋め立て完了後、公団が行う住宅建設計画については、事前に地元と協議することで同意が得られました。また、水利組合との間には、平成元年2月13日付をもって同意が得られております。

埋め立て工事については平成元年7月から開始され、平成2年5月末をもって完了予定であり、現在、約14%の埋め立てが済んでおると聞いております。その後、地盤の自然沈下を待ち、住宅建設に取りかかる予定となっております。

次に、埋め立て後の住宅建設計画スケジュールにつきましては、現在、公団において住宅建設予備設計に取りかかり、具体案ができ次第地元と協議説明を行うとともに、市に対しても協議が行われる予定であります。

以上が、太の坊池の以前の経過と今後のスケジュールでございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 都市整備課参事（上出 卓君） パチンコ店の手順につきまして、都市整備課上出から御報告申し上げます。

まず、一般的な手順でございますが、パチンコ店の出店に関しましては、市環境保全条例の協議が必要でございます。2点目に、建築基準法の建築確認申請が必要でございます。3点目に、風俗営業取締法関係の許可が必要でございます。この許可につきましては警察本部の関係でございますので、申しわけございませんが、詳しくは承知しておりません。

実際の手順といたしましては、業者側の見方でお答え申し上げますと、まず1番目には、最後に申しあげました風俗取締法関連の許可が得られるかどうかが一番の重要問題でございます。開発業者の方が府警本部並びに所轄の和泉署の方へ参りまして、この場所で風俗法の許可が得られるかどうかという内諾を得に行きます。この中でできない区域というのがございまして、学校、病院といった施設から100mの範囲内、商業地であれば50mの範囲内については建築ができないという原則がございまして、

その結果、建築ができるめどが一応ついた段階で市の方に正式な書類の協議が参ります。この後は、市内部での取り決めが関係課にまたがりまして、協議するについてのルールをつくってございまして、産業部の方でやっていただいております市環境保全条例の事前協議を済ませていただきます。その事前協議がおおむね完了いたしまして、これについては市として

も大丈夫だという御判断をいただいたものについて、建築基準法による建築確認申請の受け付けをさせていただく。その建築確認申請が大阪府に經由されて大阪府庁の方で決済され、その上で工事に着手。その工事が完成した時に、改めまして先ほど申し上げました風営法の許可手続を大阪府警本部に対してされるということで出店が許可されるという手続でございます。

それから、議員さんが御指摘の件につきましては、松原泉大津線沿いの上町431番地のほかということでございますが、この場所につきましては準工業地域でございます、建築基準法、風俗営業取締法のいずれにおきましても、建築、出店が可能な場所でございます。それで具体的な環境保全条例の問題につきましても、交通公害課の方で大気、騒音、水質その他の問題について御指導をいただいたものを既に建築確認申請を經由済みでございます。

付け加えまして、建築確認申請經由済みの後、周辺住民の方々からお問い合わせがありまして、いろいろ反対運動のような団体もつくられまして、何度かその委員長の方も私どもの方に来ていただいております。その中で話し合いがありまして、一応、周辺住民の反対運動の御意向も私どもが開発者の方に伝えまして、現在、地元で説明会が行われていると承っております。

以上です。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 管理部次長（白樫通有君） 信太中学校の設置状況と生徒数の推移という御質問でございますので、教育委員会総務課の白樫からお答え申し上げます。

先生が御指摘のとおり、現在、生徒数が1,467名、37学級で編成いたしております。

施設等でございますが、まず、現在の所有する校地面積、建物敷地、運動場等について申し上げますと、校地面積が2万4,932㎡、建物敷地面積が1万2,500㎡、運動場が1万2,432㎡でございます。基準との比較でございますが、校地面積が1万7,811㎡、建物敷地1万4,442㎡、運動場3,368㎡が基準よりも少ないということになってございます。

次に、施設関係でございますが、本校のピーク時の学級数を37学級と想定いたしまして、59年に増築をして対処してまいっております。現在、保有教室が普通教室50、特別教室16、体育館1,144㎡、プールが325㎡でございます。

次に、生徒数の見通し、推移でございますが、現在の37学級、1,467名から年々減少いたしまして、平成5年には30学級、1,100名になる次第でございます。と申しますのは、ここで過大規模が解消されるということになってございます。

以上でございます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 指導部次長（木村吉男君） 養護学級の件につきまして、指導課木村よりお答えいたします。

平成2年度の養護学級の受け入れ体制でございますが、学校長より精神薄弱学級、情緒障害学級、肢体不自由学級の計3学級の養護学級設置に向けての申請がございました。それを受けまして現在、府教委へ認可申請をしているところでございます。

以上でございます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 学事課長（石本博信君） 大雨当日の教育委員会の対応ということでお答えさせていただきます。

大雨警報等の非常時の臨時休業、授業の繰り上げ、繰り下げの判断につきましては、現場で臨機応変に対応しなければならないという観点から、学校長の権限に属しているところですが、その判断についてもいろいろ難しい点もありまして、教育委員会としても一定の基準を校長会にも示しております。これまでも下校時に事故があったこともございますので、毎年、その時期に児童の登下校時の安全確保について十分留意していただくようお願いしているところであります。

また、先日のような大雨警報が出ている場合は、和泉市でも山間部と下の方でかなり実情も違ってくるということで、その辺については、学校長に情報を十分周知して対応していたいているのが実態でございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 一通り御答弁をいただきましたので、1つずつ再質問をさせていただきますと思います。

まず、舞町焼却場に関連いたします再質問でございますが、工事着工のみ合意したという慎重な御答弁なんです、今後の問題点として残っているのは、公害対策等について、浅野管理者の確約書を私もコピーでいただいておりますが、いわゆる地元町会というのはどこを指しているのか、その点をもう少し明快にお答えいただきたいと思います。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 先ほど、私が申し上げましたのは、鶴山台北校区を指して地元町会と申しております。

○ 21番（勝部津喜枝君） それはそれで結構なんです、浅野管理者と確約書を交わされているのは、舞町町会長、上代町会長、上町北町会長の3つの町会長の連絡会で構成されている方々と工事着工の同意を公害対策も含めてされているわけですが、その点、ここに載っていないところについては、組合行政のことでございまして、正直申し上げまして母市への

報告義務もございませんので、地元のことでお尋ねしておきたいと思います。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 昨年12月末日に「来い」という指示がありましたのが、先生がおっしゃる舞町、上代町、上町北の3町会でございます。その3町会についての御意見をいただいておりますので、管理者として3町会について公害対策防止の要件を出したわけでございます。
- 21番（勝部津喜枝君） 対象にして問題が残っている鶴山台北ということになりましたら、まだ幾つの町会がございますね。その点はどうか対応しているんですか。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 私どもが泉北環境から聞いておりますのは、鶴山台北校区全部をまとめて御同意をいただき、公害対策防止協定の締結をしたいんだというぐあいに聞いております。
- 21番（勝部津喜枝君） 再度、聞きますが、とりあえずの工事着工については、この3町会から成る連絡会で確約書を交わしたけれども、まだ問題点として残っているのは、鶴山台北校区全部の町会の公害問題等を含めて確約なり今後の問題点を詰めなければならないということになると思いますが、そう理解してよろしいでしょうか。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 一応、口頭での同意をいただいたんですが、それがどういう内容かということで地元でやかましく言われたんです。環境を調査しろ、と言われたんですが、私どもは、環境調査はできないので、現況調査をやらせていただきます、ということで、大まかな3町会の口頭での御同意はいただきましたので、それに基づきまして工事の着工をさせていただきました。後の3町会以外の町会については、工事着工については、大きく反対はなかったということの問題がありましたので、一応、一定の線で3町会の説明を行い、着工をやらしてもらおうよう鶴山台北校区の御同意をいただいて着工させてもらったという筋書きでございます。
- 21番（勝部津喜枝君） 大きく反対はしていない。口頭なり文書での同意はしていないが、おおむね同意したものと解釈して工事を始められたと理解してよろしいでしょうか。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 確かに3町会の中でも反対はありました。それで、公害防止調査をさせてもらうということで3町会にも御同意をいただいたということで御理解いただきたいと思います。
- 21番（勝部津喜枝君） 他にも問題がありますので、この点だけで時間は取れませんが、端的に申し上げまして、とりあえずは口頭での現況調査、公害調査を行うということで御同意をもらった。ただし、今後の問題としては、正直言ってまだ残っていると理解してよろしいわけですね。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 先生のおっしゃるとおりでございます。
- 21番（勝部津喜枝君） 次に、ごみの量の問題ですが、先ほど、赤阪議員さんから資源ごみや減量化の御質問がございました。これは各学校に配られている資料ですが、その中の昭和63年度と平成元年度の数字では、燃えるごみ、燃えないごみ、再生利用されるごみの数字が出ております。例えば再生利用されるごみが63年度では1.6トン、平成元年度では0.5トンと減っておりますが、燃えないごみが逆に2.6トンから5.2トンに増えております。このところ辺については、和泉市の現状が子供たちに数字で示されていると思うんですが、どう理解したらよろしいでしょうか。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 確かに副読本では、63年度の再生利用が多くて、平成元年度は少ないではないか、という御意見をいただきましたが、そのとおりでございます。63年度の副読本については、空き瓶は泉北環境で処理をしていなかった。要するに1業者に下取りをやらせ、業者から売却代金をいただいたということで、空き瓶の量だけが変わってきております。
以上です。
- 21番（勝部津喜枝君） そうしたら、空き瓶が1.6トンと0.5トンとえば、空き瓶1.1トンあったということですか。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） ちょっと資料を持っておりませんが、平成元年度に泉北環境に搬入した空き瓶と混合の量ですが、空き瓶につきましては、4月から9月までの約6か月間について7,560kg、混合については2,360kgの搬入をしております。
以上です。
- 21番（勝部津喜枝君） 先ほどから問題になっておりますごみの質の問題ですが、本市のごみの出し方、分け方をよく見ましたら、日常、市が収集するごみの中にプラスチック容器、線材、靴、鞆などの皮革類、カーペット、じゅうたん、カーテンなども、週2回の日常ごみの中に含まれております。ところが、大阪府の財団法人クリーン・ジャパンセンターが出しております資料によりますと、詳しくリサイクルの研究がされてるんですが、この中で非常に扱いにくいものとして、先ほど申し上げたように、本市では、一般ごみとして入れたらいいことを言われておりますビニール、タイヤ、プラスチック、紙おむつ、カーペットなどは、再資源化が難しいと予想されるものとして、今後、自治体のごみ処理の研究課題だというふうに書かれております。
いろいろ大変だとは思いますが、現在、本市が燃えるごみと燃えないごみの2大分別というところ辺を市民の協力もいただきながら、もう少し分別を細かくしていくことに手を

付けられない限り、ごみ問題についての基本的な解決が見出されないと思うんですが、いかがでしょうか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 私どもは、各家庭から出されるごみの中で処理困難なもの1つとしてプラスチックやタイヤも挙げております。家庭から出されるごみについては、われわれが処理をやらせてもらわないと、市民の方々に大変御迷惑をかけるので、泉北環境と十分に協議をして泉北環境の方で選別をしておりますが、申しわけないんですが、プラスチックについては焼却をしております。それから、鉄類についても泉北環境で分別をし、幾らかでも焼却残灰処理場の延命を図るためにも、泉北環境と努力して処理をやらせてもらっております。

例えば敷物についても出してくださいと言っているのは、ある程度の大きさにカットして出していただきたい。6畳や4畳半のままで出されると困るので、炉の入り口に入る大きさにカットしていただく。せめて4つぐらいにカットしていただければ処理ができるんだということで、市民にPRさせてもらっております。

それから、分別についても、確かに私どもの希望は、基本的には4種類に分別をしていただいたらある程度可能ではないかと思っておりますが、まだそこまで十分に調査検討はしておりません。今後の検討課題ということで御理解いただきたいと思えます。

- 21番（勝部津喜枝君） その点につきましては、今後、そういうことだと認識もしていただき、研究もしていただきたいと思えます。昨年質問の際、3市で構成されている泉北組合議会では、年2回ほど担当者会議を行って分別収集問題を検討している、という御答弁をいただいております。そこで、この1年間、何回ぐらいこの会議をされましたでしょうか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 現在では1回です。夏の大掃除のごみ収集について、ということで1回打ち合わせをしております。

- 21番（勝部津喜枝君） それだけですか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） ちょっと記憶にはないんですが、それだけだったと思えます。

- 21番（勝部津喜枝君） 市長も副管理者であり、とりわけ、焼却場のあります母市の市長としていろいろと御苦労させていただいておりますので、まことに申しわけございませんけれども、こういう大事などみの分別収集問題については、地元市での協議も大切ですが、こうした組合議会での状況が、記憶にないとか、たった1回とかいうことでは、ごみ問題について組合議会でも検討していく上で、果たしてこれでいいのかどうか。組合議会の法的な構成が、常々わかりにくいのでこうして質問をさせていただいてるんですが、その点、いかが

でしょうか。もっと頻繁に担当者会議を開き、各市の状況もシビアに出し合っていくべきだと思います。今、一番問題になっているビニールにしても、一番ごみの収集で進んでいるところでは、5種類の分別収集をして効果を上げている実績も出されておりますので、その点について御見解をお尋ねしておきたいと思います。

と言いますのは、新炉建設は公害をなくすためと言われておりますが、確かにそうだと思うんです。しかし一方、こういう状況では、新炉ができて果たして公害がなくなるのかどうかという心配も出てきますので、御説明をお願いしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 勝部議員さんからの御質問をいただいたわけでございます。おっしゃいますように、確かに3市のし尿、ごみ、下水ということで泉北環境が成り立っているわけでございますが、ごみの分別収集のあり方も非常に大事な部門だと存じております。かねがね、トップといたしましても、そうした問題についてよく検討するよう、という指示はいたしてまいった経過がございます。今、それが不足しているという御指摘と思いますが、よく実態を調べまして、不足している面があるとするならば改善をさせる熱意を持たせるべきだと存じます。その点で今後、対応してまいりたいと存じます。

○ 21番（勝部津喜枝君） ぜひとも母市の議会でこういう意見もあったということで取り上げていただきたいと思います。主婦の感覚から言いましても、こうした問題について意見があったということで、管理者、副管理者の会議などで検討していただくことを希望いたします。これは終わっておきます。

次に、稲田さんの御答弁に対しまして、反論というほどではありませんけれども、言うなれば、よそ行きの言葉という感じなんです。もっと普段着の言葉で私どもに町づくり問題を提起し、考えているんだということを書いていただきたいと思います。と申しますのは、大阪府総務部地方課が編集している「自治大阪」8月号という冊子に書かれているんですが、すなわち、過去に行われた和泉市の宅地開発を見ると、開発地内外との連絡を見ても決していい方ではなく、結果的には、地区としてのまとまりに欠けたところがある。今までのニュータウンづくりの教訓が反映できるように、周辺と一体となった町づくりが望まれている、と書かれております。

私は、とりわけ信太、鶴山台地域が周辺との調和の取れた町づくりという観点から言えば、阪和線北信太駅問題も含め、焼却場が存在する舞町、上代町を初め非常に取り残された町づくりという感情は拭い難い強いものがあるという点を申し上げておきたいと思うんです。

その一方、本市が出しております「加速都市和泉市」の中では、ともすれば、そこに住む人々を無視し、飲み込んでしまう危険性を持っている。例えばあり余る情報に振り回される

交通の整理が追いつかない。都市の規模が大きすぎてどこか取り残されてくる地域が生れてくる問題を持っている。しかし、和泉市はどうでしょうか。スペースがあります。成長する自然と人間が調和する理想的な町づくりが可能で、と宣伝されております。私も、これであってほしいと願っております。

今、道路網の整備に重点が置かれているということですが、こういうふう人間と自然が調和する理想的な都市づくりが可能であると書かれるならば、1日も早く、もう少し具体的なプランが私どもの前に示されてほしい。とりわけ、取り残された町づくりという意識の強い信太、鶴山台地域の地元議員として強くここで意見として申し上げておきたいと思うんです。

パチンコ店問題に入ります。先ほど、申請の手続を詳しく教えていただきました。結局、要約すれば、一般の住宅と違って風俗営業法による許可も必要だ。建物については、本市の都市整備課に持ってくる前に営業ができるかどうかの内諾を得、そして、建築確認なりの相談に来る、そういうことですね。

- 都市整備課参事（上出 卓君） おっしゃるとおりです。
- 21番（勝部津喜枝君） ある程度事前に営業許可のめどがあるという前提のもとに手続に来る。
- 都市整備課参事（上出 卓君） そうでございます。
- 21番（勝部津喜枝君） そこで、お尋ねしたいんですが、今、地元で問題になっているのは、工事の進行でひび割れがするとか、初めて知らされて環境問題にびっくりしているとか、こういうところに子供たちの非行の場所があるんだとか、十何階建ての大きなマンションが建ち、そこから放流される水が臭くてたまらないとか、いろんな問題が出てきております。そのような情報なり、具体的な事実が後になって知らされて騒いでみたところでどうにもならないというのが現状なんです。

ここで市長さん、午前中の並河議員さんが質問されておりましたけれども、開発指導要綱に基づいて都市整備部では、法的に許可され、建築可能なものであっても、地元住民の合意が得られない限り手続をストップするという御答弁をされております。それならば、風俗営業法の適用を受けるパチンコ店については、私は何もパチンコ店やパチンコ店の業者を悪いものだとは思っておりません。しかし、風俗営業という言葉が示すように、地域の環境や暮らしに大きな影響を与えるものが建設される場合、やはり市においては、どこで市民の声や市民本位の立場を貫いていくのか、そのポイントが環境保全条例ではないかと思えます。

これはかねがね理念条例で罰則規定がないからというのが言い分でなかったかと思えます。私も過去、パチンコ店問題で大変苦しい思いをしておりますので、今、改めてこうした問題が

起こっていることについて、具体的に環境保全条例に基づいて町づくりや住民の立場に立ち、考え直していただくわけにはいかないものか、いかがでしょうか。

- 市長（池田忠雄君） 確かに、環境保全条例は罰則規定がない理念条例である。いわゆる市と市民、業者の三者によりまして、かくあるべし、こうして環境を保全していこうという理念条例であることは、成立当時からの精神でございまして、今日までその理念に基づきまして運営をしておるのは事実でございます。御指摘のパチンコ店の件でございますが、非常に難しい点は、風俗営業法という1つの範囲、これは警察の権限の範囲でございますが、それらがクリアできるという上に立って業者が本市に来られる。本市としては、そうした環境保全条例にも照らし、それぞれ行政指導をしておるのが実態でございます。

ただ、大衆娯楽と銘打つパチンコ店が風俗営業法をクリアでき、また、環境保全条例法の指導もする中で建築確認申請が出されてくれば、現状の法規なりうちの条例からいきまして、これを拒否する権限は、実はないわけでございます。その辺、御指摘の住民皆さんの気持ちとの接点をどこに求めていくか、ということが非常にポイントとしての御指摘の点でございます。

朝からの御答弁の中で、住民合意が得られるまでできるだけ提出されている書類を留保したい、という答弁があったのも事実でございます。これは並河議員さんの御質問の中で、いわゆる事前協議をしていく中で食い違いが出てきた。計画変更の問題が出てきたという御指摘がございました。そうした市と業者との信義上に立った問題であるならば、さて、という段階で一部がマンションになるということであれば問題があると思います。

しかし、これとても建築基準法に関して府に問い合わせますと、一定やむを得ないんじゃないか、という指導も出ているわけでございます。これは事前協議の話し合いの中での食い違いでございまして、本市としては、ペナルティー的に留保しているんじゃないか、そういうふうに私は理解をしております。ただ、パチンコ店の問題も同じように住民との話し合いが整うまで申請を留保すべきかどうかという点については、建築基準法との関係で非常に難しい点があるのではないかと、そのように実は考えておるわけでございます。

御指摘のように、環境保全条例の適用について、もっと強権を持つような保全条例に見直すべきだという御意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきたい。いわゆる理念条例だけではとても環境を守れないということで、罰則規定的なものも盛り込んだものに変えていくかどうかについての端的な御意見だと理解をいたします。そうした点で、かくあるべし、という理念条例を罰則規定のあるものに変えていくことは、以前からの課題でもありますので、より一層検討を深めさせていただきたい、このように存じます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 私は、パチンコが大衆娯楽であることは否定しません。この中にも、お好きな方がたくさんいらっしゃいます。ですから、建設されることに対して拒否せよ、とは言っておりません。これができるについて、住民の意見なり心配なり、こうしてほしい、という声がどこの時点で取り入れられるかという、このことを行政として保障してほしいということなんです。

それで、理念条例だから罰則規定を設けよ、という趣旨だと理解しているということですが、本市の環境条例でも、十分まだ罰則規定を設けなくても政治姿勢として貰けば、十分規制を強化できる思っております。他市にもその例がたくさんございます。理屈を言うようですが、地方自治法、憲法の精神から言っても、条例制定権が地方自治体に与えられております。これは他法に抵触しないという制限があるとはいえ、その活用は、地方自治体に任されております。その点から環境保全条例の活用は、過去、住民本位にやられたかどうかという点を深く検討していただきたいと思うわけなんです。

また、法的な観点から申し上げますと、条例と要綱のどちらが上とか下とかになりましたら、要綱の方は、むしろ条例を補完するものだと言えらると思うんです。その点では、建て売り住宅等を含めた住宅建設について、都市整備課はその補完物を十分に活用、最初の約束とは違うということについては住民の合意が得られるまで待つという、その意味では、住民の立場を守っておられるわけですから、これを直接担当されている交通公害課が、端的に申し上げまして、もっと環境保全条例を住民本位の立場で活用していく精神がなければならないと思います。市長さんが、そうせよ、と叱咤激励してほしいと思うんです。

例えば警察には、建物も含めて事前に根回しをして許可してもらっているから拒否しにくい、とおっしゃいましたが、そうすれば、住民が心配するさまざまなことはどこで解決されるのかという問題が出てきます。交通公害課のある職員は、パチンコ店ができることによって、松原泉大津線の騒音が少し緩和されるのではないかと、こういうことを住民の中で言っておられます。現実に私にもそう申されました。ところが、本市の昭和63年2月の「和泉市の環境」を見ましたら、騒音の調査をした6カ所の中で、北信太駅前近隣の商業地域の騒音が一番ひどいということで、その原因が営業騒音が主であることが特徴として挙げられると述べております。

第4点の測定点として、池上町の信太山駅前付近も近隣商業地として同じく騒音測定がされておりますけれども、ここはそういうふうにはなっておりません。そのことを考えましても、決してパチンコ店ができることによって、松原泉大津線の自動車騒音が少なくなるなどということは、公害に関する専門の職員としては、余りにも市民感情、市民生活の実態を無

視した発言ではないかと厳しく指摘をしたいんです。

具体的に工事也开始しておりますし、先ほど、答弁がありましたように、地元に対する説明会と言われるかどうかは別として、何回かの会合もあつたようです。しかし、その会合の様子を聞くと、建築確認申請が出された建物についての住民に対する説明では、換気扇やネオン塔の位置などについては未確定だということです。建築確認申請を出す建物が、換気扇の位置などが未確定のまま承認されるものでしょうか。素人が考えても面白い話だと思っております。その意味では、今後、このパチンコ店問題について、住民の皆さんが素直な気持ちで、本当に子供たちの教育環境や自分たちの住環境を守る立場からの説明や意見を申し上げているということを着眼点として、この説明会に本市の職員が積極的に出席していただきたい、このことを要望したいと思います、いかがでしょうか。都市整備部を含めまして、住民に対する説明会には出席していただけるでしょうか。答弁いただきたいと思っております。

- 都市整備部参事(上出 卓君) 現在、行われております説明会の中身についても、いろいろ問題があるように聞いております。業者の方から聞く話と住民側から聞く話に矛盾があるように思いますので、説明会そのものに出席するかどうかは考えた上で対処したいと思います。とりあえず業者にその旨を伝えまして、さらに、必要とあれば説明会以外のものであっても現場に赴いて住民さんの御不安をなくすよう、市の職員としてはやらなければならないと思っておりますので、基本的には、出席する方向で公害担当課とも連絡を取りながら対応したいと思います。
- 21番(勝部津喜枝君) 市長さん、ぜひよろしく願いいたします。指導要綱については、工事途中であっても、本市としておかしいところがあったときには中止をして検査する、こういうところもございますので、その点も含めまして、ぜひ今後の推移を見ながら、業者に対する指導と住民のいろんな不安を解消するためにも、担当職員として市民の信頼を得る仕事ができるように保障していただきたい、このように思いますので、できましたら簡単で結構ですので、御答弁をいただきたいと思っております。
- 市長(池田忠雄君) 先ほど、質問の趣旨を取り違えまして失礼をいたしました。環境保全条例に罰則規定を設けるべき、という御趣旨だと理解をしてあのような御答弁をさせていただきましたが、今の環境保全条例でも十二分に行政の姿勢自体はやっていけるという御指摘でございました。よくわかりました。

環境保全条例のフル活用につきましては、かねがね交通公害課を初め関連の部局にも私から指示をいたしておるところでございます。理念条例でございますので、業者に対する行政指導にも、法的におのずから限界があることも事実でございます。そうした中、業者と住民

の間に立つた行政の果たすべき役割には限界がございますけれども、それなりに条例の趣旨に沿って精いっぱい、きつい指導も行わせていただきつつあることも事実でございます。決して法律には抵触しないから仕方がないということではなく、よりよい近隣の御迷惑、環境保持のために配慮するよう、きつい指導に当たるよう指示をいたしております。御趣旨を体して今後ともそうした指導面の強化をして当たっていきたい、このように思います。

- 21番(勝部津喜枝君) ありがとうございます。短くまとめたいと思いますので、よろしく願いいたします。

太の坊池の問題では、要点としては、埋め立てが終わり、都市整備公園の方で上物の計画ができたときにはまず住民に示し、本市としては、住民の要望に基づいて調整役としてやっていくというふうに受けとめてよろしゅうございますか。

- 都市整備課長(田中武郎君) 先ほど、御説明いたしましたように、地元の方でいろいろ具体的な要望については、調整はとってくれているとは思いますが、今後、市としても住宅公園との調整役として十分に協議をしまいたい、かように思いますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。

- 21番(勝部津喜枝君) よろしく願いいたします。

次に、第三点目の教育問題でございますが、大規模校の解消ということでお答えをいただきました。その点で1つお尋ねをしたいんですが、児童数の推計計算が出されましたが、何らかの計算の基礎があつて出されたものだとは思うんです。しかし、例えば周辺の建て売り住宅等を含む開発が進みますと、現在の鶴山台南北小学校、信太小学校等を含めこの児童数が出てきたと思うんです。午前中の並河議員さんの質問にありましたが、1戸建てのつもりがマンションになったということがございますね。そうなると、この児童推計が確実にこのとおりになるということは、既に過去、鶴山台南北小学校が当初の校区編成を変えざるを得なかったという事実があります。そういう事実から言つて、それこそ動きの早い加速都市和泉市でありますので、信太中学校の児童推計が、推計は推計として持つておらなければならないでしょうが、一定の不安定要素があるのではないかと思うんです。この点、都市整備部でそれを担当しておられる方はいかがでしょうか。

- 都市整備部参事(上出 卓君) 確かに議員さんがおっしゃいますように、特に市街化区域における開発は、午前中の件でも申し上げましたように、ある日突然、申請が出て来るという実情でございます。ただ、公園や公社がやっている分については、いろいろ下打ち合わせの上で出てくるわけでございますので、そういう違いがございます。

また、おっしゃますように、ここ5年ほどの傾向ですが、特にマンション、いわゆる共同

住宅が増えてございます。59年から今日までの数字的なことで申し上げますと、自己用住宅、それから、公団や公社がやっている開発を除きまして、約6,000件ほどの協議戸数がございます。これは世帯数に準じますが、その中で実にマンションの建設が約3,700戸、60%を占めてございます。

それ以前は、池田下の大蔵屋さん程度しかなかったんですが、1つには、地価の高騰で分譲住宅の商売がしにくくなってきたことで、加速的にマンションが増えてきているということでございます。今、申し上げました3,000件の中で特に大きなものは、府中の朝日住建の941戸、伏屋のマイシティ412戸、それから、議員さんの近くの上代のアーバン430戸という大きなものが突然に出て来るということで、私どもも教育委員会との調整に非常に苦慮しているのが現実でございます。

- 21番（勝部淳喜枝君） 現状を知るために聞いたのでして、決してこの推計について教育委員会が怠慢であるとか、いい加減なものであるとかいうわけではありませんが、それほど現在の町づくりは複雑であり、そういう業者がどんどん進出してくる余地を残しておくのは事実でございます。とりわけ、信太、鶴山台地域については、その現象が特徴的にあるんだということを御認識願いたいと思います。その上に立って、今、信太中学校が過大校としてさまざまな問題を抱えているということなんです。具体的なことは時間の関係で避けませんが、そういう状態にあるということを御承知いただきたいと思います。

それから、養護学級の件でお聞きをいたしました。現在、養護学級の介助員の方々については、教育委員会からいただいた資料では19名と聞いております。そこで、この介助員の方々の臨時職員としての賃金が4,500円、教職員の免許を持っておれば1,000円追加して4,600円となっております。ところが、ある事例では、介助員の方が1人の子供さんのために修学旅行の付き添いで行ったが、そのときもやはり4,500円のままであったということが私どもの方に届いております。これは大切なことですので、教育委員会として実態を把握しておるのかどうか、これは改めるべきではないか。出張手当等も含めて条例では明確に書かれておりますので、それを適用すべきではないか。特に修学旅行等については、校長が事前に計画書を教育委員会に提出することになっておりますので、この点をお聞きしたいと思います。

それと、雨の件でございますが、9月22日の台風22号による大雨では、和歌山で下校途中の女の子が亡くなり、全国的に大きなショックを受けました。本市で対応された実態はさまざまであったように伺っております。クラブ活動を中止したところもあれば、引き続き平常通りやった学校もあるように聞いております。そういう中、なかなか子供が帰って来な

いので心配の余り学校へ問い合わせしたり、迎えに行ったお母さんもあると聞いております。クラブの先生は既に帰った後だったということも聞いております。先ほどのお答えの中で、そういう問題については、管理の規定も設けておるといことですが、そのときの各小中学校の実態は把握されておるのか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○ 指導部次長（木村吉男君） 指導課木村よりお答えいたします。

先生から御指摘がありましたように、現在、修学旅行のような泊の伴う引率につきましては実費弁償という形で、交通費、宿泊費、勤務手当等を支給しておるのが現状でございます。御指摘の点は、課題としておきたいと思ひます。

○ 学事課長（石本博信君） 雨の措置でございますが、初めにお答えさせていただきましたように、臨時休校なり、授業の繰り下げ、繰り上げの場合は、学校長から教育委員会に報告があるのでつかめるのですが、特に正規の授業が済んでおりまして、クラブの生徒を帰したかどうか、引き続きやったとかについては、ちょっと把握してございません。

○ 21番（勝部津喜枝君） 御承知かと思ひますが、当日、鶴山台北小学校で養護学級の生徒さんがお昼過ぎからわからなくなり、夜の8時過ぎにやっとわかったということがあります。介助員の増員もからめまして、いろいろ現場で先生方の御苦勞もあつたようです。実態を把握していない、という先ほどの御答弁でしたが、それでは困るのではないかと思ひます。

時間の都合もありますので、私の質問は以上で終わりますが、ぜひとも本市の教育行政がいろいろと変動の激しい情勢の中、大変な面を持っておりまして、将来を担う子供たちのため、よりよい教育行政をしていただくよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長（田中昭一君） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力、まことにありがとうございました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

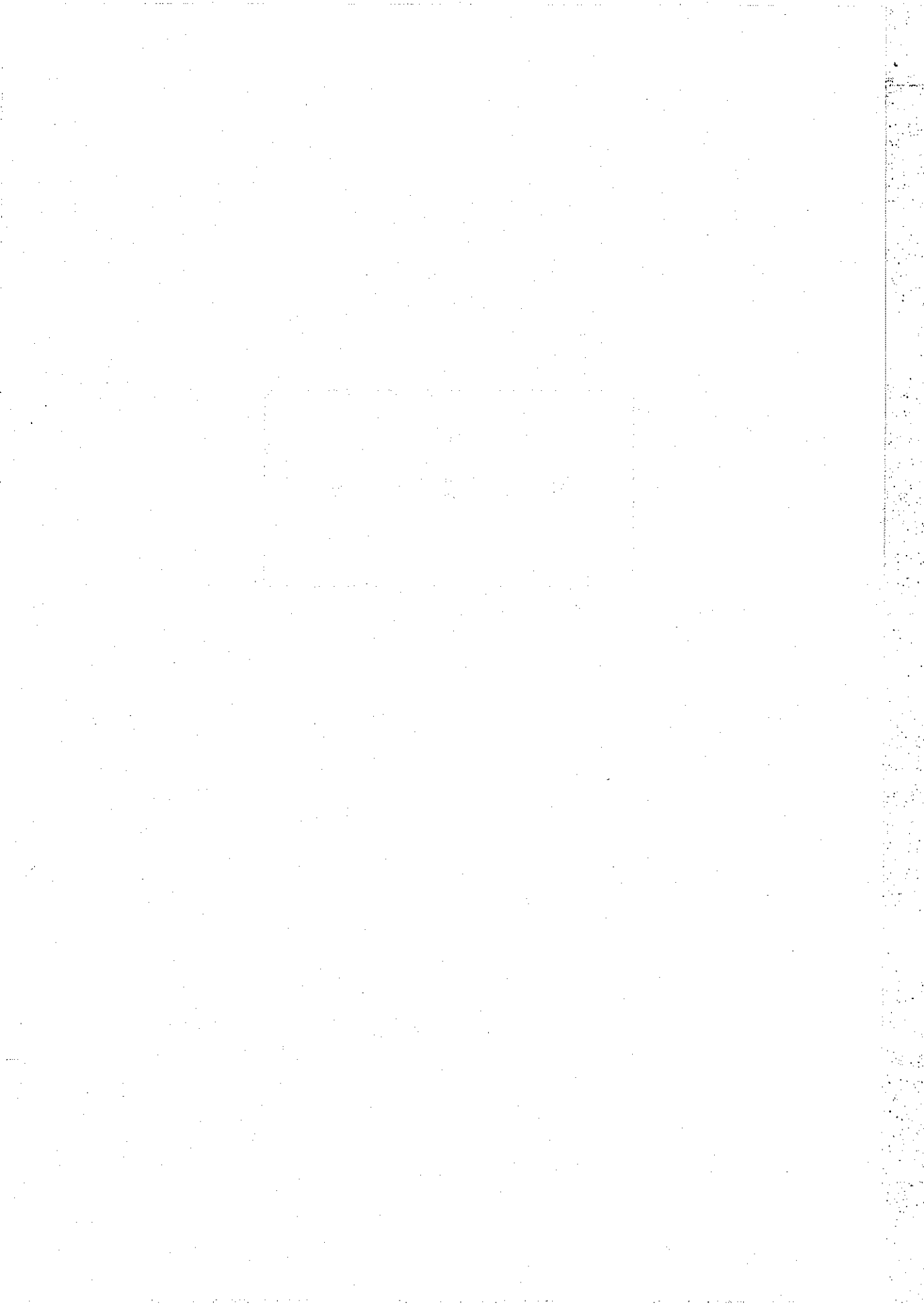
御異議ないものと認めます。

なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後4時06分散会）

第 2 日



平成元年10月3日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

欠席議員(1名)

17番	池辺秀夫君
-----	-------

○

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室	長	池田忠雄	総務部	理事	大塚孝之
市長公室	役	坂口禮之助	総務部	次長	森利治
市長公室	入	役	総務部	次長	奥村富彦
市長公室	長	杉本弘文	財政課	長	阪豊光
市長公室	理事	逢野一郎	同和対策部	長	堀宏行
市長公室	理事	神藤恒治	同和対策部	理事	向井洋
市長公室	理事	中西優	同和対策部	次長	明坂文嘉
市長公室	理事	稲田順三	福祉事務所	長	中川鉄也
市長公室	次長	鹿島賢昌	福祉事務所	次長	大宅清臣
秘書課	長	井阪和充	福祉事務所	次長	農端小一
企画課	長	今村堅太郎	市民生活部	長	麻生和義
総務部	長	橘本昭夫	市民生活部	次長	岸田秀仁

市民生活部次長	坂田平之	病院事務局次長	谷上徹
市民生活部次長	池辺修次	消 防 長	角谷泰夫
産 業 部 長	松村吉堯	消 防 本 部 次 長	高宮武男
産 業 部 理 事	中西淳富	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬喜広
産 業 部 次 長	高三一行	用 地 担 当 理 事 長	明坂貞士
産 業 部 次 長	藤原清司	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	藤原忠男
産 業 部 次 長	松林保	教 育 委 員 長	藤原忠男
建 設 部 長	浅井隆介	教 育 長	西川喜久
建 設 部 理 事	山崎琢磨	管 理 部 長	逢野博之
建 設 部 次 長	谷 俊雄	管 理 部 次 長	白 檜 通 有
建 設 一 部 次 長	赤田儔信	指 導 部 長	重野欣達
建 設 部 次 長	山崎精二	指 導 部 次 長	木村吉男
都 市 整 備 部 長	萩本啓介	社 会 教 育 部 長	生田 稔
都 市 整 備 部 理 事	阪倉嘉一	社 会 教 育 部 理 事	竹田明郎
都 市 整 備 部 次 長	三井義秋	社 会 教 育 部 次 長	中辻寿夫
改 良 事 業 部 長	富田宏之	社 会 教 育 部 次 長	北野喜平
改 良 事 業 部 理 事	笠木恒忠	会 計 課 長	藤木意継
水 道 事 業 管 理 者	田中 稔	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高橋正道
水 道 部 長	岩井益一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	着本善夫
水 道 部 次 長	岸本孝二	監 査 委 員	庄司清
水 道 部 次 長	仲田博文	監 査 事 務 局 長	吉田陽三
病 院 長	竹林 淳	農 業 委 員 会 会 長	森口義忠
病 院 事 務 局 長	藤原光夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田 種 行

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男



本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次 長	河原茂隆
議事係長	佐土谷茂一
調査係長	井之上光一
係 員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成元年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月3日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第20号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成元年3月分)	P. 1
2	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年3月分)	P. 11
3	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年3月分)	P. 17
4	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和63年度 平成元年4月分)	P. 22
5	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成元年4月分)	P. 32
6	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年4月分)	P. 42
7	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年4月分)	P. 48
8	監査報告 第27号	定期監査(平成元年度第1次分)結果報告	P. 53
9	認定 第1号	昭和63年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 1
10	認定 第2号	昭和63年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 3
11	議会議案 第5号	決算審査特別委員会設置について	別紙
12	議案 第36号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 4
13	議案 第37号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報酬金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 14
14	議案 第38号	町の区域及び名称の変更について	P. 18
15	議案 第39号	工事請負契約締結について (和泉市公共下水道室堂幹線管布設工事その2)	P. 25
16	議案 第40号	市道路線の廃止について (伯太町19号線ほか1路線)	P. 27
17	議案 第41号	市道路線の認定について (室堂町側道1号線ほか12路線)	P. 28
18	議案 第42号	市道路線の認定について(小野田九鬼線)	P. 30
19	議案 第43号	市道路線の認定について (池上町13号線ほか2路線)	P. 31
20	議案 第44号	平成元年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	P. 33
21	議案 第45号	平成元年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算 (第1号)	P. 49
22	議案 第46号	平成元年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算 (第1号)	P. 53
23	議案 第47号	固定資産評価審査委員会の選任について	P. 60
24	議会議案 第6号	和泉市中央丘陵等開発事業対策特別委員会の名称変更について	別紙

平成元年和泉市議会第3回定例会議事日程（追加）

（10月3日）

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議会議案 第 7 号	議長辞職許可について	別紙
2	選 挙 第 1 号	議長選挙について	別紙

（午前10時00分開議）

- 議長（田中昭一君） おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。池辺議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻届けの議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思っております。現在、22名でございます。

- 議長（田中昭一君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長（田中昭一君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長（田中昭一君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第8までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

監査報告第20号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年3月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年6月23日

監査委員 庄 司 清
同 坂 口 敏 彦

記

- 1 検査実施日 平成元年6月23日
- 2 検査の対象 平成元年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

3月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第21号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年3月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年6月23日

監査委員 庄 司 清
同 坂 口 敏 彦

記

- 1 検査実施日 平成元年6月23日
- 2 検査の対象 平成元年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第22号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年3月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年6月23日

監査委員 庄 司 清
同 坂 口 敏 彦

記

- 1 検査実施日 平成元年6月23日
- 2 検査の対象 平成元年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第23号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年度平成元年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年8月1日

監査委員 庄 司 清
同 坂 口 敏 彦

記

- 1 検査実施日 平成元年8月1日
- 2 検査の対象 昭和63年度平成元年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第24号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年8月1日

監査委員 庄 司 清
同 坂 口 敏 彦

記

- 1 検査実施日 平成元年8月1日
- 2 検査の対象 平成元年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第25号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年4月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年8月1日

監査委員 庄 司 清
同 坂 口 敏 彦

記

- 1 検査実施日 平成元年8月1日
- 2 検査の対象 平成元年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第26号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、平成元年4月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

平成元年8月1日

監査委員 庄 司 清
同 坂 口 敏 彦

記

- 1 検査実施日 平成元年8月1日
- 2 検査の対象 平成元年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第27号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第3項の規定に基づく平成元年度定期監査（第一次分）別記要領により執行した。

その結果を同条第8項の規定により、別冊のとおり報告する。

平成元年7月28日

監査委員 庄 司 清
同 坂 口 敏 彦

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第20号より第27号までの報告を終わります。

○

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第9「昭和63年度和泉市水道事業会計決算認定について」

て」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

認定第1号

昭和63年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、昭和63年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成元年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(田中昭一君) 提案理由の説明を願います。
- 水道部長(岩井益一君) お許しを得まして自席から、ただいま上程されました認定第1号「昭和63年度和泉市水道事業会計決算」について御説明を申し上げます。

初めに、15ページの事業報告書から当年度の経営状況について、総括して申し上げます。

収益的収支勘定における給水収益は総じて順調に伸び、対前年度比では、3.2%の増収と相なりました。一方、費用面では、資本費を初め受水費その他諸経費の恒常的な増加は経営圧迫要因となり、経常収支は、依然として赤字基調の厳しい状態であります。幸い、企業努力と相まって動力費及び薬品費の低減効果を初め加入金の増加なども加わりまして、単年度収支は、3,111万円の純損失にとどまりました。これに前年度よりの繰越利益剰余金を差し引きいたしますと、2,955万円の未処理欠損金が生じております。

また、資本収支勘定では、水道施設等整備事業として、山荘配水池の計装テレメーターの設備工事を初め、配水管整備事業や配水管更生事業など各施設の改良投資により、1億6,219万円の資金不足が生じましたが、全額過年度分損益勘定留保資金をもって補填いたしました。

次に、給水の状況について申し上げますと、給水人口の増加により給水量は対前年度比2.8%増と相なっております。また、有収率の向上策につきましては、常に漏水しない工事を心がけるとともに、早期発見修理に鋭意取り組みまして、前年度を上回る92.5%の好結果を得ております。

それでは、最初に戻りまして、1ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、収益的収支勘定の収入の部では、第1款水道事業収益最終予算額20億5,144万

3,000円に対し決算額は、20億6,342万6,306円となり、予算額に比べ1,198万3,306円の収入増と相なっております。

決算額の内訳でございますが、第1項営業収益では、給水収益及び受託工事収益外で18億8,989万7,694円。第2項営業外収益では、加入金外で1億7,350万5,966円。第3項特別利益では、過年度損益修正益が2万2,646円と相なっております。

一方、支出の部でございますが、第1款水道事業費用最終予算額21億1,112万1,000円に対し、決算額は20億9,453万8,676円で、不用額は、1,658万2,324円と相なっております。

なお、不用額発生の主な理由といたしましては、受託工事費、受託料を初めその他需要費の節減によるものでございます。

決算額の内訳といたしましては、第1項営業費用では、水づくりから料金回収までの費用として18億516万5,207円。第2項営業外費用として、企業債の支払利息等2億8,73万3,251円。第3項特別損失では、過年度損益修正損となっており、第4項予備費につきましては、全額不執行となっております。

次に、3ページの資本的収入及び支出について申し上げます。

収入面では、第1款資本的収入最終予算額4億731万円に対し、決算額は4億732万600円であります。

内訳といたしましては、第1項企業債では、決算額2億5,900万円は、予算額どおり収入いたしております。第2項工事負担金については、決算額1億4,082万600円で、予算額に比べ2万600円の収入増と相なっております。その他第3項では、一般会計からの消火栓新設に伴う負担金であります。

次に、4ページを御覧いただきたいと存じます。

支出につきましては、第1款資本的支出最終予算額5億7,557万5,000円に対し、決算額は5億6,951万9,718円で、不用額は、605万5,282円でございます。

決算額の内訳といたしましては、第1項建設改良費決算額4億2,417万2,714円で、その内容といたしましては、環境改善整備事業計画に基づく配水管整備事業を初め、赤水対策の配水管更生事業や水道施設等整備事業の浄水施設整備工事の外、開発に伴う配水管布設工事、その他量水器及び固定資産購入のための営業設備費と相なっております。

ここで、605万4,286円の不用額が生じております理由といたしましては、改良工事の繰り延べの外、人件費等の減によるものでございます。

なお、工事概要につきましては、19ページ以下に記載いたしておりますので、御参照賜

りたいと存じます。

また、第2項企業債償還金につきましては、決算額1億4,534万7,004円と相なっております。

なお、財政収支状況につきましては10ページで御覧のとおり、当年度未処理欠損金が2,954万6,931円と相なり、同額を翌年度に繰り越すものでございます。

以上が、今回、提出させていただきました決算報告書の概要でございます。

なお、損益計算書の外、決算附属書類として16ページ以下に各明細書を添付いたしておりますので御参照賜り、何とぞ原案どおり御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件は、その内容からして十分御審議を願いたいと思いますので、後刻、議会議案として上程される決算審査特別委員会を設置し付託の上、閉会中の御審査をお願いいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第10「昭和63年度和泉市病院事業会計決算について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

認定第2号

昭和63年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、昭和63年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成元年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきま

した認定第2号「昭和63年度和泉市病院事業会計決算認定について」、その提案理由並びに概要を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により、病院事業会計の決算を認定いただくべく御提案申し上げた次第でございます。

次に、その概要でございますが、昭和63年度における病院の利用状況は、入院患者数が年間延べ10万3,900人、1日平均284.7人、外来患者数は年間延べ21万8,326人、1日平均740.1人となっております。前年度と比較して入院患者数は634人増、外来患者数は2,465人の減となりました。

次に、病院事業の収支状況でございますが、収入につきましては、病院事業収益が予算額45億5,819万2,000円に対し、決算額は44億6,181万9,338円となっております。

項目別に御説明申し上げますと、第1項医業収益は、予算額42億4,111万3,000円に対し、決算額は41億7,101万5,783円で、予算額に比べ9,700万円余の収入減となりました。これは昭和63年4月の薬価基準の引き下げ等による入院収益の減によるものでございます。第2項医業外収益は、予算額2億4,479万9,000円に対し、決算額は2億4,471万3,555円と相なり、前年度に比べ2,400万円余の減少となりました。これは病院事業経営健全化計画に基づき、一般会計からの繰入金の組み替え措置によるもので、代わりに第3項特別利益として1億1,000万円の収入と合わせ、総収益は、前年度に比べ2%の増加となっております。

次に、支出でございますが、病院事業費用は、予算額45億9,603万6,000円に対し、決算額は44億3,852万9,816円でございます。

項目別に御説明申し上げますと、医業費用予算額43億9,193万6,000円に対し、決算額が42億4,203万3,112円と、予算額に比べ1億4,990万円余の不用額となっております。これは薬価基準の引き下げに伴う薬品費、光熱水費の減少が主な理由でございます。第2項医業外費用は、予算額2億380万円に対し、決算額は1億9,649万6,704円で、730万円余の不用額となっております。これは一時借入金の支払利息の減少によるものでございます。第3項予備費の30万円は、執行しておりません。

以上の結果、経常収支では8,671万4,781円の欠損と相りましたが、収益的収支では2,328万9,522円の単年度純利益を生じ、未処理欠損金についても、前年度繰越額29億6,952万3,837円から29億4,623万4,315円に減少することができました。また、不良債務につきましては、前年度より1億2,973万729円減少、年度末不良債務は

5億2,735万2,484円と相なり、経営健全化計画の昭和63年度の目標をほぼ達成することができました。

次に、資本的収支及び支出でございます。

第1款資本的収入は、予算額、決算額とも11億4,194万5,000円でございます。

項目別に御説明申し上げますと、第1項出資金は、一般会計からの出資金でございます。予算額8,194万5,000円に対し、決算額も同額収入いたしております。第2項他会計長期借入金でございますが、これは一般会計からの借入金であり、予算額、決算額とも10億円でございます。第3項企業債は、医療機器購入資金に充当するため、大蔵省資金運用部から借り入れいたしました政府債の収入で、予算額、決算額とも6,000万円収入いたしました。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出は、予算額11億8,355万1,000円に対し、決算額は11億8,354万5,554円でございます。

項目別に御説明申し上げますと、第1項建設改良費は、看護婦宿舍還付金及び医療機器備品購入費として、予算額6,623万3,000円に対し、決算額は6,622万7,938円を支出いたしました。第2項企業債償還金は、予算額1億1,731万8,000円に対し、決算額は1億1,731万7,618円で、全額企業債償還元金でございます。第3項他会計長期借入金返還金は、予算額、決算額とも10億円となっております。

以上の結果、資本的収支では4,460万5,554円の不足額を生じましたが、これにつきましては、損益勘定留保資金により補填いたしました。

以上、昭和63年度病院事業決算の概要を御説明申し上げますが、病院経営につきましては、国の医療費抑制策のもと、経営健全化を推進しなければならないという極めて厳しい状況にあります。今後も一層診療の充実を図り、患者サービスの向上に努力してまいり所存でございます。

なお、決算書15ページ以下に決算附属書類及び参考資料等を添付しておりますので御参照の上よろしく御審議賜り、原案どおり認定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 5番（並河道雄君） 1点だけお尋ねいたします。

和泉市の公立病院は、泉州地域でも高い評価を受けておりますので、非常にありがたいんですが、先ほどの御説明でありましたが、前年度に比べ外来患者数が大幅に減っております。この要因について、わかっておれば説明いただきたいのと、年々、入院患者が増えております。本年度もその傾向にあると思っておりますが、これの対応策として将来、ベッドの増床とかを

考えておられるのかどうか。数字的にも600数十名も増えておりますので、そのお考えがあれば説明いただきたいと思ひます。

- 議長(田中昭一君) 理事者答弁。
- 病院事務局長(藤原光夫君) お答え申し上げます。

外来患者数が年間延べ2,400名余の減少の理由につきましては、細かいことですが、昭和62年度の診療の実日数が298日ございました。それに対して63年度の実日数が295日と3日減少しております。そういう面から約2,400名の減少と相なっておる1つの要因でございます。

- 5番(並河道雄君) 3日減っただけでそれだけ違うの。
- 病院事務局長(藤原光夫君) 1日に700人程度の診療人員でございますので、それぐらいの数字になります。

それから、2点目の年々、増加する入院患者に対する診療の充実、増床の計画はないか、というお尋ねでございますが、実は、大阪府におきまして医療計画が策定されておまして、一般ベッドの増床となりますと、その許可が非常に難しい点があると聞いております。そのために当面の対策といたしましては、先ほど御説明いたしましたように、市立病院の課題といたしましては、経営健全化計画に基づく財政健全化を第1の目標としておりますので、現時点ではその考えはございませんので、御了承賜りたいと思ひます。

- 議長(田中昭一君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お語りいたします。本件についても十分御審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審査をお願いいたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。



- 議長(田中昭一君) 次に、日程第11「決算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議会議案第5号

決算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次の

とおり特別委員会を設置する。

平成元年10月3日 提出

和泉市議会議長

田 中 昭 一

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和63年度和泉市水道・病院事業会計決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員12名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

- 議長（田中昭一君） 本件は、昭和63年度和泉市水道事業会計決算並びに病院事業会計決算を認定するに当たり、慎重に御審議を願うため本特別委員会を設置するものであります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第5号は原案どおり可決いたしました。

なお、委員の選任につきましては、本定例会の会期中に選任いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第12「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」及び日程第13「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第36号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

議案第37号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（角谷泰夫君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま一括御上程をいただきました消防関係2議案のうち、まず、議案第36号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。4ページでございます。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、公布、施行されましたことに伴い、本市におきましても所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額及び扶養加算額の引き上げ措置を講じるほか、昭和から平成への改元に伴い、附則関係規定の整備を行おうとするものであります。

第5条第2項第2号については、消防作業従事者等に対する損害補償の基礎額を定めたものであり、最低補償基礎額「6,600円」を「6,800円」に、最高補償限度額「1万1,200円」を「1万1,500円」に改めようとするものであります。

第5条第3項については、消防団員等に扶養親族がある場合に認められる扶養加算額について定めたものであり、配偶者に係る分「500円」を「533円」に、配偶者がいない場合の扶養親族1人に限り「333円」を「350円」に改め、また、同項第2号及び同項第4

号については、子、孫及び弟妹に係る親族要件について、「18歳未満の者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めようとするものであります。

次に、附則第4条の2第1項及び同条第2項については、特例遺族補償年金受給権者について定めたものであります。昭和から平成への改元にともない、表中の年号を平成年号に改めようとするものであります。

また、別表第1につきましては、消防団員の補償基礎額を定めたものであり、階級及び勤続年数により現行最低「6,600円」から最高「1万1,200円」まで9段階に区分されておりますが、これを最低「6,800円」から最高「1万1,500円」に改めようとするものであります。

なお、この条例の経過措置といたしまして、公布の日から施行し、平成元年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日以前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等で同日以後の支給について適用するものとし、同日以前に支給すべき事由の生じたその他の損害及び扶養親族の要件等については、従前どおりとするものであります。

なお、参考といたしまして、幸い、本市では該当者は現在のところございません。

8ページ以降に参考資料として新旧対照表を掲げさせていただきましたので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第37号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。14ページでございます。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令が一部改正され、公布施行されましたことに伴いまして、本市におきましても所要の措置を講じようとするものであります。

次に、改正の内容でございますが、消防団員の処遇の改善を図るため、退職報償金の引き上げ等の措置等を講じようとするものであります。別表第1については、第2条に基づき、消防団員として5年以上勤続し退職した場合の退職報償金の支払い額について定めたものであります。その階級区分のうち、現行では同一区分にある「分団長及び副分団長」を「分団長」と「副分団長」にそれぞれ分け、階級区分を5段階から6段階に改めるとともに、最低「6万円」から最高「70万円」を、最低「7万円」から最高「75万円」に改めようとするものであります。

なお、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、本年4月1日以後の退団者から適用いたしたく規定させていただきました。現在までの退団該当者は

33名でございます。

17ページ以降に参考資料として新旧対照表を掲げさせていただきましたので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第36号並びに37号の提案理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お語りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第36号及び議案第37号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第14「町の区域及び名称の変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第38号

町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の町の区域及び名称を次のとおりとする。

その実施期日は、別に市長が定める。

平成元年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 和気町及び小田町の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 1において除いた区域をもって別図2に示すとおり和気町一丁目、和気町二丁目、和気町三丁目及び和気町四丁目を新設する。

○ 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第38号「町の区域及び名称の変更について」の提案理由並びにその内容について、都市整備部長萩本より御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本年7月の第2回定例市議会におきまして、本件に関し、市街地の区域と住居表示の方法を街区方式により整備する旨の御可決をいただきました。これに基づき本年8月18日、和泉市住居表示整備審議会をお願いし、住居表示実施に伴う町の区域、町名及び街区割りについての2案について諮問の上、慎重御審議の上御答申をいただきましたので、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定により答申案を8月24日より30日間公示し、また、関係町会を通じ公示の写しを配布いたすとともに、関係住民に対し地元説明会を開催いたしました。しかしこの間、何ら変更の請求はございませんでしたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、町の区域及び名称の変更を行うものでございます。

次に、その内容でございますが、別図1でお示ししております斜線の区域が、今回の変更の区域でございます。この区域をもって別図2のとおり、府道大阪和泉南線及び府道父鬼和気線を境といたしまして南側約24haを和気町一丁目、府道大阪和泉南線を境といたしまして北西側約16haを和気町二丁目、同じく府道大阪和泉南線、府道父鬼和気線及び府道岸和田南海線を境といたしまして北東側12haを和気町三丁目、同じく府道大阪岸和田南海線及び府道父鬼和気線を境といたしまして南東側約16haを和気町四丁目に変更するものでございます。

また、この変更に伴い和気町一丁目に編入される他町からの筆数並びに公簿面積は、小田町から2筆、約0.01haとなっております。また、和気町二丁目、三丁目及び四丁目につきましては、他町から編入される区域はございません。

なお、実施期日は本年11月26日（日）。住居表示実施区域面積は約68ha、筆数約2,200筆、世帯数約1,120世帯、人口約3,900人となっております。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びにその内容の説明といたします。よろしく御審議いただき、原案通り可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

○

- 議長(田中昭一君) 次に、日程第15「工事請負契約締結について」(和泉市公共下水道室堂幹線管布設工事その2)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第39号

工事請負契約締結について

和泉市公共下水道室堂幹線管布設工事その2請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14条)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成元年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 和泉市公共下水道室堂幹線管布設工事その2
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 114,725,520円
- 5 契約の相手方 和泉市和田町 228番地
株式会社 中野組
代表取締役 中野吉雄

- 議長(田中昭一君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事(大塚孝之君) 総務部大塚でございます。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第39号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本件は、大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業の一環といたしまして、室堂地区において事業を施行するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものであります。

契約の内容は、工事名は、和泉市公共下水道室堂幹線管布設工事その2でございます、契約金額1億1,472万5,520円、内消費税は334万1,520円でございます。契約の相手方は、和泉市和田町228番地、株式会社中野組代表取締役中野吉雄でございます。

工事の概要につきましては、参考資料にお示しをいたしておりますとおり、泉州山手線の下に雨水管を埋設するものでございまして、和泉市池田下町1900番地先から室堂町32番地の5先の間、工事延長182.8mに管径1630mmから2200mmの雨水管を布設するものでございます。他にマンホール1カ所設置いたしております。

なお、工期は、御議決をいただきました日から平成2年3月20日までを予定いたしております。

以上、簡単に議案第39号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いをいたします。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お語りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第39号は原案どおり可決されました。



- 議長（田中昭一君） 次に、日程第16「市道路線の廃止について」（伯太町19号線ほか1路線）より日程第19「市道路線の認定について」（池上町13号線ほか2路線）までは、市道路線の廃止及び認定についてでありますので、これを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第40号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

平成元年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
伯太町19号線	130.30	3.90~4.00	伯太町四丁目973番地の5先	伯太町四丁目119番地の1先	
伯太町20号線	79.10	2.60~4.10	伯太町四丁目124番地の1先	伯太町四丁目104番地の29先	

議案第41号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成元年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
室堂町側道1号線	104.00	12.50	室堂町2917番地の1先	室堂町643番地の1先	
伏屋町歩2号線	50.60	6.50	伏屋町3358番地先	伏屋町3358番地先	
伏屋町18号線	165.40	9.00~12.00	伏屋町3358番地先	伏屋町3360番地先	
伏屋町19号線	664.00	6.90~12.00	伏屋町3364番地先	伏屋町64番地の1先	
伏屋町歩3号線	159.00	2.50~3.00	伏屋町3371番地	伏屋町3363番地先	
室堂町16号線	542.90	7.50~19.50	室堂町726番地の5先	室堂町841番地の5先	
室堂町歩3号線	89.00	2.50~4.50	室堂町841番地の2先	室堂町842番地の50先	
室堂町17号線	104.00	11.00	室堂町841番地の1先	室堂町841番地の1先	
室堂町18号線	100.00	13.50~20.00	室堂町841番地の4先	室堂町841番地の1先	
室堂町19号線	183.00	11.00	室堂町824番地の35先	室堂町1731番地先	
室堂町歩4号線	40.00	2.50	室堂町824番地の35先	室堂町824番地の35先	
室堂町20号線	127.00	21.50	室堂町824番地の34先	室堂町1731番地先	
室堂町歩5号線	367.50	2.00~14.00	室堂町946番地の10先	室堂町1737番地先	

議案第42号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成元年10月2日 提出

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
小野田九虎線	673.00	4.00~8.80	小野田町236番地先	九鬼町483番地の1先	

議案第43号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成元年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
池上町13号線	126.00	4.10~7.00	池上町一丁目344番地の1先	池上町一丁目691番地の1先	
池上町14号線	116.00	6.20~12.90	池上町一丁目696番地の1-26先	池上町一丁目596番地の1-13先	
池上町15号線	22.00	11.80	池上町一丁目596番地の1-1先	池上町一丁目596番地の1-1先	

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま一括御上程をいただきました議案第40号から第43号までの市道の廃止及び認定につきまして、一括して提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

それでは、議案第40号「市道路線の廃止について」御説明申し上げます。27ページでございますが、参考資料の2~3ページも合わせて御参照願います。

本件は、市道伯太19号線と伯太20号線の市道認定を廃止するものでございます。この路線は、幅員2.60m~4.10mの道路で、いずれも市営丸笠団地を通り抜けをしております。当団地は、昭和63年度より国の補助事業の採択を受け改造工事を実施しておりますが、今回、この事業の一環として住宅と合わせて整備を行いますので、付近の状況等から見て、今後、団地内道路として管理するのが適正と考え、今般、市道認定を廃止するものでございます。

次に、その内容でございますが、参考資料図面番号1の市道伯太19号線でございますが、市道伯太放光池丸笠線から市道伯太20号線に接続する道路で、起点和泉市伯太町四丁目9

73番地の5先から伯太町四丁目119番地の1先まで、延長130.30mでございます。

また、図面番号2の市道伯太20号線につきましては、市道縦溝線から同線に通じる道路で、起点伯太町四丁目124番地の1先から伯太町四丁目104番地の29先までの延長79.10mでございます。

次に、議案第41号「市道路線の認定について」御説明を申し上げます。28ページでございます。参考資料4～5ページを合わせて御参照願います。

本件は、大阪府企業局の泉北ニュータウン光明池駅周辺の開発に伴い新設された道路のうち、今回、認定しようとする路線は、和泉市と堺市との行政境界に係る路線で、本年5月1日、行政境界の変更が確定いたしましたので、それに伴い昨年に引き続き市道認定をしようとするものでございます。

その内容でございますが、参考資料図面番号1の府道和田福泉線から泉州山手線沿いの室堂町側道1号線、起点室堂町2917番地の1先から終点室堂町643番地の1先までの延長104.00m、幅員12.50m及び伏屋町18号線、同19号線、室堂町16号線、同17号線、同18号線、同19号線、同20号線まで、並びに歩行者道路といたしまして、図面番号2の伏屋町歩2号線、起点伏屋町3358番地先から終点伏屋町3358番地先までの延長50.60m、幅員6.50m及び伏屋町歩3号線、室堂町歩3号線、同4号線、同5号線の表にお示しのとおり、計13路線、総延長2,696.40mの認定をお願いするものでございます。

なお、番号6の室堂町16号線と番号8の室堂町17号線につきましては、起点から終点に向かっての一方通行となっております。

次に、議案第42号「市道路線の認定について」御説明を申し上げます。30ページでございます。参考資料の6～7ページを御参照願います。

本路線は、小野田町の北田中仏並線から九鬼町の九鬼町1号線に接続する地域の重要な位置を占める道路であり、市道認定基準にも適合しますので、今回、小野田九鬼線として認定しようとするものでございます。

その内容でございますが、起点小野田町236番地先から終点九鬼町483番地の1先まで、延長673.00m、幅員4.00m～8.80mであります。

次に、議案第43号「市道路線の認定について」御説明申し上げます。31ページをお願いいたします。参考資料8～9ページを御参照願います。

本件は、信太山駅前の道路認定でございます。この道路は、昭和45年に浪速ハウス株式会社が当時のあぶら池を埋め立てし駅前開発を行い、その開発に伴い築造されたものでござ

います。今般、浪速ハウス株式会社より引き渡しを受けましたので、認定をしようとするものでございます。

その内容でございますが、参考図面番号1、起点池上町一丁目344番地の1先から終点池上町一丁目691番地の1先まで、延長126.00m、幅員4.10m～7.00mを市道池上町13号線として、また、図面番号2につきましては、起点池上町一丁目696番地の1-26先から終点池上町一丁目595番地の1-13先まで、延長116.00m、幅員6.20m～12.90mを市道池上町14号線として、さらに、図面番号3についても、起点池上町一丁目596番地の1-1先から終点池上町一丁目596番地の1-1先まで、延長22.00m、幅員11.80mを市道池上町15号線としてそれぞれ認定しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 本4件について質疑、御意見ありませんか。
- 7番（赤阪和見君） 2点ほど聞かせていただきたいと思ひます。

室堂町の側道1号線ですが、これは何道路というんですか。延長100mだったら、あそこまでは行ってないように思ひます。府道と泉富田林線ですか、そこへおりの道路は次にどうなっていくのか。でないと、行き止まりになると思ひます。というのは、府道和田福泉線の堺寄りよりにおりなくては、こちらへおりにこれないと思ひます。その点で突き当たりの道路が今後、どうなっていくのか。側道1号線となると、その側道という意味は、府道と泉富田林線の側道になってくると思ひますが、それなら、下へおりにつないでいく計画があるのかないのか。

それと、議案42号の小野田九鬼線の認定ですが、市道に認定していただき、今後、市の方で整備をしていただくのは非常にありがたいんですが、今まで放っておいた理由は何か。この道路は、本来、もっと早く認定すべき道路だと思ひます。幅員を広げて認定するというだけならある程度理由はわかるが、この道路は今まで手付かずのままできて、今ごろになって認定ということはどういう理由なのか、その点をお聞かせ願ひたい。

特にここは、周辺が山林ということで、地目変更をして土地を売るといふ方向性があるわけですが、今、手付かずのままで置いてありますが、市道に接続する形になれば、といううがった見方をするようですが、そういうことなのか。また、今まで放っておいて悪かったというのなら、まだ認定していないところ、横山方面や旧町にも合併以前からそういう道路形態になっている地域も順次整備していくというんなら、それなりの整備計画をお示し願ひたい

と思います。

以上です。

- 議長（田中昭一君） 理事者答弁。
- 建設部次長（谷俊雄君） 道路課長からお答えいたします。

まず、1点目の室堂町側道1号線の件でございますが、この道につきましては、現在、確かに行きどまりになっております。これは企業局から引き継ぎに当たりまして確認したわけですが、従前、ここに一定の道がございましたが、機能回復上、この道を付けたということ。さらに、ちょうど府道和田福泉線がございますが、それから200mぐらい西側に池上下宮線が計画されておりますが、将来、これに接続する計画もできるようにということで、一定の幅員を取って築造されたものでございます。

それから、2点目の小野田九鬼線の件でございますが、この件につきましては、当初、実は町村合併当時に市道として認定されていた道路でございます。しかし、5・8年の見直しの際、農道的な性格があるというか、付近に並行して道が走っていることから認定を廃止されていたわけですが、しかし、現状におきましては町から町への幹線道路であり、唯一の交通道路となっており、また、市道認定基準にも適合するので、改めて認定をお願いするものでございます。

さらに今後、こういった道路の取り扱いをどうするのか、ということでございますが、こうした件についても、現在、特に計画路線はないわけですが、町から町への幹線道路であり、しかも、市道の認定基準に適合する道路につきましては、条件整備ができていて、あるいは整備ができるものにつきましては、認定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 7番（赤阪和見君） 側道の方ですが、今後、和泉富田林線に接続はしないというよりは、僕らから言うと、幻の道路といわれる池上下宮線との接続に持っていただけということで理解すればよろしいのでしょうか。
- 建設部次長（谷俊雄君） お答えいたします。

この道路の大きな1つの目的は、機能復旧ということで設置をしたわけですが、さらに、先ほど申し上げましたように、200mほど西側に池下線が通るということで、将来、これとの接続も可能な幅員を取ったという実態でございます。

- 7番（赤阪和見君） わずか100mですから、しれてますよね。認定するのが悪いとは言いませんが、いろんな整合性の中できっちりした内容しておかなければ、細かく細かくこういう形でやるのはどうかと思います。これやったら、今の利用価値は、この奥に土地の

ある人しか利用できない。こういうところがたくさん出てくる。父鬼でも橋を付けてあるが、その橋は今、駐車場になってますよ、奥に道がないから。こういう実態が出てくるわけです。そこをわざわざ市道に認定しなくてはならないのかどうか。以前のやつがあったので、それを広げて認定に耐え得るだけのものにしたという理由はわかりますが、本当に何人の人が利用するのかとなると、疑問があるわけです。200m先だということは、あと100m付けなければならない。ここら辺の話をきちんとしておいてもらわんといかんと思います。

それから、九鬼線の方ですが、もう1本大畑から九鬼へ上がる道がありますが、あれは市道になっているのでしょうか。

- 建設部次長（谷俊雄君） 岡坪井線ということで市道になっております。
- 7番（赤阪和見君） そういう点で市道に認定をされ、市が管理していけば3割の負担も要らないし生活道路でも農道でもないという、非常に結構なことだと思います。ただ、言えることは、58年に市道認定を外したものを今回、また市道に認定をするというやり方については、疑問が生じると思います。しかし、その点では、他にもそういうところがあれば、こういう方法を基本として認定していただき、市で管理していただくということでお願いをしたいと思います。

以上です。

- 議長（田中昭一君） 他に。
- 6番（穴瀬克己君） 1点だけ。

最後の議案43号の件、参考資料の1、2、3の信太山駅前件の件ですが、この道路は長い間、移管されなかった背景。それから、現況を見ますと、特に道路排水等の設備が整っていないように思います。この辺について、市道としての引き取り条件についてお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（田中昭一君） 答弁。
- 建設部次長（谷俊雄君） 道路課谷よりお答えいたします。

道路の引き取り条件につきましては、一般的な考え方でございますが、有効幅員が4m以上、また、かなりの範囲で市民の日常生活に寄与する道路であり、あるいは公道から公道へつないでいること、また、所有権を移転するもの、市の開発指導要綱に沿って築造された道路など、一定の考え方に基づいて行っているわけでございます。

今回の信太山駅前の排水については、地下埋で一定の排水管が布設されて信太山駅前につないでいる状況であります。必ずしも、完璧なものではございませんが、一定の側溝も整備され、排水管もあるということも条件の1つとして、今回、引き取ろうとするものでござ

います。

○ 6番(穴瀬克己君) 側溝がないから言うてるんです。側溝などはありませんよ。今、市道に認定するには、かなりの条件を付けているようにも聞いております。ところが、ここは過去20数年、私道のままでありましたものが今日、市道に認定しようということです。特に東側線ができて駅前ロータリーが改修されてきたという関係ではわかりますがね。もともと、これは池の跡ということもあって排水が非常に悪いという欠陥道路です。道路側溝などはなく、地下に入っている排水管も余りいいものは入ってません。従来、新しい開発地については、かなり厳しい市道引き取り条件を付けてもらい受けているという形の中で、この駅前の道路が今まで引き取ってなかったということは、そういう条件を満たしていなかったからだと解釈いたします。その意味では、市道に引き取った後で側溝とかを地下埋で改修するとかいう条件は付いているんですか。

○ 建設部長(浅井隆介君) 本件は、和泉市の開発指導要綱に基づく開発に対するいろんな規定ができる前の時代の道路でございました。民間の会社名義のままで残されておりました。もちろん、地元から市道にしてほしいというお声もありました。駅前の繁華街、繁華街とは言えませんが、一応、繁華街のところでございます。これが要するに民間の道路としての扱いしかできておりませんでした。また、ここは将来的には、泉北環境の暫定管も上がり、汚水の整備もしていかなければならない地域でございます。そうなると、民間会社の土地のままであれば、その時点で逆に不利な条件を付されるというふうにも考えておりました。

たまたま、この前の道路状況が非常に悪くなってきましたので、会社の方にこのままの状態のままであれば、おたくさんの方で管理していただかなければなりませんよ、と申し入れたところ、市の方で引き取っていただけるならばお引き渡しいたします、ということになりました。これは基準ができる前の道路でもありますので、現在の基準にすべて合わし直して引き取るということになれば、相手さんはとても応じないだろうということで、やむをえず、駅前のことですし、目前に迫っている計画もありますので、引き取ることになった次第でございます。

また、ロータリーの歩道もインターロッキングの歩道に整備したいところもございます。たまたま、市の計画と一致しましたし、先方さんも気持ちよく市の申し入れを受けていただいたので、引き取ったということでございます。下水排水にしる、L型の側溝といっても満足なものとは言えませんが、一応、形態的には条件を満たしておりますので、将来的に下水排水等が整備される中で整えていかなるを得ないという例外的に解釈しております。こういう道路は、本当はもう少し整備をしてもらわなければ引き取りがしんどいとは考えておりま

す。

○ 6番(穴瀬克己君) この参考資料1の道路は特に痛んでおります。当然ながら、排水等の条件も付けた上で引き取っていかねばならないと理解するわけでございます。その面で一貫した市道引き取り条件という形の中でやっていかないと、それを外してしまうと、これから全部付録付きで引き取りなければならなくなってしまうかと思っております。山荘にも私道があり、いろんな問題が起こっております。公道としても完全な機能が備わっているにもかかわらず市道になっていない道路もたくさんあります。この信太山の駅前にしても、20数年間、こういう形で放置されてきたということは、基本的に周辺整備や住民の意向なり利便性も含めて市道と認定していかうという方向づけであれば、他にも見直すところがたくさんあります。そういうところをきちんと整備していくという方向づけを考えられているのかどうか。信太山のこの問題に関連してそういうお考えはないのかどうか。

○ 建設部長(浅井隆介君) 昔、開発したところは、完成後に引き取るという条件は付いておりませんでした。非常に複雑な所有形態のところもあります。1つの会社が一括してお持ちのところはまだいいんですが、個人さんがセンターで分割してお持ちのところは、分筆とか移管を受ける際、1人でも反対されますと、道路内に個人さんの土地が入ってしまいます。現在の開発地は、完成後、すべて財産引き渡しを受けることになっておりますので、将来的に業者とのトラブルを避けるために全部引き取っておりますが、以前の開発地には、いろんな形態のところがたくさん残っております。實際上、団地内道路のみの道路もございまして。また、一部が通過道路として市道の役割を果たしているところもあります。こういうものにつきましては、後で住民がわれわれのものだと思っていたのに、知らない間に転売をされてトラブルが起こるといふことになれば、任意のことであると言い切れませんので、いろんな条件があるにもかかわらず、できるだけ平等に取り扱いたいと思っております。

地元からの御要望で御指摘の山荘の件も一部入ったわけですが、一部の条件が整理できずにあの舗装の段階で止まったということもございまして。そういうことで地元の皆さんと意見が一致、なおかつ、それが市道認定基準に合致するものであれば、これは市道として引き取っていく。また、市道に至らなくても、やはり公共財産としてとにかく土地の確保だけはし、市道と同じような管理をしていくという形で進めていかねばならないと考えております。しかし、昔の引き取った中にもたくさんございまして、今、その整理をしておりますが、一番の問題は土地の所有権なんです。ですから、せめて土地の所有権だけでもきちんと整理できる状態のものであれば、われわれとしても、積極的に引き取るかどうかを検討していきたいと考えております。

○ 6番(穴瀬克己君) 旧来、市に移管されたものの中には、条件に満たないものがたくさんある。現在の開発地については、大部分がきちんと条件を付けて市に移管されております。ところが、個人道路として残っている多くの道路については、当然、市が引き取っていくというのが基本的な姿勢である。地主や地元が合意、要望があれば、少々基準に満たなくても引き取っていくという方向づけはしているということですね。

○ 建設部長(浅井隆介君) 少なくとも、解釈の点ですが、幅員等の条件を満たしていただかなければいけません。車も通れないような極端に狭い道路であれば、引き取るわけにはまいません。個人が管理していただいてもいいと思うんですが、一定の幅員が確保されているもの。それから、公道に接し、それがいろんな緊急車両なども通過でき、さらに、不特定多数の方々の用に供しているということであれば、多少、側溝が不備であろうが、昔の排水設備があっても、時代の流れとともに大分変わってきておりますが、多少のことはあっても原則として引き取る姿勢で臨まなければならないと思います。ただ、まず、幅員だけは最低限確保されたものという考えでまいりたいと思っております。

○ 議長(田中昭一君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本4件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第40号、第41号、第42号及び議案第43号は原案どおり可決されました。

○ 議長(田中昭一君) 次に、日程第20「平成元年度和泉市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第44号

平成元年度和泉市一般会計補正予算（第2号）

平成元年度和泉市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ279,398千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,487,459千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成元年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 分担金及び負担金		577,554	31,170	608,724
	1. 分担金	16,925	2,930	19,855
	2. 負担金	560,629	28,240	588,869
10. 国庫支出金		4,405,834	34,434	4,440,268
	2. 国庫補助金	1,916,222	33,703	1,949,925
	3. 国庫委託金	53,754	731	54,485
11. 府支出金		2,259,229	38,845	2,298,074
	2. 府補助金	1,772,008	38,270	1,810,278
	4. 府交付金	13,768	575	14,343
14. 繰入金		528,530	9,770	538,300
	1. 特別会計繰入金	27,530	9,770	37,300
16. 市債		1,650,683	92,300	1,742,983
	1. 市債	1,650,683	92,300	1,742,983
17. 繰越金		83,061	72,879	155,940
	1. 繰越金	83,061	72,879	155,940
歳入合計		32,208,061	279,398	32,487,459

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,591,500	716	3,592,216
	3. 戸籍住民基本台帳費	228,943	716	229,659
5. 農林水産業費		294,493	19,946	314,439
	1. 農業費	290,392	19,946	310,338
7. 土木費		5,812,909	187,524	6,000,433
	4. 都市計画費	1,859,704	187,524	2,047,228
8. 消防費		921,771	12,436	934,207
	1. 消防費	921,771	12,436	934,207
9. 教育費		3,529,975	16,316	3,546,291
	5. 社会教育費	539,506	16,316	555,822
13. 災害復旧費			42,460	42,460
	1. 農林施設災害復旧費		8,500	8,500
	2. 土木施設災害復旧費		33,960	33,960
歳出合計		32,208,061	279,398	32,487,459

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
都市計画事業	190,800	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 行 他 政 銀 そ の	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	270,900	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 行 他 政 銀 そ の	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。
消防施設整備事業 災害復旧事業	23,400	同上	同上	同上	同上	27,200	同上	同上	同上	同上
計	1,650,683					1,742,983				

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） 総務部大塚でございます。それでは、ただいま御上程をいただきました議案第44号「平成元年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の内容は、国庫補助金等の財源確定に伴います事業費並びに7月及び9月上旬の集中豪雨による災害復旧事業費等が主な内容でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明を申し上げます。33ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,939万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ324億8,745万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、地方債の追加及び変更ございまして、都市計画事業債、消防施設整備事業債の変更並びに災害復旧事業債の追加で、内容につきましては、「第2表地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明を申し上げます。42ページをお願いいたします。

まず、総務費でございますが、住居表示整備費といたしまして71万6,000円を計上いたしました。内容につきましては、住居表示対象区域の拡大に伴うものでございます。

次に、農林水産業費1,994万6,000円の追加計上でございますが、地域農政推進対策事業費73万1,000円、地域農業活性化対策事業費453万円、一般畜産業費120万円、土地改良調整事業費1,246万円などでございます。

次に、土木費でございますが、補助金等の確定に伴う事業費の追加等ございまして、1億8,752万4,000円の追加計上でございます。主な内容といたしましては、公園費として、来年4月、大阪で開催される花と緑の博覧会関連事業として、花と緑のまちおこし整備工事費を初め、黒鳥山公園、王子東公園、前奈池公園、地域開発公園並びに小田公園の整備事業費として1億4,277万円、浸水対策費として市街地排水路整備事業費として4,420万円でございます。

次に、消防費といたしまして1,248万6,000円の追加計上でございますが、防火水槽新設工事費追加147万1,000円、補助金の確定による消防ポンプ自動車購入費追加1,027万5,000円等でございます。

教育費としては、青少年の家費で1,631万6,000円の追加でございます。内容といたしましては、本年4月より開館いたしました槇尾山青少年の家の利用者増による管理経費の追加並びに野外活動施設周辺整備工事費1,500万円でございます。

最後に、災害復旧費4,246万円を計上いたしました。これにつきましては、7月及び9月上旬の集中豪雨による災害復旧工事費でございまして、農業施設及び林業施設、河川水路等の災害復旧事業費をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算について御説明を申し上げます。38ページをお願いいたします。

まず、分担金及び負担金として3,117万円。国庫支出金3,443万4,000円。府支出金3,884万5,000円につきましては、それぞれ歳出予算に関連する特定財源でございます。

次に、繰入金でございますが、公共用地先行取得事業特別会計からの繰入金977万円を受け入れました。

市債につきましては、適債事業を勘案いたしまして黒鳥山公園整備事業債追加650万円、前奈池公園整備事業債追加850万円、小田公園整備事業債4,130万円、浸水対策整備事業債追加2,380万円、消防施設整備事業債追加380万円、河川災害復旧事業債840万円をそれぞれ追加計上いたしました次第でございます。

最後に、繰越金でございますが、前年度繰越金追加として7,287万9,000円を計上いたしました。

以上が、今回、御上程いただきました議案第44号「平成元年度和泉市一般会計補正予算(第2号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いいたします。

- 議長(田中昭一君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 7番(赤阪和見君) 花と緑のまちおこし運動ですが、どのような計画でどうしようとするのかという点。

また、槇尾山の青少年の家に若干、補正が出ておりますが、自衛隊が使用しているように聞かれますが、どういう名目、位置付けでお貸ししているのか、その点だけちょっと。

- 議長(田中昭一君) 理事者答弁。
- 公園課長(樋渡頭治君) 花と緑のまちおこしについて、公園課樋渡より御説明いたします。花と緑のまちおこし事業と申しますのは、63年、平成元年、平成2年に国際花と緑の博

覧会を契機に、府下市町村において各地域の特色を生かした花と緑の町づくり、花おこし運動などを進め、町のイメージ、グレードアップを図ることにより、市民の花の万博への参画機運を盛り上げようとするものでございます。

内容につきましては、場所につきましては、府中町四丁目の図書館、体育館、勤労青少年ホームなどの前の広場でございます。ここにモニュメントとしてフラワーポットが2・1基、縁石溝、植栽溝などと、現在、舗装がかぶっておりますが、その舗装をインターロッキングでやり替えたい、こういうものでございます。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 社会教育課長（西岡政徳君） 青少年の家の自衛隊の使用につきましての名目ということですが、従前の古い青年の家では、その周辺におきまして自衛隊が野外活動を行った際、それが終了後、風呂を貸していただきたいということでお貸しした事例がございます。しかし、本年度、新しい青少年の家については、そのような申し入れをいただいていないという実態でございます。
- 7番（赤阪和見君） 来年、花の万博が開かれるということで、大阪府下全市的に取り組まれているのは非常にいいことだと思いますが、これも一過性のものでして、その跡地をどうするかが検討されると思うんです。その点で一般財源が1,450万円と1,000万円の補助金とする以上は、今後の方向性をきちんと持っていかないことには、そのまま終わってしまう。以前にも注意したことがあります、駅前の緑のロータリー、これが今、公共広告物をかける場所が変わっていると指摘をいたしました。何かそのときだけ補助金をもらってやったらええわ、ということじゃなく、補助金をもらってやる以上は、きっちりした方向性を持ってやらなければならないと思います。府中駅前でもモニュメントばかりつくってる。花と命がどうのこうのと石を切ったり時計を付けたりしておりますが、後の管理を全然やっていない。これでは非常にもったいないし無意味ではないか、このように思います。特にそういうところでやるのも結構ですが、府中駅前という和泉市の玄関口に何らかの形の方向性を打ち出してほしいということをお願いをしておきます。

それから、青少年の家の自衛隊の利用の件でございますが、私は昨日、槇尾山へ登ったんですが、やはり風呂へ入りに来ている。僕もそれがいかんともよしとも、まだ頭の中では、その利用について問題点を提起するには至っておりません。しかし、青少年の家を現在、自衛隊が使っているにもかかわらず、本年度に新しくなってからはまだ使われてないといわれると、どないなってるんや、と言いたくなる。それと、自衛隊の野外活動と言いますが、あれは野外活動とは言えないと思うんですよ。あれは訓練ですよ。若い青年ですので、青少年

の家の使用目的には沿うかもしれませんが、国防に従事する、あるいは体力増強のためにやっているという方向性を持っている自衛隊が、そういう行政施設をどこまで使えるのか。また、それを管理している行政が知らないということでは問題があらうかと思います。その点、どうお考えですか。

○ 社会教育部長（生田 稔君） ただいまの御質問に対しまして、先ほど、課長から自衛隊は使っていないという御答弁を申し上げましたが、過去の経過に至る問題につきましては、自衛隊につきましては、いわゆる目的外使用ということもござりますが、実際にその施設が満杯になっておいて、その利用者に迷惑がかかるということであれば御遠慮申し上げる。しかし、利用できる、あるいはお風呂だけを利用させていただきたいという申し出がありましたならば、その点については、迷惑がかからない範囲で御利用願ってはどうか、ということを知っているわけでございます。ただ、今の議員さんの昨日使っておるじゃないか、という御指摘でございますが、そういう面で警察の方にも使っていたらということ現場から聞いておるわけでございます。よろしく御了解賜りたいと存じます。

○ 7番（赤阪和見君） 警察ですか。

○ 社会教育部長（生田 稔君） そうでございます。

○ 7番（赤阪和見君） 警察でも一緒ですわ。服が一緒ですからね。先ほども言うたように、機動隊の練習は野外活動じゃない、訓練ですよ。その点で、空いているから使わせたらええわ、という論法でいくと大変なことになりますよ。あるところでは、絶対に使わずな、という団体もあるんですから。空いてるから使わずとなれば、どんな団体もへったくれもない。あんた、前の管理者でしょう。これ以上は言いませんが、はっきりした態度を示してもらわんといかん。警察でも自衛隊も同じことです。自衛隊となると、安保がどうの国防がどうのとなるが、市長は、警察やったらやれやれ、という顔をしていたが、そういう問題ではないと思う。はっきりした内容の中できちんと使用目的を厳守してもらいたい。

空いてるなら、と言いますが、彼らが寝泊りしているのはどこですか。以前の青年の家の跡地にテントを張ってやっているんです。こちらの青少年の家のキャンプ場でなぜテントを張れないんですか。命にかかわる水の問題で、川の水は飲めないということで水をもらっているのなら話は別ですが、その点をはっきりさせて利用させていただきたいと思います。何か見解があれば伺いたい。

○ 市長（池田忠雄君） 所管が教育委員会でございますが、行政としての観点でのお尋ねでもあらうかと思っておりますので、私の方からお答えしたいと思います。

この実態につきましては、一度、教育委員会と協議をしていかなければなりません、基

本的な点を申し上げておきたいと思います。ただ、使用についての諸点につきましては基本的な線を示しておかないと、目的は青少年の家でございます。空いてるときは、目的外利用として各種団体も使っていただいている実態でございます。その中で国防にいそしむ自衛隊あるいは治安維持に努力する警察等、それらが各種団体とどういふかわり合いがあるかという点につきましては、よく検討、論議をしませんと、一概にいいとか悪いとかなかなか判断しにくいという、おっしゃることはごもっともでございます。私自身も今の質疑応答を聞いておまして、全然上がってきていませんので、所管の教育委員会とそうした点での検討をして一応、結論を出しておく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（田中昭一君） 他に。

○ 6番（穴瀬克己君） 1点だけ。

地域開発公園整備事業費が出ておりますが、こういう名称を聞くのは初めてだと思いますが、どこを指しているのか、その点をお伺いしたい。

それから、花博の機運を盛り上げる花と緑のまちおこし整備事業が63と平成元年の2年間で周辺整備事業をやっていると受けとめたわけですが、花と緑のまちおこしというのが聞かんことにはわからない。機運が一向に高まっていないと思います。私が鈍感なのかわかりませんが、この事業効果について答弁を願いたいと思います。

○ 議長（田中昭一君） 理事者答弁。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 地域公園からお答えさせていただきます。

これは尾井町1067の15番地、鶴山台一丁目の以前調整池がありました東側の吉田工務店及びあさひ造園など2社ほどの開発地内の整備でございます。規模は、公園面積が約1,300㎡に対する施設整備でございます。

2点目の花と緑のまちおこし事業につきましては、63年、平成元年、2年の3カ年を予定しておりますが、63年につきましては、和泉市はやってございません。元年が初めてでございます。平成2年度につきましては、まだ果たしていただけるものかどうか、現在のところ未定でございます。

以上でございます。

○ 6番（穴瀬克己君） 地域開発公園整備事業という名称では、実際問題、どこかいなと思います。新しく開発されたところから公園として移管されるものではないわけですか。公園開発のところでしょう。

○ 公園課長（樋渡顕治君） そうじゃございません。新しい開発地内で用地を確保していただきます。その用地を確保していただき、大体70～80%家が建ってきたので事業を実施

する、つまり公園の整備をするということでございます。これは民間開発でございます。

- 6番(穴瀬克己君) 民間開発ですか。
- 公園課長(樋渡頭治君) そうです。
- 6番(穴瀬克己君) 民間開発の中では、当初計画の中では出てこないわけですか。
- 公園課長(樋渡頭治君) 一応、用地につきましては、相手さんの負担で確保させていただいております。後の施設整備となりますと、住民がある程度張り付いてきませんと遊具が錆びたりしますので、70~80%住宅が建ち、付近住民が利用できるという段階で事業を実施しているのが現状でございます。
- 6番(穴瀬克己君) 今までの開発の中では、造成され、公園がセッティングされて市に移管されてますわな。しかし、なぜこの分だけこんな形になるの。
- 公園課長(樋渡頭治君) 以前、58年ごろかと記憶しておりますが、用地は確保していただき、施設整備については業者負担に願うということできております。
- 都市整備部長(萩本啓介君) ちょっと補足させていただきます。

いわゆる民間開発につきましては、指導要綱に基づきまして、一定の面積を開発地内に確保するというところでございます。後の施設整備につきましては、別途平方メートル当たり約2万円というものを負担させるわけでございます。ただ、その分について、いつ事業化するかにつきましては、課長が申し上げておりますように、開発当初は住民が住んでおらないという現状ですので、8割ぐらいの方々が入居された時点で、公園施設の整備をその2万円相当で事業を実施するというシステムでございます。従来、予算の中でも地域開発公園という形でお認めいただいているところでございます。

今回の分につきましては、鶴山台の調整池の東側の開発地のものについて事業化をしようということでございます。

それから、花と緑のまちおこしでイメージがわからないということでございますが、この事業につきましては、大阪府の方で昨年度、こういった府単費の事業を制度化したわけでございます。63年度には15の自治体、平成元年度では19ぐらいの自治体が、この補助金で一定の事業化をやっているわけでございます。平成2年度までの3カ年の事業でございまして、昨年は1億円、本年度は2億円、来年度は未定でございますが、恐らく2億円ぐらいは維持できるのではないかという見込でございます。そういうことで来年度についても可能であれば、こういった制度を使いながら機運を盛り上げていく努力をしていきたいと思っております。

- 6番(穴瀬克己君) 今までの民間開発による形の中では、用地を確保、工事費を負担さ

せ、入居と同時に公園がセッティングされていたと思いますが、ここは期間が開いているわけですね。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 従来からもそういう形でやっております。
- 6番（穴瀬克己君） これは公団が川べりを開発してきたところでしょう。建て売りの間でしょう。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 場所的には、公団の鶴山台の調整池の上代側に向けて吉田工務店ほかが開発した建て売りのところでございます。昨日も議論になりましたが、今回、ミニマンションに変わるんじゃないかというエリアの中の公園でございます。
- 6番（穴瀬克己君） 公団の中の公園ですか。
- 都市整備部長（萩本啓介君） いいえ、民間の開発地内の公園でございます。
- 6番（穴瀬克己君） 花と緑のまちおこし事業ということで、大阪府、大阪市が中心となつてすごく機運を盛り上げるために必死になっている。そのため1億、2億の補助金の制度を設け、来年度も2億円付くだろうという形ということです。ところが、その趣旨の1つとして、花と緑の町にしていくということで、1つの大きなイベントとしての効果に疑問があると思います。市民にもPRされていない。図書館や体育館の周辺でやるということですが、その面でイベントとしての効果を、一体、どのようなセッティングしているのか。府からの補助金で工事をしたらええわ、ということで終わっているんじゃないかと思います。まちおこし整備事業と書かれておりますが、果たしてこのイベントとしての効果を上げるためにどのような方向づけをしていくのか。ただ、補助金を消化したら効果が表われているという見方をしているのか、その辺をお聞かせ願いたい。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 非常に難しい問題ですが、現実に対象とされております事業につきましては、従来の補助対象事業になじまないようなものなんです。公園整備とかでなく、花博も背景にある特別な要項になっていると思います。場所の選定につきましては、いろいろと人が集まる場所とか、あるいはその場所が、その事業をやることによってイメージアップをするということもあると思います。どれだけ市民さんに対してアピール効果があるかわかりませんが、今回、特に図書館、福祉会館あるいは勤労青少年ホーム、体育館など、たくさんの方が来られる場所の空間部分につきまして、一応、イメージアップを図ることによって、あの地域が素晴らしい地域になる意図をもって、少ない予算でありますやりたいということでございます。補助金だけに頼るわけにはいきませんが、今後、別の場所で別のイベントとも結び付くようなものを検討していきたいと思っております。
- 6番（穴瀬克己君） そういう整備をするのと合わせて花博に向けてのイベントをドッキ

ングさせて行ったりとか、何らかのイメージアップしていくような方法をとれないものか。花博の機運を盛り上げていくという形で、市民の意識もそういう形にセッティングされ事業化を図っていく。市民の花と緑に対してもっと意識を深め、はぐくんでいくような形のものにしていくことが必要かと思います。ただ、人が集まるからというんじゃなく、イベントとしてセッティングできないものか、単に植樹するだけでなく。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 花博につきましては、従来、大阪府下の自治体、大阪府だけに限りませんが、各自治体でどういった取り合わせがあるか、内部でも議論をするところでございます。現在のところは入場券の配布とか、あるいは府下的には、一部、花博の会場に自治体なりの財政負担によって参画をするということもございしますが、部分的に限られた状況でございます。花博と自治体との関係は、割合浅いわけでございます。

今回、この事業をすることによって、市自体が特別に花博に向けた何らかの独自のイベントをやるかどうかという問題でございますが、現在のところは、そこまで考えておりません。ただ、こういうことを契機に事業を行うわけでございますので、市広報等を通じてPRも考えていきたいと思っております。

- 6番（穴瀬克己君） 他市の真似をせよ、ということではありません。他市では、かなり機運も盛り上がっているところもあります。市独自でイベントを考えているところもたくさん聞きます。直接参加ということも聞きます。単に花と緑のまちおこしで助成金で何かするというだけにとどまらず、1つの大阪府の大きなイベントの中に参画をしていく。地元行政としても、補助事業と合わせて何らかのイベントを開催するとかの形で進むべきだと思います。

これは絶好の市民アピールのチャンスですよ。このような機会に市民が花と緑に親しみ、意識を高めていくための大きなチャンスですよ。単に補助金を消化するという考え方でなく、国際的な大きなイベントの中で、まして大阪でやるわけですからね。われわれ地方自治体としても、府の助成の中でそれに合った事業を実施して参画をしていく。このような大きな流れにありますので、単に補助事業だけに終わらせてはいかんと思います。和泉市としての1つのイベントも考え、和泉市民の皆さんに花と緑の趣旨を感じていただくという意味も含めた大阪府の助成だと思っております。

あと半年です。これからかなり大きな機運が盛り上がっていくと思います。他市ではイベントはやるが、和泉市はそんなものは知らん、公園のところにもよつつくりましたんや、ということでは淋しいと思うんです。本当に花と緑を満喫できるようなイベントを検討していただきたい。市長、どうですか。

- 市長（池田忠雄君） 御指摘、ごもつともでございます。検討に入ります。
- 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第21「平成元年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第45号

平成元年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

平成元年度和泉市の老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,943千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,636,868千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成元年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 支払基金交付金		3,917,267	113	3,917,380
	1. 支払基金交付金	3,917,267	113	3,917,380
6. 繰越金			37,830	37,830
	1. 繰越金		37,830	37,830
歳入合計		5,598,925	37,943	5,636,868

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金			37,943	37,943
	1. 償還金		37,943	37,943
歳出合計		5,598,925	37,943	5,636,868

○ 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第45号「平成元年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、支払基金等から昭和63年度に交付されました交付金等の超過分を本年度に償還することになり補正の必要が生じ、措置いたすものでございます。

それでは、予算書に基づきまして、その内容を御説明申し上げます。49ページをお願いいたします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,794万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,686万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算より御説明を申し上げます。52ページをお願いいたします。

諸支出金でございますが、支払基金等への償還金といたしまして、3,794万8,000円を計上いたしました。

次に、歳入でございます。51ページでございます。

支払基金交付金の医療費審査支払手数料交付金につきましては、過年度分として11万3,000円を計上いたしました。

繰越金といたしましては、昭和63年度繰越金3,783万円を計上いたしましたものであります。

以上、簡単でございますが、今回、御上程いただきました議案第45号「平成元年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定いただきますようお願いいたします。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お語りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第22「平成元年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第46号

平成元年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成元年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,324千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,890千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成元年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入		27,530	9,770	37,300
	1. 財産売払収入	27,530	9,770	37,300
2. 繰入金		131,036	554	131,590
	1. 一般会計繰入金	131,036	554	131,590
3. 市債		21,000	4,000	25,000
	1. 市債	21,000	4,000	25,000
歳入合計		179,566	14,324	193,890

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 公共用地先行取得事業費		21,219	4,554	25,773
	1. 公共用地先行取得事業費	21,219	4,554	25,773
3. 諸支出金		27,530	9,770	37,300
	1. 一般会計繰出金	27,530	9,770	37,300
歳出合計		179,566	14,324	193,890

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共用地 先行取得 事業	21,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 行 他 銀 行 所 の 他	25,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 行 他 銀 行 所 の 他	10年以内(内据置4年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。

○ 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第46号「平成元年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、黒鳥山公園用地の購入費の追加並びに歳入で一般会計への公園用地売払収入の増に伴う追加補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明を申し上げます。53ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,432万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,389万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、地方債の変更でございまして、内容につきましては、「第2表地方債補正」のとおりでございます。

次に、事項別明細書に基づきまして、歳出よりその内容を御説明申し上げます。58ページでございます。

まず、歳出予算の内容でございますが、黒鳥山公園用地の先行取得事業といたしまして、用地購入費455万4,000円を追加計上いたしました。

諸支出金につきましては、土地売払収入として一般会計に繰り出す分977万円を計上いたしました。

次に、これに充当いたします歳入予算でございますが、57ページをお願いいたします。

まず、財産収入といたしましては、一般会計への土地売払収入977万円、一般会計からの繰入金55万4,000円、市債として400万円を追加計上いたしました。

以上、簡単でございますが、今回、御上程をいただきました議案第46号「平成元年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定いただきますようお願いいたします。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

- 議長（田中昭一君） ここで、お昼のため午後1時まで休憩いたします。
（午前11時57分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（田中昭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第23「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。議案を朗読させます。
（市議会事務局長朗読）

議案第47号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任するにつき、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成元年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

住 所
氏 名
職 業
生年月日

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
（市長登壇説明）
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第47号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員の定数は3名でございますが、このたび小路山雄一氏が任期満了を迎えられることに相成りました。これに伴いまして後任の人選を進めてまいりましたが、小路山雄一氏は昭和61年以来1期3年間ではございますが、豊富な知識を生かし、昨今のめまぐるしい税環境の変化の中、その職責を全うされておられますので、今後とも引き続きその任に当たっていただきたく、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

なお小路山雄一氏の住所は和泉市福瀬町909番地で生年月日は昭和7年2月2日生まれ

の57歳であります。職業は醤油醸造業等を営まれております。経歴の御詳細につきましては、お手元配付の別添参考資料のとおりであります。何とぞよろしく御審議を相賜りまして御選任を賜りますようお願いを申し上げて提案理由の御説明に代えさせていただきます。どうかよろしくをお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） お諮りいたします。本件を原案通り同意するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第47号を原案通り同意することに決しました。ここで、ただいま御同意いただきました固定資産評価審査委員さんよりあいさつの申出がありますので、これを許可いたします。

（固定資産評価審査委員会委員登壇、あいさつ）

- 固定資産評価審査委員会委員（小路山雄一氏） このたび、固定資産評価審査委員会委員に選任いただきました小路山雄一でございます。浅学非才の私に再び固定資産評価審査委員という重責を与えられましたことは、まことに身に余る光栄と感謝いたしております。本席をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。近年、都心地価の異常な高騰がここにも波及し、住民の固定資産税に対する関心もますます高まってきております。それだけに、固定資産の評価に当たっては住民の理解を得ながら、特に慎重な対応が求められているところでございます。これらのことを十分認識いたしまして、審査委員として厳正、公正な立場を保ち、適正な審査に努める所存でございます。どうか議会の皆様方にも、従来同様の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。まことに粗辞でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第24「和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会の名称変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第6号

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会の名称変更について
和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会の名称を次のとおり変更する。

平成元年10月3日 提出

和泉市議会議長

記

1. 委員会の名称

開発事業対策特別委員会

- 議長（田中昭一君） 本件につきましては、先の議会運営委員会において御決定をいただいておりますので、直ちに採決を行います。お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議会議案第6号は原案どおり可決いたしました。ここで暫時休憩いたします。恐縮ですが、自席でお願いをいたします。

（午後1時11分休憩）

○
（午後1時14分再開）

- 副議長（藤原正通君） 大変お待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま田中議長から辞職願いが提出されました。なにぶん不慣れでございますので議事運営に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この際、お諮りいたします。「議長辞職許可について」を日程に追加したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、「議長辞職許可について」を日程に追加することを決めます。

議案を配付させます。

（議案配付）

それでは、「議長辞職許可について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第7号

議長辞職許可について

本市議会議長田中昭一氏から、平成元年10月3日づけで、辞職いたしたき旨の願出があ

ったので、本市議会はこれを許可する。

平成元年10月3日提出

和泉市議会副議長

藤原正通

- 副議長（藤原正通君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり田中昭一氏の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、田中昭一氏の議長辞職を許可することに決しました。この際、田中前議長のごあいさつを願います。

（前議長登壇、あいさつ）

- 前議長（田中昭一君） 議長辞任に当たりまして一言、お礼を申し上げたいと存じます。昨年の9月に、改選後、役員改選、その席で議長という大任を御推挙いただきましてまことにありがとうございました。おかげさまをもちまして、皆様方のご協力と御支援のおかげで、この一年間、大過なく過ごすことができました。そのうえにまだ、昨年の4月からは府下の議長会という大役をも残任期間、務めさせていただきまして、本当に身に余る光栄であると感激をいたしております。その間、皆様方の温かい御支援並びにまた、理事者各位の御協力と御理解をいただきまして無事務めさせていただきました。併せてお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

このうえは、和泉市の一議員として今後、市政発展に頑張ってまいる所存でございますので、どうかひとつ、いままで同様、御指導と御鞭撻をお願いを申し上げまして、簡単でございますが、辞任に当たりましてのお礼の言葉といたします。ありがとうございました。（拍手）

- 副議長（藤原正通君） 御丁寧なるごあいさつ、まことにありがとうございました。田中前議長さんには、この一年間、本当に御苦勞様でございました。

この際、お諮りいたします。「議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、「議長選挙について」を日程に追加いたします。

議案を配付させます。

（議案配付）

「議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

選挙第1号

議長選挙について

本市議会議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行う。

平成元年10月3日提出

和泉市議会副議長

藤原正通

議長当選者

氏名

- 副議長(藤原正通君) お諮りいたします。本件につきましては、十分調整の必要があると考えますので、本日はこれにて散会し、先の議会運営委員会の申合せどおり、明日より10日までを休会とし、11日より役選を行いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、あすより10日までは休会とし、11日より役選を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

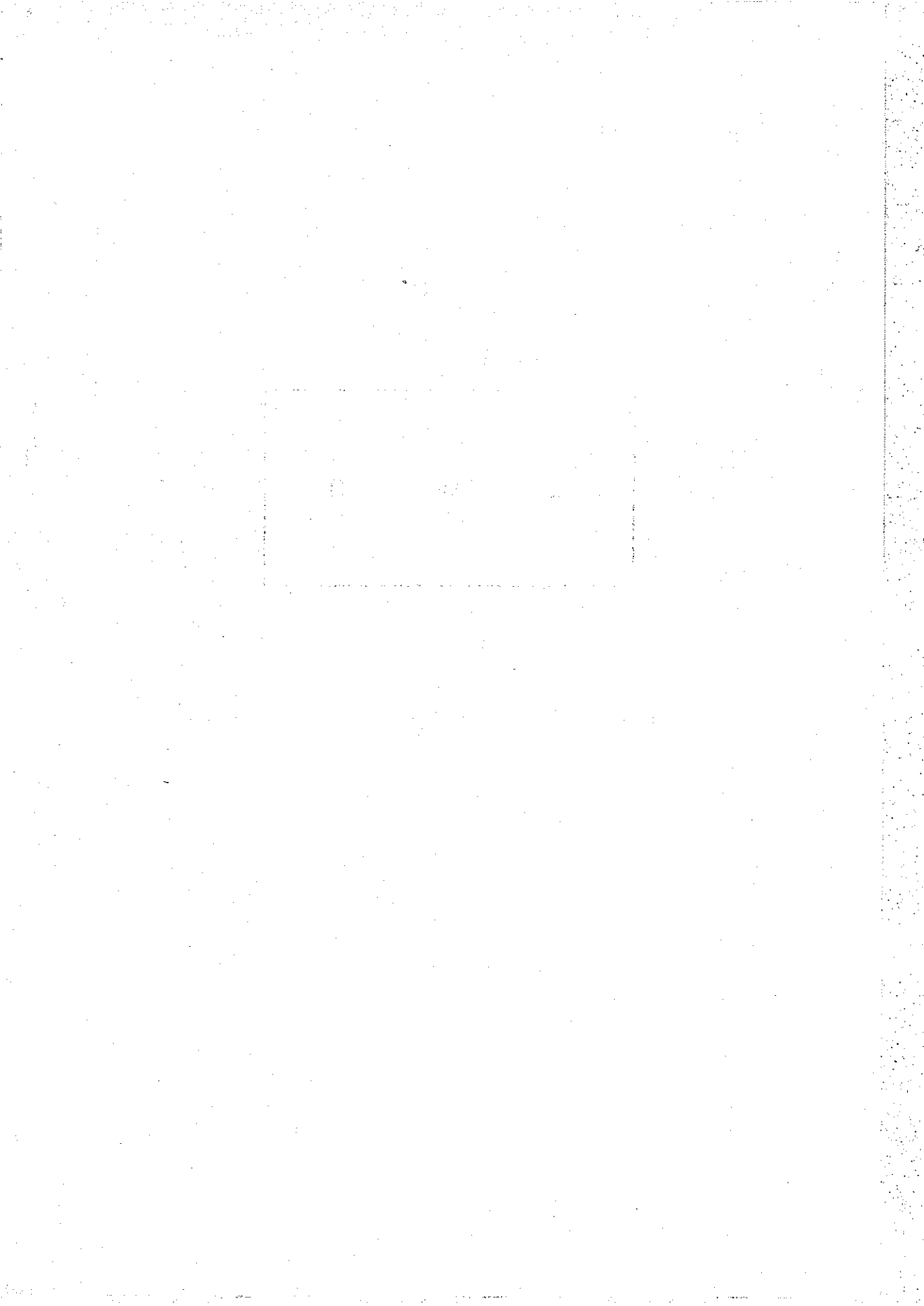
それでは、本日はこれにて散会いたします。

なお、散会后、会派代表者会議を開きたいと存じますので、代表者の方は、よろしく願いをいたします。

(午後1時2分散会)

○

最 終 日



平成元年10月13日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	坂口敏彦君	17番	池辺秀夫君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君
16番	西口秀光君		

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長	池田忠雄	総務部理事	大塚孝之
収	役	坂口禮之助	総務部次長	森利治
入	役	中塚白	総務部次長	奥村富彦
市長公室	長	杉本弘文	財政課長	阪豊光
市長公室	理事	逢野一郎	同和対策部長	堀宏行
市長公室	理事	神藤恒治	同和対策部理事	向井洋
市長公室	理事	中西優	同和対策部次長	明坂文嘉
市長公室	理事	稲田順三	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室	次長	鹿島賢昌	福祉事務所次長	大宅清臣
秘書課	長	井阪和充	福祉事務所次長	農端小一
企画課	長	今村堅太郎	市民生活部長	麻生和義
総務部	長	橘本昭夫	市民生活部次長	岸田秀仁

市民生活部次長	坂田平之	病院事務局次長	谷上徹
市民生活部次長	池辺修次	消防長	角谷泰夫
産業部長	松村吉堯	消防本部次長	高宮武男
産業部理事	中西淳富	消防本部次長	一ノ瀬喜広
産業部次長	高三一行	用地担当理事 土地開発公社事務局長	明坂貞士
産業部次長	藤原清司	教育委員長	藤原忠男
産業部次長	松林保	教育長	西川喜久
建設部長	浅井隆介	管理部長	逢野博之
建設部理事	山崎琢磨	管理部次長	白樫通有
建設部次長	谷俊雄	指導部長	重野欣達
建設部次長	赤田偉信	指導部次長	木村吉男
建設部次長	山崎精二	社会教育部長	生田稔
都市整備部長	萩本啓介	社会教育部理事	竹田明郎
都市整備部理事	阪倉嘉一	社会教育部次長	中辻寿夫
都市整備部次長	三井義秋	社会教育部次長	北野喜平
改良事業部長	富田宏之	会計課長	藤木意繼
改良事業部理事	笠木恒忠	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中稔	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水道部長	岩井益一	監査委員	庄司清三
水道部次長	岸本孝二	監査事務局長	吉田陽三
水道部次長	仲田博文	農業委員会会長	森口義忠
病院長	竹林淳	農業委員会事務局長	信田種行
病院事務局長	藤原光夫		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
議事係長	佐土谷茂一
調査係長	井之上光一
係員	田村隆宏

本会の議事日程は次のとおりである。

平成元年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月13日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙第1号	議長選挙について	別紙

平成元年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月13日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議会議案第8号	副議長辞職許可について	別紙
2	選挙第2号	副議長選挙について	別紙
3	議会議案第9号	常任委員会委員の辞任について	別紙
4	議会議案第10号	特別委員会委員の辞任について	別紙
5	議会議案第11号	常任委員会委員の選任について	別紙
6	議会議案第12号	特別委員会委員の選任について	別紙
7	議会議案第13号	決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
8	選挙第3号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	別紙
9	選挙第4号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	別紙
10	選挙第5号	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	別紙
11	意見第6号	消費税の廃止を求める意見書	別紙

(午前10時00分開議)

- 副議長(藤原正通君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま25名、全員御出席でございます。

- 副議長(藤原正通君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立してお

りますので、これより本日の会議を開きます。

○ 副議長（藤原正通君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

○ 副議長（藤原正通君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。これより議長選挙を投票により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、これより議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は25名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名とし、白票は無効といたします。

それでは、所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じ、順次、投票を願います。

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） それでは、議席番号順にお名前を申し上げますので、順次、よろしく願いいたします。

（投票）

○ 副議長（藤原正通君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人に25番・天堀博君、27番・奥村圭一郎君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、兩名の立ち会いを願います。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

投票総数25票。これは出席議員数と合致いたしております。内訳は、有効投票21票、無効投票4票、無効投票中白票が4票でございます。

有効投票中出原平男議員さんが21票でございます。したがって、出原議員さんが最高得票者でございます。

以上でございます。

- 副議長(藤原正通君) ただいまの報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、出原平男君が議長に当選されました。

以上で議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

- 副議長(藤原正通君) ただいま議長に当選されました出原平男君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

それでは、議長のごあいさつをお願いいたします。

(議長登壇、就任あいさつ)

- 議長(出原平男君) 前議長さん、副議長さんには、本当に長い間御苦労さんでございました。ただいまふつつかな私でございますが、議員皆様方の御推挙をいただき、議長という大役をお受けいたしました。本当にありがとうございます。身に余る光栄でございます。お引き受けいたしました以上は、後に決まります副議長ともども、一生懸命議会運営、和泉市発展のために尽くす所存でございますので、どうか先生方の御協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、御礼の言葉に代えさせていただきます。どうもありがと

うございました。(拍手)

- 副議長(藤原正通君) 以上で私の任務は終わりました。何分、不慣れなため、皆様方には大変御迷惑をおかけいたしました。皆様方の御協力によりまして無事職務を終わらせていただきましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

それでは、新議長に申し送ります。(拍手)

- 議長(出原平男君) 先刻は本当にありがとうございました。
ここで、暫時休憩いたしたいと思います。恐縮ですが、自席でお願い申し上げます。
(午前10時22分休憩)

(午前10時25分再開)

- 議長(出原平男君) 大変お待たせをいたしました。休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま副議長から辞職願が提出されました。

この際、お諮りいたします。「副議長辞職許可について」を日程に追加いたしたいと思えますか、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、「副議長辞職許可について」を日程に追加することを決定いたします。

議案を配付させます。

(議案配付)

- 議長(出原平男君) それでは、「副議長辞職許可について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市議会事務局長朗読)

議会議案第8号

副議長辞職許可について

本市議会副議長藤原正通氏から、平成元年10月13日づけで、辞職いたしたき旨の願出があったので、本市議会はこれを許可する。

平成元年10月13日 提出

和泉市議会議長

出原平男

- 議長（出原平男君） ただいまの朗読どおり、藤原副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、藤原正通君の副議長辞職を許可することに決しました。

ここで、副議長を辞職されました藤原正通君からごあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

（副議長登壇退任あいさつ）

- 3番（藤原正通君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

昨年10月、副議長という大任を仰せつかり、本日まで大過なく務めさせていただきましたことは、これひとえに議員皆様方の温かい御理解と御支援のたまものと深く感謝いたしております。田中議長のもとで多くの市を見聞させていただきました見識を生かし、本市発展のため、本日ただいまより一議員として頑張っている決意でございます。何とぞ今後ともよろしく願いをいたしまして、簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

- 議長（出原平男君） 御丁寧なるごあいさつ、まことにありがとうございました。藤原副議長さんには、長らく大変御苦労さんでございました。

○

- 議長（出原平男君） この際、お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、「副議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思っております。

議案を配付させます。

（議案配付）

「副議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

副議長選挙について

本市議会副議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行う。

平成元年10月13日 提出

和泉市議会議長

出原平男

副議長当選者

氏名

- 議長（出原平男君） お諮りいたします。副議長選挙をいかが取り計らいますか、御意見を伺います。

御意見がないようですので、ここで、暫時休憩をいたします。

（午前10時35分休憩）

（午前11時35分再開）

- 議長（出原平男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。これより副議長選挙を投票により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、これより副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は25名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とし、白票は無効といたします。

それでは、所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じ、順次、投票を願います。

- 市議会事務局長(北野敦雄君) それでは、議席番号順にお名前を申し上げますので、順次、よろしく願いいたします。

(投票)

- 議長(出原平男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人に1番・坂口敏彦君、7番・赤坂和見君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、両名の立ち会いを願います。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

投票総数25票。これは出席議員数と合致いたしております。内訳は、有効投票21票、無効投票4票、無効投票中白票が4票でございます。

有効投票中西口秀光議員さんが21票でございます。したがって、西口秀光議員さんが最高得票者でございます。

以上でございます。

- 議長(出原平男君) ただいまの報告とおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、西口秀光君が副議長に当選されました。

以上で副議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

- 議長(出原平男君) ただいま副議長に当選されました西口秀光君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

それでは、ここで副議長のごあいさつを願います。

(副議長登壇就任あいさつ)

- 副議長(西口秀光君) ただいま副議長の大役を仰せつかりました。本当に嬉しく、ありがたく胸一杯でございます。今後は、出原議長さんのもとで職務に励んでまいりたいと思います。これからも議員先輩各位におかれましては、私に対して変わらぬ御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

簡単粗辞ではございますが、副議長就任に当たってのごあいさつといたします。(拍手)

○

(追加日程表配付)

- 議長(出原平男君) この際、お諮りいたします。ただいまお手元に追加配付いたしました日程表に従いまして、それぞれ日程追加をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、日程第3より日程第11までをそれぞれ追加することに決めます。

- 議長(出原平男君) それでは、議案を配付させます。

(追加議案配付)

- 議長(出原平男君) それでは、日程第3及び第4は各委員会委員の辞任でありますので、これを一括議題といたします。

議案は表題のみ朗読させます。

なお、ただいまの議案書の2枚目以降の日付及び議長名は、時間の都合上記入いたしておりませんので、御了承のほどをお願いいたします。

(市議会事務局長朗読)

議会議案第9号

常任委員会委員の辞任について

本市議会常任委員会の下記委員より、平成元年10月13日づけで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

平成元年10月13日提出

和泉市議会議長

出原平男

記

総務委員会委員

若浜記久男 森悦造 坂口敏彦 勝部津喜枝 友田博文

産業文教委員会委員

松尾孝明 木村静雄 並河道雄 中塚新治 原重樹
飯坂楠次

建設水道委員会委員

天堀博 西口秀光 藤原正通 穴瀬克己 讃岐一太郎
池辺秀夫 奥村圭一郎

厚生病院委員会委員

竹内修一 須藤洋之進 赤阪和見 柳瀬美樹 出原平男
早乙女実 田中昭一

議会議案第10号

特別委員会委員の辞任について

本市議会特別委員会の下記委員より、平成元年10月13日づけで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

平成元年10月13日提出

和泉市議会議長

出原平男

記

交通公害対策特別委員会委員

出原平男 中塚新治 須藤洋之進 並河道雄 赤阪和見
松尾孝明 柳瀬美樹 木村静雄 勝部津喜枝 天堀博

飯坂 楠次 友田 博文

開発事業対策特別委員会委員

赤阪 和見 早乙女 実 須藤洋之進 穴瀬 克己 讃岐一太郎
森 悦造 西口 秀光 池辺 秀夫 若浜記久男 原 重樹
飯坂 楠次 奥村圭一郎

同和対策特別委員会委員

西口 秀光 友田 博文 坂口 敏彦 須藤洋之進 穴瀬 克己
木村 静雄 早乙女 実 原 重樹

関西新国際空港対策特別委員会委員

奥村圭一郎 讃岐一太郎 坂口 敏彦 並河 道雄 赤阪 和見
出原 平男 勝部津喜枝 飯坂 楠次

土地開発公社特別委員会委員

坂口 敏彦 中塚 新治 並河 道雄 穴瀬 克己 森 悦造
西口 秀光 若浜記久男 出原 平男 早乙女 実 天堀 博
飯坂 楠次 奥村圭一郎

- 議長（出原平男君） お諮りいたします。ただいま朗読どおり、各委員会委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第9号及び第10号の委員の辞任は許可されました。



- 議長（出原平男君） 次に、日程第5より第7までは各委員会委員の選任でありますので、これを一括議題といたします。

議案は表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第11号

常任委員会委員の選任について

本市議会常任委員会委員の辞任につき、下記のとおり選任する。

平成元年10月13日 提出

和泉市議会議長

出原平男

記

総務委員会委員

産業文教委員会委員

建設水道委員会委員

厚生病院委員会委員

議会議案第12号

特別委員会委員の選任について

本市議会特別委員会委員の辞任につき、下記のとおり選任する。

平成元年10月13日提出

和泉市議会議長

出原平男

記

交通公害対策特別委員会委員

開発事業対策特別委員会委員

同和対策特別委員会委員

関西新国際空港対策特別委員会委員

土地開発公社特別委員会委員

議会議案第13号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

平成元年10月13日提出

和泉市議会議長

出原平男

記

決算審査特別委員会委員（12名）

○ 議長（出原平男君） お諮りいたします。この際、暫時休憩後、議員総会において各委員

の選任を御協議願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

なお、午後1時からこの場で議員総会を行いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

(午前11時50分休憩)



(午後3時05分再開)

- 議長(出原平男君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会委員の選任につきましては、先刻の議員総会におきまして種々協議を願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私から選任させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、各委員会委員の氏名を局長をして朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 順不同、敬称は略させていただきます。

総務委員会委員=松尾孝明、中塚新治、飯坂楠次、並河道雄、木村静雄、早乙女実、以上6名。

産業文教委員会委員=奥村圭一郎、讃岐一太郎、勝部津喜枝、若浜記久男、藤原正通、柳瀬美樹、以上6名。

建設水道委員会委員=竹内修一、森悦造、原重樹、赤阪和見、友田博文、坂口敏彦、出原平男、以上7名。

厚生病院委員会委員=天堀博、須藤洋之進、池辺秀夫、穴瀬克己、田中昭一、西口秀光、以上6名。

引き続きまして、特別委員会関係でございます。

交通公害対策特別委員会委員=藤原正通、友田博文、森悦造、奥村圭一郎、赤阪和見、木村静雄、若浜記久男、竹内修一、須藤洋之進、勝部津喜枝、天堀博、柳瀬美樹、以上12名。

開発事業対策特別委員会委員=坂口敏彦、木村静雄、松尾孝明、飯坂楠次、田中昭一、讃岐一太郎、若浜記久男、赤阪和見、早乙女実、原重樹、柳瀬美樹、穴瀬克己、以上12名。

同和対策特別委員会委員＝原重樹、讃岐一太郎、早乙女実、木村静雄、友田博文、勝部津喜枝、穴瀬克己、池辺秀夫、以上8名。

関西新国際空港対策特別委員会委員＝赤阪和見、須藤洋之進、中塚新治、並河道雄、坂口敏彦、田中昭一、藤原正通、若浜記久男、以上8名。

土地開発公社特別委員会委員＝若浜記久男、中塚新治、森悦造、奥村圭一郎、友田博文、木村静雄、坂口敏彦、勝部津喜枝、原重樹、並河道雄、柳瀬美樹、藤原正通、以上12名。

決算審査特別委員会委員＝坂口敏彦、藤原正通、赤阪和見、中塚新治、森悦造、柳瀬美樹、若浜記久男、木村静雄、勝部津喜枝、早乙女実、飯坂楠次、田中昭一、以上12名。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） お諮りいたします。ただいま局長朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第11号より第13号までの委員の選任の件は、朗読どおり選任することに決しました。

- 議長（出原平男君） 次に、日程第8より日程第10はいずれも組合議会議員の選挙でありますので、これを一括議題といたします。

議案の表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

選挙第3号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

泉北環境整備施設組合規約第6条第1項の規定により選挙を行なう。

平成元年10月13日 提出

和泉市議会議長

出原平男

記

泉北環境整備施設組合議会議員（5名）

選挙第4号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

泉北水道企業団規約第5条第1項の規定により選挙を行なう。

平成元年10月13日提出

和泉市議会議長

出原平男

記

泉北水道企業団議会議員（5名）

選挙第5号

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について

南大阪湾岸北部流域下水道組規約第6条の規定により選挙を行なう。

平成元年10月13日提出

和泉市議会議長

出原平男

記

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員（3名）

- 議長（出原平男君） お諮りいたします。本3件の選挙につきましては、先刻の議員総会で十分御協議を願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私から指名推薦をさせていただきますかと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から指名推薦をさせていただきます。

組合議会議員の氏名を局長から朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 順不同、敬称は略させていただきます。

泉北環境整備施設組合議会議員＝並河道雄、田中昭一、森悦造、竹内修一、奥村圭一郎、

以上5名。

泉北水道企業団議会議員＝須藤洋之進、若浜記久男、飯坂楠次、天堀博、池辺秀夫、以

上5名。

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員＝松尾孝明、藤原正通、勝部津喜枝、以上3名。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） お諮りいたします。ただいま朗読どおり指名推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員は、地方自治法第118条第3項の規定により当選されました。

それでは、ここで泉北環境整備施設組合議会議員に当選されました並河道雄君、田中昭一君、森悦造君、竹内修一君、奥村圭一郎君及び泉北水道企業団議会議員に当選されました須藤洋之進君、若浜記久男君、飯坂楠次君、天堀博君、池辺秀夫君並びに南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員に当選されました松尾孝明君、藤原正通君、勝部津喜枝君に対し、本席より会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

○

- 議長（出原平男君） ここで、各常任委員会の正副委員長さんが互選されましたので、局長をして朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。敬称は略させていただきます。

総務委員会委員長に松尾孝明、副委員長に中塚新治。

産業文教委員会委員長に奥村圭一郎、副委員長に讃岐一太郎。

建設水道委員会委員長に竹内修一、副委員長に森悦造。

厚生病院委員会委員長に天堀博、副委員長に須藤洋之進。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） この際、各正副委員長のごあいさつをお願いいたします。

（常任委員会正副委員長代表＝総務委員長あいさつ）

- 総務委員長（松尾孝明君） 慣例に従いまして、一言、ごあいさつ申し上げます。

われわれ8名が今回、正副委員長に互選されました。今後は誠心誠意、本市発展と委員会の運営の円滑化のために尽くしたいと思います。議員先生方におかれましては、よろしく御協力、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、ごあいさつといたします。ありがとうございました。

（拍手）

- 議長（出原平男君） 各常任委員会正副委員長さんのごあいさつが終わりました。正副委員長さんには、委員会の運営につきましてよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） それでは、日程第11「消費税の廃止を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第6号

消費税の廃止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成元年10月13日

提出者

和泉市議会議員

天 堀 博

並 河 道 雄

須 藤 洋之進

西 口 秀 光

若 浜 記久男

消費税の廃止を求める意見書

本年4月に導入した消費税は、混乱を招き、国民の生活と中小業者の営業を破壊する悪税であり、さらに地方自治体にとっても行政経費を増大させ、各種公共料金の値上げなど住民に多大の負担を押しつけるもので到底容認できるものではない。

参議院選挙の結果を見ても明らかのように、今や国民は廃止を求める選択をしたと言っても過言ではない。

消費税が、多くの国民から批判を浴び、新たな公平・公正な税制の確立をもとめる声が一層高まっている現実を見るとき、我々もそれらの声の実現こそ責務であり、使命と考える。

よって、政府は、消費税については直ちに廃止し、国民の声に応えるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成元年10月13日

大阪府和泉市議会

- 議長（出原平男君） 提案の趣旨説明を願います。

- 25番(天堀 博君) 25番・天堀です。提出者を代表いたしまして趣旨説明を行います。

ただいま局長の朗読どおりでありますけれども、私ども和泉市議会としては、今まで幾度となく、この大型間接税あるいは消費税の廃止あるいは導入に反対する意見書等を採択してきているところであります。また、この文書の中にもありますように、参議院選挙の結果から見ましても、廃止を求める国民の声は大きなものがあります。現在、国会の方でもこのことが審議されようとしておりますけれども、私ども和泉市議会としても、再度、廃止を求める意見書を提出する次第でございますので、議員皆様方にはよろしく願いをいたします。

- 議長(出原平男君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

- 28番(友田博文君) ただいま提案されました意見書に対しまして、反対の立場から御意見を申し上げます。

ただいまの意見書の中で「国民は廃止を求める選択」とありますが、半年強になりますけれども、消費税は大きな混乱もなく国民の間に浸透されてきております。最近の調査では、決して廃止ではなく、見直しを、という声が国民から上がっているのは御承知のとおりであります。今後、高齢化社会に向けて消費税による税収入は、国民にとって必要不可欠なものであるとともに、今、開会中の国会においても見直しを含めた改正案が出されているところであります。また、既に一度、3月議会において撤廃を求める意見書が採択されておりますことも重視するところであります。

以上、述べました趣旨に基づいて、この意見書には反対を表明いたします。

- 議長(出原平男君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

(「反対」、「異議なし」の声錯綜)

反対の声がありますので、挙手による採決を行います。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、意見第6号は原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 議長(出原平男君) ここで、お諮りいたします。ただいま市長より「監査委員の選任について」の議案が提出されましたので、この際、日程に追加したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

つきましては、決算審査特別委員会に御審議を願うことに相なりました。委員の皆様方には、まことに御苦勞ではございますが、よろしく願いを申し上げる次第であります。

なおまた、本議会を通じ、議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望につきましては十分にこれを尊重いたしまして、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援、御協力をお寄せを賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

なお、本定例議会におきまして、任期満了により御退任をされることになりました田中前議長さん、藤原前副議長さんには、御就任以来、円滑な議会運営を通じまして市政発展のために御尽すいをいただき、御大任を全うされました。この間におけるお2人の並み並みならぬ御尽力と御心勞に対しまして、高うございますが、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

また、後任の議長さんには出原議員さん、副議長さんには西口議員さんが、先刻、皆様方の御推挙によりまして御就任されました。まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げますとともに、今後ともよろしく御指導を相賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

なおまた、監査委員さんには、並河議員さんが先刻、皆様方の御同意によりまして御就任いただきました。今後の地方自治監査制度の適正な運営を御期待申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

また、各常任委員会委員さん及び特別委員会委員さんにつきましても改選をしていただきました。それぞれ所管されます事項につきまして、いろいろ御審議を相賜り、御苦勞をおかけすることとは存じますが、よろしく願いを申し上げます。

終わりに臨みまして、長時間にわたりまして御審議を相煩わし、御議決いただきましたことに対しまして、重ねて厚く深く御礼を申し上げますとともに、ちょうど気候の変わり目でもございます。議員皆様方にはくれぐれも御自愛をいただき、御健勝で御多幸で市政発展のため御活躍を相賜りますようひたすら御折念をお願いを申し上げます。簡単ではございますが、御礼のごあいさつとさせていただきます。長時間にわたりまして本当にありがとうございました。



(議長登壇、あいさつ)

- 議長(出原平男君) 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

去る10月2日、開会されまして本日までの長期間にわたる定例会も、議員皆様方の御協

力によりまして一般質問及び諸議案、なおまた、役員選挙等々に慎重御審議を煩わし、本日、ここに全日程を終了できましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

特に先刻の役員選挙に際しましては、不肖私、皆様方の絶大な御推挙をいただき、身に余る光栄と存じます。ここに改めて厚く御礼を申し上げます。

なお、今後の議会運営に格段の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、これもちまして平成元年第3回定例会を閉会いたします。長時間、本当にありがとうございました。

(午後3時35分閉会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 出 原 平 男
(同 署名議員)

同 副 議 長 西 口 秀 光

同 署名議員 若 浜 記 久 男

同 署名議員 木 村 静 雄

